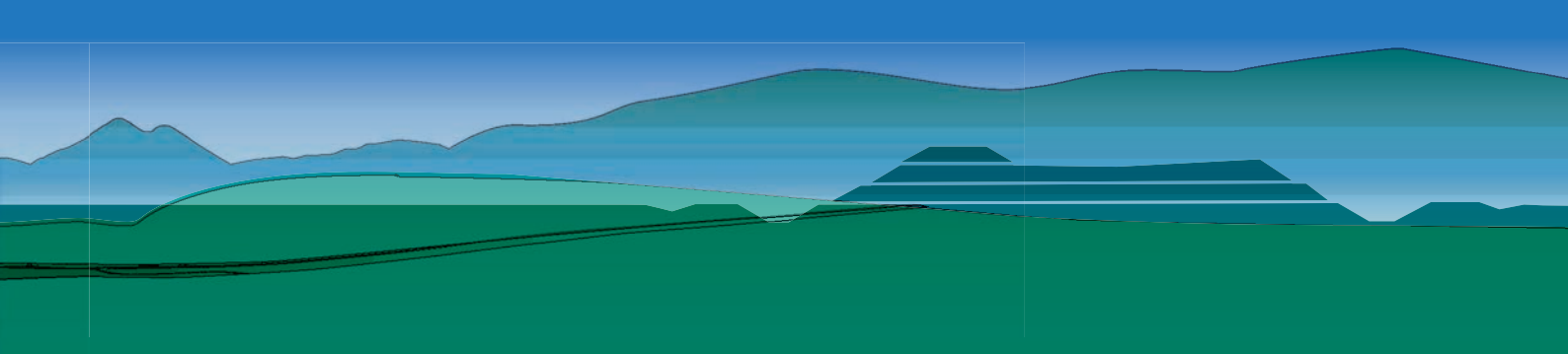




史跡古市古墳群整備基本計画 (第2次)

令和7年3月
藤井寺市教育委員会
羽曳野市教育委員会



史跡古市古墳群整備基本計画 (第2次)

令和7年3月

藤井寺市教育委員会
羽曳野市教育委員会

序

藤井寺市は、大阪府南河内地域の北部に位置し、面積はおよそ9㎢で、国内5番目の小さな市です。

本市域は、旧石器時代や縄文時代の古から人々の営みが認められ、世界遺産である古市古墳群、西国三十三所第五番札所の葛井寺をはじめ、菅原道真ゆかりの道明寺、道明寺天満宮など、多くの国宝や重要文化財を有する寺社もあり、豊かな歴史的環境に恵まれています。また、かつてはプロ野球近鉄バファローズの本拠地であった藤井寺球場は球団の移転後、歴史遺産との調和を図りながら良好な住宅地として整備されてきました。令和6年3月に策定した第六次藤井寺市総合計画では「～人と歴史が活きる未来へ～ 笑顔と活気に満ちた快適なまち ふじいでら」をまちの将来像とし、独自の歴史文化を活かすまちづくりを進めることとされています。

古市古墳群は、およそ4km四方の藤井寺市と羽曳野市にまたがる範囲にあり、かつては130基以上の古墳を擁していました。現存する古墳は45基ですが、古墳群の特徴を良く残すことから、令和元年に、堺市にある百舌鳥古墳群とともに国内23番目の世界遺産に登録され、日本の古墳時代の代表として、人類共有の稀有な文化遺産に認められました。

本計画は、史跡古市古墳群の本質的価値を保存することとともに、その価値を伝え、学びの場、文化的活動及び憩いの場として、市民をはじめ多くの人々が親しめるように活用を図ることを大切な観点として、史跡古市古墳群整備検討委員会において検討を重ね、策定したものです。本計画をもとに、本古墳群の保存活用、整備を推進し、未来へ確実に継承してまいります。

末尾になりますが、本計画を策定するにあたり、整備検討委員会の委員をはじめ、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課や関係機関の皆様から、幅広いご指導とご協力を賜りました。ここに深く感謝申し上げますとともに、今後は本計画を進めるにあたり、引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月
藤井寺市教育委員会
教育長 見浪 陽一

序

大阪府の東南部に位置する羽曳野市は、金剛、葛城の山並みを仰ぎ、石川がゆるやかに流れる、水と緑に恵まれた自然豊かなところです。このような自然環境は太古の昔から人々の暮らしに恵みを与え、文化を育み、長い時の流れの中で培われた数多くの歴史遺産は今も大切に受け継がれています。本市では、これらの豊かな自然や文化財を活かしつつ、第6次羽曳野市総合基本計画（後期計画）の施策目標のひとつに“歴史・文化が息づき心身ともに躍動するまち”をテーマに、まちづくりを進めています。

この歴史・文化の中でも、特に古市古墳群は百舌鳥古墳群とともに令和元年度に世界遺産に記載され、その普遍的価値の保護と継承が不可欠となりました。また、文化財保護法では、これまで受け継がれた文化財は万全な保護を図った上で、広く国民に公開・活用する方針が示されています。

本計画は、これらの点を踏まえ、史跡古市古墳群の本質的価値を確実に保存する観点と、分かりやすく伝達し、体感できるようにする観点を整理し、多くの皆さまに古墳に親しんでいただける整備の手法や活用の有り方について、整備検討委員会にお諮りし、議論・検討して策定したものです。

文末になりますが、本計画の策定にあたり整備検討委員会の先生方をはじめ、文化庁並びに大阪府教育庁や関係機関の皆さまには多大なご指導とご協力を賜りましたことに厚く感謝申し上げます。今後は、本計画を市民の皆さまと共有し、古市古墳群の整備や公開への取組みを推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月
羽曳野市教育委員会
教育長 村田 明彦

例 言

1. 本書は、大阪府藤井寺市・羽曳野市に所在する史跡古市古墳群の整備基本計画（第2次）である。
2. 本基本計画の策定事業は、令和5・6年度に「国宝重要文化財等保存整備費補助金（歴史活き活き！史跡等総合活用事業費補助金）」の補助を受け、藤井寺市教育委員会が事業主体となり、羽曳野市教育委員会と共同で実施した。
3. 本基本計画は、藤井寺市教育委員会及び羽曳野市教育委員会が、各市教育委員会の「古市古墳群整備検討委員会規則」に基づき設置した「史跡古市古墳群整備検討委員会」による審議・検討によりまとめたものを、藤井寺市教育委員会及び羽曳野市教育委員会が所定の手続きを経て作成したものである。
4. 策定に関わる事務は、藤井寺市教育委員会教育部文化財保護課、羽曳野市教育委員会生涯学習部文化財・世界遺産室が担当し、関連作業を株式会社イビソク関西支店に業務委託した。
5. 本基本計画策定にあたり、以下の関係機関の方々から多大なご協力と指導を賜った。記して厚くお礼を申し上げる次第である。（敬称略・順不同）
文化庁文化財第二課・文化資源活用課、宮内庁書陵部陵墓課、大阪府教育庁文化財保護課、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局、堺市文化観光局歴史遺産活用部世界遺産課・文化財課
6. 本書で使用する現況図などの地図は、地形・工作物などの概略を示すもので、土地境界や建築位置などを厳密に示すものではない。

目 次

序 文 例 言

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的 1

- 1. 策定に至る経緯..... 1
- 2. 策定の目的..... 2
- 3. 策定の体制..... 2
- 4. 対象範囲..... 4
- 5. 計画の期間..... 6

第2章 史跡古市古墳群の概要 7

- 1. 現況及び現在に至る経過 7
 - (1) 古市古墳群の現況
 - (2) 史跡古市古墳群の保護にかかる取り組み状況
- 2. 歴史環境 37
- 3. 自然環境 42
 - (1) 地形・地質
 - (2) 植生
 - (3) 水系、水質
 - (4) 生態系
- 4. 古墳群を取り巻く社会的環境 46
 - (1) 交通
 - (2) 土地利用
 - (3) 歴史文化関連施設
 - (4) 関連法規制など
 - (5) 関連団体及びイベントなど

第3章 整備に向けた課題 65

- 1. 保存のための課題..... 65
- 2. 活用のための課題..... 66
- 3. その他の課題..... 67

第4章 基本理念及び基本方針 75

- 1. 史跡の本質的価値 75
- 2. 基本理念..... 76
- 3. 基本方針..... 76

第5章 全体計画	79
1. 史跡古市古墳群第2期整備の基本方針.....	79
2. 調査計画.....	81
(1) 目的	
(2) 調査区の設定	
(3) 調査方針	
3. 整備の手法.....	81
(1) 保存のための整備	
(2) 活用のための整備	
4. 遺構保存計画.....	88
(1) 悪影響がある樹木の伐採	
(2) 遺構保護盛土	
(3) 周濠の洗掘防止対策	
5. 環境保全計画.....	90
(1) 水の確保と管理	
(2) 周濠内の水質改善	
(3) 樹木伐採、剪定、植栽	
(4) 古墳群の眺望景観の改善	
6. 公開計画.....	91
(1) 古墳内の公開	
(2) 古墳群の周遊	
7. ガイダンス、便益、管理施設計画.....	94
(1) ガイダンス施設	
(2) 便益施設	
(3) 管理施設	
8. 説明、案内施設計画.....	96
(1) 共通の方針	
(2) 案内・解説板の種類と計画概要	
9. 設備（給水、排水、電気等）計画.....	98
(1) 給水設備	
(2) 排水設備	
(3) 電気設備	
(4) 防災防犯設備	
(5) その他	
10. 整備後の公開活用計画.....	99
(1) 古市古墳群の魅力を情報発信	
(2) 地域の誇りになる歴史体験の場としての活用	
(3) 多世代が親しみを感じる憩いの場としての活用	

11. 整備後の管理運営計画	101
(1) 管理運営に関する基本方針	
(2) 管理運営の対象と内容	
(3) 管理予定表の作成	
12. 各古墳の整備方針.....	102
第6章 個別計画.....	113
1. 第2期整備事業対象古墳の計画	113
(1) 峯ヶ塚古墳【7】	
(2) 唐櫃山古墳【21】	
(3) 城山古墳【3】	
(4) 鉢塚古墳【8】	
第7章 連携計画.....	124
1. 周辺文化財との連携計画	124
(1) 埴輪窯跡	
(2) 同時代の集落跡	
(3) 地域の歴史遺産	
(4) 大阪府立近つ飛鳥博物館との連携	
(5) 広域における文化財との連携	
2. 百舌鳥古墳群との連携計画	134
3. 他部局との連携方針.....	135
4. 市民とボランティア等との連携方針.....	136
第8章 事業計画.....	137
1. 年次計画	137
2. 事業手法	139
3. 事業推進体制.....	139

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

1. 策定に至る経緯

藤井寺市と羽曳野市に跨って所在する古市古墳群（以後、「本古墳群」と言う）は、大王墓と考えられる巨大な前方後円墳をはじめ大小さまざまな大きさや形の古墳が存在し、4世紀後半から6世紀中頃に築造されたと考えられ、消滅した古墳を含む130基以上の古墳からなる国内有数の古墳群である。

古代国家形成期の中央政権の構造を考える上で学術的価値が高いことから、その一部の古墳は早くから史跡指定されていたが、古墳群としての一体性が重要であることから、平成13（2001）年度に「史跡古市古墳群」として統合された。

史跡古市古墳群の整備基本計画については、昭和61（1986）年度に藤井寺市教育委員会において城山古墳の整備基本計画を策定し、羽曳野市教育委員会においては峯ヶ塚古墳整備基本構想が策定されている。しかし、その後は進展がなく、他の古墳についても整備の構想や計画は策定されていなかった。

平成22（2010）年11月に本古墳群が堺市に所在する百舌鳥古墳群とともにユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、恒久的な保全を図る必要があることから、平成25（2013）年度に『国史跡古市古墳群保存管理計画』、平成30（2018）年度に『史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）』（以後、「整備基本計画（第1次）」と言う）を策定した。

令和元（2019）年度には、百舌鳥古墳群とともに「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」として、アゼルバイジャンの首都バクーで開催された第43回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決議された。併せて示された追加的勧告において、「史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること※（注）[事実誤認]。その際、計画と保存の目的及び顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること」が示された。この追加的勧告と、新たな史跡追加指定に対応すべく令和5（2023）年3月には『国史跡古市古墳群保存活用計画』（以後、「保存活用計画」と言う）を策定したうえで、令和5（2023）年度から2か年を掛け、整備基本計画（第1次）を改訂し、史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）（以後、「本計画」と言う）を策定することとした。

（注）イコモスからの追加的勧告「C）史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、保存の目的と顕著な普遍的価値（OUV）の保護との整合性を確実に担保すること。」のうち、下線部について事実誤認の訂正を申し入れたが、そのまま決議文が出された。

※〔訂正内容〕既存の整備計画を更新すること。



図 1-1 史跡古市古墳群位置図

2. 策定の目的

本計画策定の目的は、国指定史跡である各々の古墳を保存して未来に確実に継承することを主眼に、本古墳群全体の景観を一体的に保全するとともに、学習や交流のできる憩いの空間として古墳を公開・活用することにより地域の誇りや活性化の核にすること、さらには大阪府や堺市と連携して百舌鳥古墳群との統一的な整備を実施しつつも、本古墳群としての個性や特徴をあらわしていくことである。

このため本計画では、保存活用計画で示した整備と公開・活用の基本方針や整備の推進方法、整備基本計画（第1次）で示した方針を踏まえ、古墳の立地、保存状況、史跡指定地の公有化や調査の進捗状況、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議での追加的勧告への対応などに応じ、史跡の本質的価値を踏まえた適切な整備の方針や方法を設定する。また、関係機関とも協議を図り、便益施設や学習交流施設の設置、百舌鳥古墳群の所在する堺市や陵墓等を管理する宮内庁との連携・協力などの基本的な考え方をまとめることにより、整備事業の円滑な推進に資するよう定めるものである。

3. 策定の体制

本計画を策定するため、藤井寺市教育委員会と羽曳野市教育委員会は、事務局をそれぞれ教育部文化財保護課並びに生涯学習部文化財・世界遺産室と定めた上で、考古学、歴史学、造園学、遺跡整備の分野の学識経験者からなる「史跡古市古墳群整備検討委員会」（以後、「整備検討委員会」と言う）を両市共同で設置し、その指導・助言を受けて策定した。

また、本古墳群は藤井寺市並びに羽曳野市の市街地に分布し、史跡指定地を含めてその周辺部の大半は住宅地となっている。したがって、古墳の周辺環境を考える上で、住民生活との調和が不可欠であることから、両市の庁内関係各課と計画内容を共有し、関連計画との整合性を図った。

さらに、市民の意見を本計画に反映させるため、本計画の原案作成後にその内容を公表し、市民意見公募（パブリックコメント）を行い、所定の手続きを経て本計画の策定に至った。

〈整備検討委員会 委員及び関係者〉

■委員

和田 晴吾 （兵庫県立考古博物館名誉館長、考古学）

福永 伸哉 （大阪大学大学院人文学研究科教授、考古学）

市 大樹 （大阪大学大学院人文学研究科教授、歴史学）

今西 純一 （大阪公立大学大学院農学研究科教授、造園学、緑地環境計画）

※令和5（2023）年度まで

今西 亜友美（近畿大学総合社会学部総合社会学科環境・まちづくり系専攻教授、都市環境学）

※令和6（2024）年度から

前川 歩 （畿央大学健康科学部人間環境デザイン学科准教授、都市計画、遺跡整備）

高橋 知奈津（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡研究室室長、庭園・遺跡整備）

■助言者

文化庁 文化財第二課

文化資源活用課

大阪府教育庁 文化財保護課

■協力者

宮内庁 書陵部 陵墓課

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局

堺市 文化観光局 歴史遺産活用部 文化財課

堺市 文化観光局 歴史遺産活用部 世界遺産課

羽曳野市 都市開発部 都市計画課

羽曳野市 土木部 道路公園課

藤井寺市 都市整備部 都市デザイン課

藤井寺市 都市整備部 まちとみどり保全課

■事務局

藤井寺市教育委員会事務局 教育部 文化財保護課

羽曳野市教育委員会事務局 生涯学習部 文化財・世界遺産室

表 1-1 史跡古市古墳群整備検討委員会開催経過

名 称	開催日	開催場所	主な審議事項
令和5年度 第1回史跡古市古墳群 整備検討委員会	令和5年 9月 25 日	羽曳野市役所 別館2階研修室	・会長、副会長の選任について ・史跡古市古墳群整備基本計画の改定について（章立て、刊行スケジュール）
令和5年度 第2回史跡古市古墳群 整備検討委員会	令和6年 1月 10 日	羽曳野市役所 議会棟 第二委員会室	・史跡古市古墳群整備基本計画の改定について（目次～第4章）
令和5年度 第3回史跡古市古墳群 整備検討委員会	令和6年 2月 19 日	藤井寺市役所 6階 604 会議室	・史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）の改定について（第5・6章）
令和5年度 第4回史跡古市古墳群 整備検討委員会	令和6年 3月 25 日	藤井寺市役所 3階 305 会議室	・史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）の改定について（全章）
令和6年度 第1回史跡古市古墳群 整備検討委員会	令和6年 7月 9 日	羽曳野市役所 別館3階 1・2会議室	・史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）の改定について
令和6年度 第2回史跡古市古墳群 整備検討委員会	令和6年 9月 25 日	羽曳野市役所 議会棟 第二委員会室	・史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）の改定について
令和6年度 第3回史跡古市古墳群 整備検討委員会	令和6年 11月 13 日	藤井寺市役所 7階 702 会議室	・史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）の改定について
令和6年度 第4回史跡古市古墳群 整備検討委員会	令和7年 3月 10 日	藤井寺市役所 3階 305 会議室	・史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）の改定について

4. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本古墳群として史跡指定を受けた 23 基の古墳と、追加指定の必要がある野中宮山古墳を加えた合計 24 基を取り扱うものとする。

なお、本古墳群は、古墳群として面的な史跡指定をされておらず、指定区域は各古墳単体となっている。現在、古市古墳群において 130 基以上の古墳が確認されているが地表面に墳丘が視認できるのは 45 基である。そのうち、23 基が国史跡に指定されており、この中には指定範囲が陵墓・陵墓参考地の範囲にあるもの 2 基（城山古墳・墓山古墳）、同一古墳であるが陵墓の範囲と史跡指定の範囲を画する古墳が 4 基（応神天皇陵古墳外濠外堤・仲姫命陵古墳周堤・白鳥陵古墳周堤・安閑天皇陵古墳周堤）である。一方、陵墓、陵墓参考地として宮内庁が管理する古墳も 27 基が存在している。

このように群内の各古墳の所管や指定形態が異なっているものの、本計画においては、古墳群全体としての保全を念頭に置いた整備を検討する。

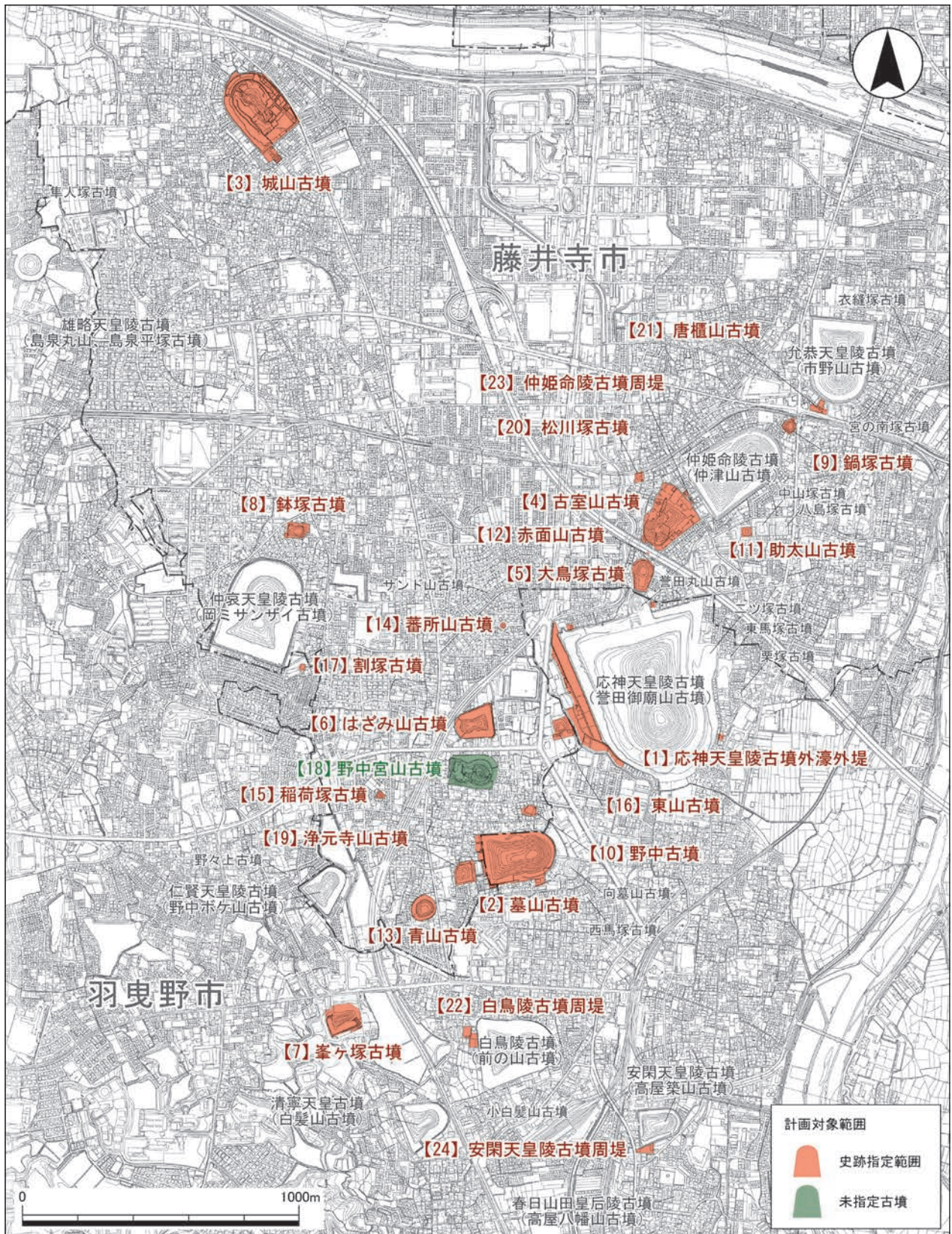


図 1-2 史跡古市古墳群整備計画対象範囲図

5. 計画の期間

整備事業については、長期的な展望の中で計画や方針に従って段階的に進める必要がある。整備の着手は令和 7（2025）年度を初年度とし、事業工程は 5 年間を 1 スパンとして順次進めていく。

本計画では、令和 7（2025）年度から 10 年間を計画期間とし、2 つのスパンに分けて第 2 期前半及び後半とする。なお、次の整備基本計画（第 3 次）は、令和 12（2030）年度以降の第 2 期の期間中に検討し、整備を継続的に実施するものとする。

また、計画の策定後は社会経済情勢や本古墳群を取り巻く状況の変化に対応するため、定期的に整備内容を点検し、必要な見直しや改善を検討し、整備検討委員会で図った上で、計画を変更するものとする。

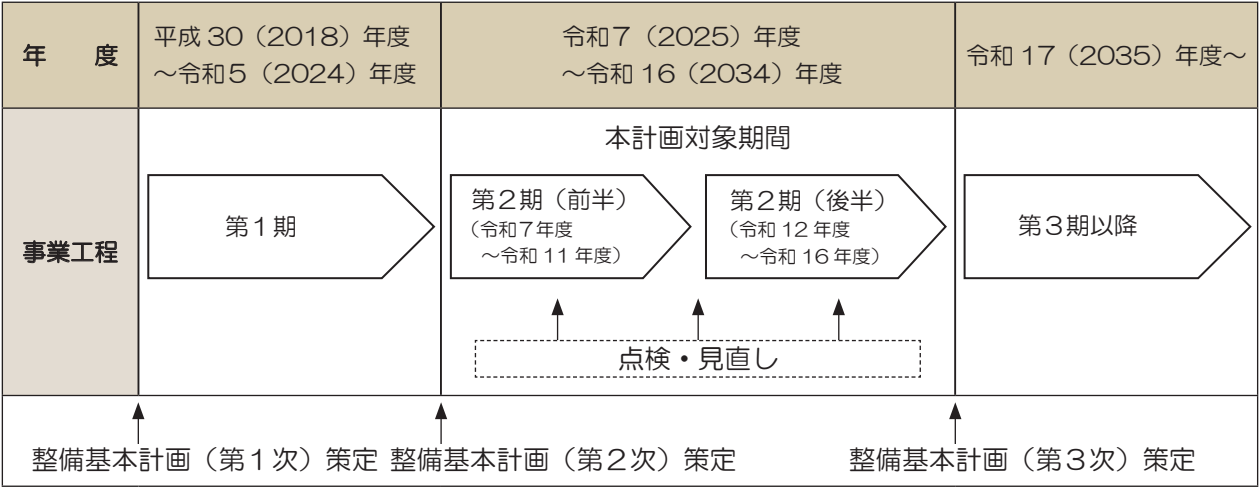


図 1-3 計画の期間

第2章 史跡古市古墳群の概要

1. 現況及び現在に至る経過

(1) 古市古墳群の現況

本古墳群は、藤井寺市と羽曳野市に跨る4km四方の広範囲に所在し、現状で前方後円墳30基、円墳39基、方墳52基、墳形不明10基の130基以上もの大小の古墳で形成された古墳群である。墳丘長425mの応神天皇陵（誉田御廟山）古墳をはじめ、墳丘長が200mを超える前方後円墳が7基含まれ、過去の様々な調査や研究の成果から4世紀後半から6世紀中頃にかけて築造されたことが知られている。古墳群の中には、築造以来1600年の歳月の中で様々な開発などによって墳丘などが消失した古墳もあり、現在では45基の古墳に墳丘が遺存している。

日本有数の古墳群として知られる本古墳群は、卓越した大きさの前方後円墳や多様な墳形が被葬者の身分や権威を表出しているとともに、副葬された装飾品や当時最新式の武器・武具や馬具などから朝鮮半島や大陸との交流が明らかとなり、日本の古墳文化の発展のみならず古代国家の形成過程を如実に示しているものと考えられる。

さらに、古墳の被葬者には、中国の史書『宋書』倭国伝に登場する倭の五王が含まれていると考えられることから、文献史料が少ない5世紀の実態を解明する上で重要な存在となっている。

遺存する古墳のうち応神天皇陵古墳などの巨大な前方後円墳とそれに付属する中小古墳など27基は、宮内庁によって陵墓及び陵墓参考地として治定、管理されている。史跡に指定された古墳は23基を数え、日本の古墳時代や地域の歴史を考える上で貴重な歴史遺産として保護されている。

さらに、令和元（2019）年には、堺市にある百舌鳥古墳群とともに本古墳群の26基の古墳が、世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』の構成資産とされ、そのうち17基が国指定の史跡である。

史跡古市古墳群の現況は、城山古墳や古室山古墳、大鳥塚古墳、鉢塚古墳、赤面山古墳などのように墳丘土が風雨によって徐々に流失している古墳が見られる他、周濠がため池となっているはざみ山古墳、青山古墳などでは、洗掘による墳丘裾の崩壊が進行しており、水位の調整や一部の修復を行っているものの、保全措置を講じる必要性が生じている。なお、峯ヶ塚古墳においても洗掘が進行していたが、平成29（2017）年度に国庫補助事業「歴史生き生き！史跡等総合活用事業」の採択を受けて修復工事を実施し、現在も経過観察中である。また、大鳥塚古墳では、戦時中の掩体壕や高射砲台の基礎により墳丘が損壊を受けているほか、古室山古墳では民家の建築時の造成により墳丘の一部が削平を受けている。

両市内の歴史遺産探訪や本古墳群のフィールド・ワーク等ではこれらの古墳を見学し、可能なものは墳丘上に登り古墳の大きさや形状を体感するなど、地域や各種団体、学校などの歴史や地域学習のための公開や活用を行っている。

特に、峯ヶ塚古墳一帯は都市公園で、市民フェスティバルの会場として利用されるため、当日は古墳の公開や出土遺物の特別展示など普及・啓発に供している。

近年、実施された唐櫃山古墳や峯ヶ塚古墳の範囲確認調査では、調査成果について現地見学や公開を行った上で、ホームページなどに掲載し、広く情報を発信している。



峯ヶ塚古墳の公開

さらに、城山古墳や応神天皇陵古墳外濠外堤で、一定の面積が公有化されたエリアでは、遺構の保存に配慮しつつ、春は菜の花、秋にはコスモスを栽培し、鑑賞や摘み取り会等により史跡に親しめるイベントを開催している。

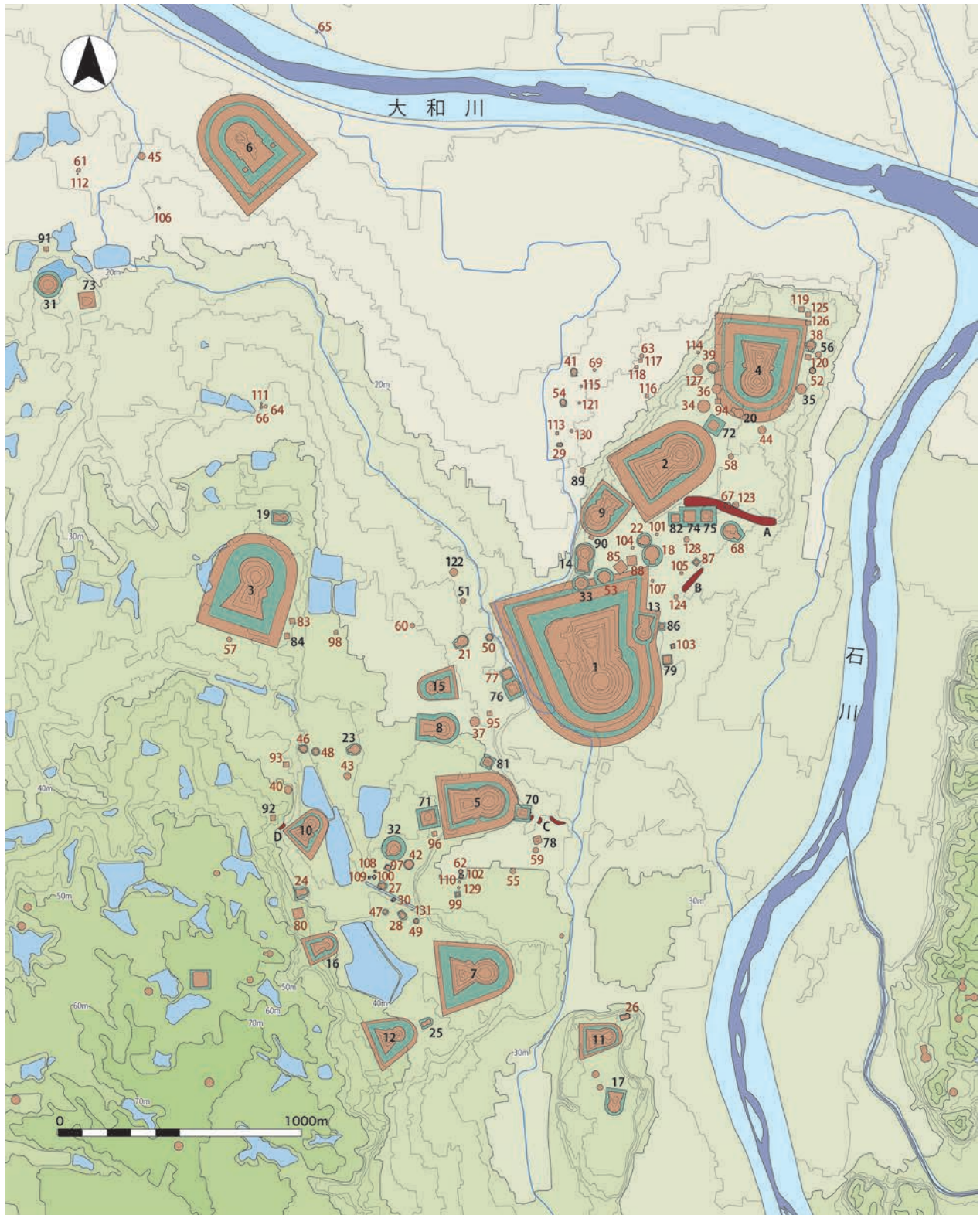


図 2-1 古市古墳群分布図
(数字は、表 2-1 の番号①と対応。黒文字は墳丘が現存する。赤文字は墳丘が消失している。)

表 2-1 古市古墳群一覧表

番号①：通し番号
 番号②：史跡に設定した通し番号
 （未指定の野中宮山古墳も含む）
 区 分：※は墳丘が消失した古墳を示す。

墳形	番号①	番号②	古 墳 名	大きさ(m)	所 在 地	指定等	区分	備 考
前方後円墳	1	【1】	応神天皇陵（誉田御廟山）古墳	425	羽曳野市誉田6丁目 藤井寺市道明寺6丁目	陵墓・国史跡 ・世界遺産		
	2	【23】	仲姫命陵（仲津山）古墳	290	藤井寺市沢田4丁目	陵墓・国史跡 ・世界遺産		登録時未指定
	3		仲哀天皇陵（岡ミサンザイ）古墳	242	藤井寺市藤井寺4丁目	陵墓・世界遺産		
	4		允恭天皇陵（市野山）古墳	230	藤井寺市国府1丁目	陵墓・世界遺産		
	5	【2】	墓山古墳	225	羽曳野市白鳥3丁目 藤井寺市野中3丁目	陵墓・国史跡 ・世界遺産		応神陵飛地ほ号
	6	【3】	城山古墳	210	藤井寺市津堂 ・小山4丁目	陵墓参考地 ・国史跡 ・世界遺産		陵墓参考地
	7	【22】	白鳥陵（前の山）古墳	200	羽曳野市軽里3丁目	陵墓・国史跡 ・世界遺産		登録時未指定
	8	【18】	野中宮山古墳	154	藤井寺市野中2丁目	未指定		
	9	【4】	古室山古墳	150	藤井寺市古室2丁目	国史跡 ・世界遺産		
	10		仁賢天皇陵（野中ボケ山）古墳	122	藤井寺市青山3丁目	陵墓		
	11	【24】	安閑天皇陵（高屋築山）古墳	122	羽曳野市古市5丁目	陵墓・国史跡		
	12		清寧天皇陵（白髪山）古墳	115	羽曳野市西浦6丁目	陵墓		
	13		二ツ塚古墳	110	羽曳野市誉田6丁目	陵墓・世界遺産		応神陵域内陪冢
	14	【5】	大鳥塚古墳	110	藤井寺市古室2丁目	国史跡 ・世界遺産		
	15	【6】	はざみ山古墳	103	藤井寺市野中1丁目	国史跡 ・世界遺産		
	16	【7】	峯ヶ塚古墳	96	羽曳野市軽里2丁目	国史跡 ・世界遺産		
	17		春日山田皇后陵（高屋八幡山）古墳	85	羽曳野市古市5丁目	陵墓		
	18		盾塚古墳	73	藤井寺市道明寺6丁目		※	
	19	【8】	鉢塚古墳	60	藤井寺市藤井寺4丁目	国史跡 ・世界遺産		
	20	【21】	唐櫃山古墳	57	藤井寺市国府1丁目	国史跡		
	21		蕃上山古墳	53	藤井寺市野中1丁目		※	
	22		鞍塚古墳	51	藤井寺市道明寺6丁目		※	
	23	【15】	稻荷塚古墳	50	藤井寺市野中5丁目	国史跡		
	24		水塚古墳	47	羽曳野市軽里1丁目		※	
	25		小白髪山古墳	46	羽曳野市西浦1丁目	陵墓		清寧陵飛地い号
	26		城不動坂古墳	36	羽曳野市古市5丁目		※	
	27		青山2号墳	33	藤井寺市青山2丁目		※	
	28		軽里3号墳	33	羽曳野市軽里3丁目		※	
	29		次郎坊2号墳（林9号墳）	20	藤井寺市沢田2丁目		※	
	30		軽里4号墳	18	羽曳野市軽里3丁目		※	
円墳	31		雄略天皇陵（島泉丸山）古墳	75	羽曳野市島泉8丁目	陵墓		
	32	【13】	青山古墳（青山1号墳）	62 (72)	藤井寺市青山2丁目	国史跡 ・世界遺産		造出し付

墳形	番号 ①	番号 ②	古墳名	大きさ (m)	所在地	指定等	区分	備考
円墳	33		誉田丸山古墳	50	羽曳野市誉田 567	陵墓・世界遺産		応神陵域内陪冢
	34		高塚山古墳	50	藤井寺市沢田 3 丁目		※	
	35		宮の南塚古墳	40	藤井寺市国府 1 丁目	陵墓		允恭陵飛地は号
	36		長持山古墳	40	藤井寺市沢田 3 丁目		※	
	37		越中塚古墳	40	藤井寺市野中 2 丁目		※	
	38		兔塚 1 号墳	36 (43)	藤井寺市国府 1 丁目		※	造出し付
	39		赤子塚古墳	34	藤井寺市林 5 丁目		※	
	40		五手治古墳	33	羽曳野市野々上 3 丁目		※	
	41		北大蔵古墳（林 11 号墳）	32 (35.5)	藤井寺市沢田 2 丁目		※	造出し付
	42		青山 7 号墳	32	藤井寺市青山 2 丁目		※	
	43		今井塚古墳（はざみ山 1 号墳）	30	藤井寺市野中 4 丁目		※	
	44		御曹子塚古墳	30	藤井寺市道明寺 1 丁目		※	
	45		横江山古墳（小山 1 号墳）	30	藤井寺市津堂 1 丁目		※	
	46		矢倉古墳（野々上 1 号墳）	28 (33)	羽曳野市野々上 3 丁目		※	造出し付
	47		軽里 2 号墳	25	羽曳野市軽里 3 丁目		※	
	48		下田池古墳（はざみ山 3 号墳）	25	藤井寺市野中 5 丁目		※	
	49		若子塚古墳（軽里 1 号墳）	23	羽曳野市軽里 3 丁目		※	
	50		藤の森古墳	22	藤井寺市野中 1 丁目		※	
	51	【14】	蕃所山古墳	22	藤井寺市藤ヶ丘 2 丁目	国史跡		
	52		潮音寺北古墳	22	藤井寺市国府 1 丁目		※	
	53		狼塚古墳（土師の里 10 号墳）	21 (28)	藤井寺市道明寺 6 丁目		※	造出し付
	54		沢田古墳（林 2 号墳）	20 (23)	藤井寺市沢田 2 丁目		※	造出し付
	55		白鳥 2 号墳	20	羽曳野市白鳥 2 丁目		※	
	56		衣縫塚古墳	20	藤井寺市国府 1 丁目	陵墓		允恭陵飛地ろ号
	57		落塚古墳	20	羽曳野市野々上 1 丁目		※	
	58		道端古墳（土師の里 3 号墳）	20	藤井寺市道明寺 1 丁目		※	
	59		白鳥 1 号墳	20	羽曳野市白鳥 3 丁目		※	
	60		サンド山 2 号墳 （はざみ山 2 号墳）	20	藤井寺市藤ヶ丘 2 丁目		※	
	61		西代 1 号墳	15.7 (19.6)	藤井寺市小山 3 丁目		※	
	62		翠鳥園 12 号墳	15	羽曳野市翠鳥園		※	
	63		元屋敷古墳（林 1 号墳）	15	藤井寺市林 4 丁目		※	
	64		葛井寺 3 号墳	13	藤井寺市岡 2 丁目		※	
	65		大正橋 1 号墳	10	藤井寺市小山 7 丁目		※	
	66		葛井寺 1 号墳	10	藤井寺市岡 2 丁目		※	
	67		土師の里 1 号墳		藤井寺市道明寺 1 丁目		※	
	68		塚穴古墳（土師の里 6 号墳）		藤井寺市道明寺 2 丁目		※	
	69		古地古墳（林 5 号墳）		藤井寺市沢田 2 丁目		※	

墳形	番号 ①	番号 ②	古 墳 名	大きさ (m)	所 在 地	指定等	区分	備 考
方 墳	70		向墓山古墳	68	羽曳野市白鳥3丁目	陵墓・世界遺産		応神陵飛地に号
	71	【19】	浄元寺山古墳	67	藤井寺市青山1丁目	国史跡 ・世界遺産		
	72	【9】	鍋塚古墳	63	藤井寺市沢田4丁目	国史跡 ・世界遺産		
	73		雄略天皇陵（島泉平塚）古墳	50	羽曳野市島泉8丁目	陵墓		
	74		中山塚古墳（三ツ塚古墳）	50	藤井寺市道明寺6丁目	陵墓・世界遺産		仲姫陵飛地い号
	75		八島塚古墳（三ツ塚古墳）	50	藤井寺市道明寺6丁目	陵墓・世界遺産		仲姫陵飛地ろ号
	76	【16】	東山古墳	50	藤井寺市野中2丁目	国史跡 ・世界遺産		
	77		アリ山古墳	45	藤井寺市野中2丁目		※	
	78		西馬塚古墳	45	羽曳野市白鳥3丁目	陵墓・世界遺産		応神陵飛地は号
	79		栗塚古墳	43	羽曳野市誉田6丁目	陵墓・世界遺産		応神陵飛地ろ号
	80		久米塚古墳	42	羽曳野市軽里3丁目		※	
	81	【10】	野中古墳	37	藤井寺市野中3丁目	国史跡 ・世界遺産		
	82	【11】	助太山古墳（三ツ塚古墳）	36	藤井寺市道明寺6丁目	国史跡 ・世界遺産		
	83		岡古墳	33	藤井寺市藤井寺4丁目		※	
	84	【17】	割塚古墳	30	藤井寺市藤井寺4丁目	国史跡		
	85		珠金塚西古墳（土師の里7号墳）	30	藤井寺市道明寺6丁目		※	
	86		東馬塚古墳	30	羽曳野市誉田6丁目	陵墓・世界遺産		応神陵飛地い号
	87		西清水古墳（土師の里5号墳）	30	藤井寺市道明寺6丁目		※	
	88		珠金塚古墳	27	藤井寺市道明寺6丁目		※	
	89	【20】	松川塚古墳	25	藤井寺市古室2丁目	国史跡		
	90	【12】	赤面山古墳	22	藤井寺市古室2丁目	国史跡		
	91		隼人塚古墳	20	羽曳野市島泉8丁目	陵墓		雄略陵飛地い号
	92		野々上古墳	20	藤井寺市青山3丁目	陵墓		仁賢陵飛地い号
	93		大半山古墳	20	羽曳野市野々上3丁目		※	
	94		小具足塚古墳	20	藤井寺市沢田3丁目		※	
	95		茶臼塚古墳	20	藤井寺市野中2丁目		※	
	96		西墓山古墳	20	藤井寺市青山1丁目		※	
	97		青山4号墳	20	藤井寺市青山2丁目		※	
	98		藤ヶ丘1号墳	16	藤井寺市藤ヶ丘4丁目		※	
	99		翠鳥園9号墳	15	羽曳野市翠鳥園		※	
	100		青山6号墳	14	藤井寺市青山2丁目		※	
	101		土師の里8号墳	12	藤井寺市道明寺6丁目		※	
	102		翠鳥園1号墳	12	羽曳野市翠鳥園		※	
	103		茶山1号墳	10	羽曳野市誉田6丁目		※	
	104		土師の里9号墳	10	藤井寺市道明寺6丁目		※	
	105		西清水2号墳 （土師の里12号墳）	10	藤井寺市道明寺5丁目		※	
	106		殿町古墳	10	藤井寺市小山3丁目		※	

墳形	番号 ①	番号 ②	古墳名	大きさ (m)	所在地	指定等	区分	備考
方墳	107		西楠古墳（土師の里 11 号墳）	8	藤井寺市道明寺 5 丁目		※	
	108		青山 3 号墳	8	藤井寺市青山 2 丁目		※	
	109		青山 5 号墳	7	藤井寺市青山 2 丁目		※	
	110		翠鳥園 2 号墳	6.5	羽曳野市翠鳥園		※	
	111		葛井寺 2 号墳	5.5	藤井寺市岡 2 丁目		※	
	112		西代 2 号墳	4.5	藤井寺市小山 3 丁目		※	
	113		次郎坊古墳（林 3 号墳）	—	藤井寺市沢田 2 丁目		※	
	114		ヒバリ塚古墳（林 4 号墳）	—	藤井寺市林 5 丁目		※	
	115		バチ塚古墳（林 6 号墳）	—	藤井寺市沢田 2 丁目		※	
	116		屋敷中 1 号墳（林 7 号墳）	—	藤井寺市沢田 3 丁目		※	
	117		屋敷中 2 号墳（林 8 号墳）	—	藤井寺市沢田 3 丁目		※	
	118		屋敷中 3 号墳（林 10 号墳）	—	藤井寺市沢田 3 丁目		※	
	119		志貴県主神社南古墳 （惣社 1 号墳）	—	藤井寺市惣社 2 丁目		※	
	120		兎塚 2 号墳	—	藤井寺市国府 1 丁目		※	
	121		西出口古墳（林 13 号墳）	—	藤井寺市沢田 2 丁目		※	
墳形不明	122		サンド山古墳	—	藤井寺市藤ヶ丘 1 丁目	陵墓		応神陵飛地へ号
	123		土師の里 2 号墳	—	藤井寺市道明寺 1 丁目		※	
	124		東楠古墳（土師の里 4 号墳）	—	藤井寺市道明寺 5 丁目		※	
	125		長屋 1 号墳（惣社 2 号墳）	—	藤井寺市惣社 2 丁目		※	
	126		長屋 2 号墳（惣社 3 号墳）	—	藤井寺市惣社 2 丁目		※	
	127		折山古墳	—	藤井寺市林 5 丁目		※	
	128		小森塚古墳	—	藤井寺市道明寺 6 丁目		※	
	129		翠鳥園 10 号墳	—	羽曳野市翠鳥園		※	
	130		尻矢古墳（林 12 号墳）	—	藤井寺市沢田 2 丁目		※	
	131		軽里 5 号墳	—	羽曳野市軽里 3 丁目		※	

※表中では古墳名に周知の埋蔵文化財包蔵地の名称を併記しているものがあるが、本文中では史跡名称としての古墳名を使用している。

表 2-2 埴輪窯跡一覧表

	番 号	古 墳 名	所 在 地	備 考
埴輪窯	A	土師の里埴輪窯跡群	藤井寺市沢田 4 丁目	
	B	土師の里南埴輪窯跡群	藤井寺市道明寺 5 丁目	
	C	誉田白鳥埴輪製作遺跡	羽曳野市白鳥 3 丁目・誉田 3 丁目	国史跡
	D	野々上埴輪窯跡群	羽曳野市野々上 3 丁目	

(2) 史跡古市古墳群の保護にかかる取り組み状況

①指定履歴

昭和31(1956)年より各古墳の史跡指定が進み、平成13(2001)年1月に古市古墳群として統合し、その後宮内庁が所管する陵墓の周辺についても、堤などの古墳と一体的な範囲について史跡の追加指定を進めているところである。仲姫命陵古墳周堤、白鳥陵古墳周堤、安閑天皇陵古墳周堤の追加指定を加え、前方後円墳13基、円墳2基、方墳8基の計23基が史跡に指定されている。

そのうち藤井寺市には、前方後円墳10基、円墳2基、方墳8基の計20基、羽曳野市には、前方後円墳5基（P.25 表2-29：応神天皇陵古墳外濠外堤、墓山古墳は両市）が所在する。

表 2-3 史跡古市古墳群指定履歴

指定年月日	指定等	告示番号	古墳名称
昭和31年 9月22日	史跡指定	文化財保護委員会告示第57号	古室山古墳 赤面山古墳 大鳥塚古墳 助太山古墳 鍋塚古墳
昭和33年 1月21日	史跡指定	文化財保護委員会告示第1号	城山古墳
昭和41年 3月14日	追加指定	文化財保護委員会告示第12号	城山古墳
昭和49年 4月12日	史跡指定	文部省告示第48号	峯ヶ塚古墳
昭和50年 2月22日	史跡指定	文部省告示第18号	墓山古墳
昭和53年10月30日	史跡指定	文部省告示第191号	応神天皇陵古墳外濠外堤
昭和54年12月22日	史跡指定	文部省告示第176号	鉢塚古墳
昭和60年 1月31日	追加指定	文部省告示第14号	応神天皇陵古墳外濠外堤
平成 元年 1月24日	追加指定	文部省告示第11号	応神天皇陵古墳外濠外堤
平成 4年12月28日	追加指定	文部省告示第119号	応神天皇陵古墳外濠外堤
平成 6年 3月23日	追加指定	文部省告示第32号	応神天皇陵古墳外濠外堤
平成 7年 2月20日	追加指定	文部省告示第17号	応神天皇陵古墳外濠外堤
平成 7年 2月21日	追加指定	文部省告示第18号	墓山古墳（野中古墳）
平成 8年 3月29日	史跡指定	文部省告示第55号	はざみ山古墳
平成13年 1月29日	統合 追加指定 名称変更	文部科学省告示第13号	青山古墳 蕃所山古墳 応神天皇陵古墳外濠外堤
平成15年 8月27日	追加指定	文部科学省告示第141号	応神天皇陵古墳外濠外堤
平成23年 2月 7日	追加指定	文部科学省告示第17号	応神天皇陵古墳外濠外堤
平成26年10月 6日	追加指定	文部科学省告示第140号	墓山古墳 稻荷塚古墳 東山古墳 割塚古墳
平成27年 3月10日	追加指定	文部科学省告示第43号	城山古墳 唐櫃山古墳
平成28年 3月 1日	追加指定 一部指定解除	文部科学省告示第33号	松川塚古墳 鉢塚古墳
平成28年10月 3日	追加指定	文部科学省告示第144号	浄元寺山古墳
平成29年 2月 9日	追加指定	文部科学省告示第13号	墓山古墳
平成30年 2月13日	追加指定	文部科学省告示第16号	応神天皇陵古墳外濠外堤 浄元寺山古墳 松川塚古墳 鉢塚古墳
平成30年10月15日	追加指定	文部科学省告示第195号	墓山古墳

指定年月日	指定等	告示番号	古墳名称
平成 31 年 2 月 26 日	追加指定	文部科学省告示第 26 号	唐櫃山古墳
令和 2 年 3 月 10 日	追加指定	文部科学省告示第 23 号	応神天皇陵古墳外濠外堤
令和 3 年 3 月 26 日	追加指定	文部科学省告示第 48 号	白鳥陵古墳周堤 仲姫命陵古墳周堤
令和 3 年 10 月 11 日	追加指定	文部科学省告示第 169 号	応神天皇陵古墳外濠外堤 墓山古墳
令和 4 年 3 月 15 日	追加指定	文部科学省告示第 29 号	鍋塚古墳 白鳥陵古墳周堤
令和 5 年 3 月 20 日	追加指定	文部科学省告示第 18 号	峯ヶ塚古墳
令和 6 年 10 月 11 日	追加指定	文部科学省告示第 114 号	安閑天皇陵古墳周堤

②調査と保存の経過

ⅰ) 発掘調査履歴

現在史跡指定されている古墳及びその周辺において実施されてきた発掘調査は、以下のとおりである。

表 2-4 応神天皇陵古墳外濠外堤 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	① 1975 年度 (S50 年度)	確認調査 (大阪府教育庁)	南西外濠外堤	埴輪
	② 2016 年度 (H28 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠外堤	円筒埴輪、形象埴輪、葺石
	③ 2015 年度 (H27 年度)	暫定整備に伴う確認調査 (羽曳野市)	西側外濠外堤	円筒埴輪、葺石
	④ 2018 年度 (H30 年度)	施設建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠外堤	円筒埴輪、葺石
指定地外	⑤ 1976 年度 (S51 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	南側外濠テラス	—
	⑥ 1979 年度 (S54 年度)	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤、外堤法面、盛土、溝、小穴	円筒埴輪、葺石
	⑦ 1980 年度 (S55 年度)	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤、溝、土壌	円筒埴輪、土器
	⑧ 1986 年度 (S61 年度)	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤、落ち込み	埴輪
	⑨ 1987 年度 (S62 年度)	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤、外堤を画する溝、落ち込み	埴輪、土器
	⑩ 1988 年度 (S63 年度)	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤、外堤を画する溝、落ち込み、河道、杭列等	埴輪、土器、笠形、鋤形、板形木製品
	⑪ 1991 年度 (H3 年度)	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤、古墳排水路	埴輪
	⑫ 1980 年度 (S55 年度)	水路改修に伴う発掘調査 (羽曳野市)	北西隅外濠	埴輪
	⑬ 1980 年度 (S55 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	東側外濠	—
	⑭ 1990 年度 (H2 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外堤	埴輪
	⑮ 1991 年度 (H3 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	—
	⑯ 1992 年度 (H4 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪、土器
	⑰ 1992 年度 (H4 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	東側外堤（東縁）	—

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物	
指定地外	⑮	1993 年度 (H5 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪、板状木製品、 土師器
	⑯	1994 年度 (H6 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪
	⑰	1994 年度 (H6 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	—
	⑱	1994 年度 (H6 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	東側外堤、二ツ塚古墳周濠	円筒埴輪、形象埴輪、葺石
	㉑	2003 年度 (H15 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪、形象埴輪
	㉒	2006 年度 (H18 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	—
	㉓	1980 年度 (S55 年度)	施設建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外堤、 東馬塚古墳の円筒埴輪列	円筒埴輪
	㉔	2007 年度 (H19 年度)	範囲確認調査 (羽曳野市)	東側外堤、二ツ塚古墳周濠	円筒埴輪、形象埴輪、葺石
	㉕	1986 年度 (S61 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪
	㉖	1991 年度 (H3 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪
	㉗	2016 年度 (H28 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外堤	円筒埴輪
	㉘	2021 年度 (R3 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪
	㉙	2020 年度 (R2 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	葺石
	㉚	1998 年度 (H10 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	—
	㉛	1990 年度 (H2 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠か	—
	㉜	1999 年度 (H11 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	—
	㉝	2001 年度 (H13 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	円筒埴輪
	㉞	2015 年度 (H27 年度)	施設建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外堤、円筒棺	円筒埴輪、形象埴輪、葺石
	㉟	2012 年度 (H24 年度)	駐車場造成に伴う確認調査 (羽曳野市)	—	円筒埴輪
	㊱	2021 年度 (R3 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	南側外濠	—
	㊲	1990 年度 (H2 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	南側外濠か	—
	㊳	1998 年度 (H10 年度)	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	南側外濠か	—
	㊴	2016 年度 (H28 年度)	施設建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	南側外濠	—
	㊵	2006 年度 (H18 年度)	河川改修に伴う確認調査 (羽曳野市)	—	—
	㊶	1993 年度 (H5 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	東側外濠外堤	埴輪

表 2-5 墓山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地外	①	1976 年度 (S51 年度)	周堤内側斜面の発掘調査 (大阪府)	周濠、周堤、葺石	円筒埴輪、朝顔形埴輪、 形象埴輪
	②	1980 年度 (S55 年度)	周堤の発掘調査 (大阪府)	周堤	—
	③	1980 年度 (S55 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤	—

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地外	④	1987 年度 (S62 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	—
	⑤	1988 年度 (S63 年度)	範囲確認調査 (羽曳野市)	周堤、陵橋	埴輪
	⑥	1989 年度 (H元 年度)	道路整備に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤	埴輪
	⑦	1993 年度 (H5 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	—
	⑧	2000 年度 (H12 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤	—

表 2-6 城山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	1983 年度 (S58 年度)	東側内濠史跡整備に伴う確認調査 (藤井寺市)	島状遺構、造出し、内濠、 葦石	円筒埴輪、形象埴輪、木製品
	②	2009 年度 (H21 年度)	墳丘整備に伴う確認調査 (藤井寺市)	墳丘、テラス、葦石、 円筒埴輪列、中世遺構	円筒埴輪、形象埴輪、板石、 割石、白色玉石、土器
	③	2021 年度 (R3 年度)	範囲確認調査 (藤井寺市)	周濠、周堤	—
指定地外	④	1975 年度 (S50 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	外堤の縁辺をめぐる溝	—
	⑤	1978 年度 (S53 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	内堤外側斜面、葦石	円筒埴輪（鱗付）
	⑥	1979 年度 (S54 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	外濠、葦石	—
	⑦	1979 年度 (S54 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	外堤内側斜面	—
	⑧	1980 年度 (S55 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	内堤、外濠	円筒埴輪（鱗付）、形象埴輪、 布留式土器
	⑨	1980 年度 (S55 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	内堤、外濠	朝顔形埴輪
	⑩	1985 年度 (S60 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	外堤	須恵器
	⑪	1987 年度 (S62 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤、外濠、外堤、葦石	埴輪、布留式土器、須恵器
	⑫	1989 年度 (H元 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤内側斜面	埴輪
	⑬	1990 年度 (H2 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤外側斜面、葦石	埴輪
	⑭	1998 年度 (H10 年度)	ガイダンス棟建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤	—
	⑮	2001 年度 (H13 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤、古墳築造前の土壌	土師器、弥生土器
	⑯	2004 年度 (H16 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤、外濠、 古墳築造前の土壌	埴輪、土師器、弥生土器
	⑰	2004 年度 (H16 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤、外濠、葦石	埴輪、土師器
	⑱	2010 年度 (H22 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外濠	—
	⑲	2019 年度 (R元 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤、外濠	円筒埴輪、形象埴輪
	⑳	2021 年度 (R3 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤	弥生土器

表 2-7 古室山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	1984 年度 (S59 年度)	排水管敷設に伴う確認調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤、円筒埴輪列、 葺石	円筒埴輪、衣蓋形埴輪
	②	1984 年度 (S59 年度)	住宅改築に伴う確認調査 (大阪府)	周濠、周堤、葺石	埴輪、土師器、須恵器
指定地外	③	1987 年度 (S62 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	落ち込み	—
	④	1987 年度 (S62 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	—	円筒埴輪

表 2-8 大鳥塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	1983 年度 (S58 年度)	水路改修に伴う前方部東辺から後円部背面の確認調査 (藤井寺市)	円筒埴輪列、葺石、造出し	円筒埴輪、形象埴輪
	②	2000 年度 (H12 年度)	排水溝設置に伴う確認調査 (大阪府)	葺石	埴輪
指定地外	③	1986 年度 (S61 年度)	水道管入替工事に伴う発掘調査 (藤井寺市)	—	円筒埴輪
	④	1987 年度 (S62 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	—	—
	⑤	1990 年度 (H2 年度)	配水管入替工事に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠	埴輪

表 2-9 はざみ山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	1981 年度 (S56 年度)	周濠護岸改修工事に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤	円筒埴輪、形象埴輪
	②	2018 19 年度 (H30 31 年度)	台風被害に伴う確認調査 (藤井寺市)	方形壇、円筒埴輪列	円筒埴輪、形象埴輪
指定地外	③	1974 年度 (S49 年度)	環状線改修工事に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤を輪郭づける掘り込み	円筒埴輪、形象埴輪
	④	1979 年度 (S54 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	⑤	1981 年度 (S56 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤を輪郭づける掘り込み	—
	⑥	1984 年度 (S59 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	⑦	1987 年度 (S62 年度)	事務所建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	⑧	1989 年度 (H元年度)	倉庫建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	⑨	1993 年度 (H5 年度)	事務所建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	⑩	1996 年度 (H8 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	⑪	2007 年度 (H19 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪

表 2-10 峯ヶ塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	1989 年度 (H元 年度) 地中レーダー探査 墳丘盛土土木工学的調査 (羽曳野市)	内濠、外濠	—
	②	1990 年度 (H2 年度) 墳丘裾部範囲確認調査 (羽曳野市)	墳丘裾、内濠、造出し	円筒埴輪、葺石
	③	1991 年度 (H3 年度) 後円部範囲確認調査 (羽曳野市)	墳丘盛土、石室、葺石	円筒埴輪、副葬品等、石棺材
	④	1992 年度 (H4 年度) 前方部範囲確認調査 (羽曳野市)	墳丘盛土、葺石、埴輪列	円筒埴輪、須恵器、葺石
	⑤	2008 年度 (H20 年度) 墳丘南裾、内濠範囲確認調査 (羽曳野市)	墳丘盛土及び葺石、墳丘裾	円筒埴輪、葺石、 新羅系陶質土器、瓦質土器
	⑥	2010 年度 (H22 年度) 前方部南西部範囲確認調査 (羽曳野市)	墳丘裾、内濠	円筒埴輪、葺石、土師質小皿
	⑦	2013 年度 (H25 年度) 内堤南西部範囲確認 (羽曳野市)	周堤盛土・内濠	円筒埴輪、葺石
	⑧	2014 年度 (H26 年度) 前方部北西部範囲確認 (羽曳野市)	墳丘裾・内濠	円筒埴輪、形象埴輪
	⑨	2018 年度 (H30 年度) 南及び東側周堤部確認調査 (羽曳野市)	ため池土手及び周堤盛土、 墳丘裾	円筒埴輪、葺石、伊万里焼
	⑩	2018 年度 (H30 年度) 後円部墳頂地中レーダー探査 (羽曳野市)	—	—
	⑪	2019 年度 (R元 年度) 北側造出し部確認調査 (羽曳野市)	造出し東辺、区画溝、周濠	円筒埴輪、葺石、加工木製品
	⑫	2020 年度 (R2 年度) 北側造出し部確認調査 (羽曳野市)	造出し北辺、周濠	円筒埴輪、葺石、須恵器
	⑬	2021 年度 (R3 年度) 北側造出し部確認調査 (羽曳野市)	造出し西辺、周濠	円筒埴輪、朝顔形埴輪、葺石、 加工木製品
指定地外	⑭	1987 年度 (S62 年度) 古墳北側範囲確認調査 (羽曳野市)	外濠	円筒埴輪、葺石、ガラス玉
	⑮	1993 年度 (H5 年度) 古墳北東部範囲確認調査 (羽曳野市)	外濠	—
	⑯	2000 年度 (H12 年度) 古墳西側確認調査 (羽曳野市)	外濠	円筒埴輪、人物埴輪、須恵器、 葺石
	⑰	2006 年度 (H18 年度) 古墳南側範囲確認調査 (羽曳野市)	—	—
	⑱	2006 年度 (H18 年度) 古墳北西部範囲確認調査 (羽曳野市)	内濠、周堤、外濠	円筒埴輪、葺石
	⑲	2008 年度 (H20 年度) 南側堤範囲確認調査 (羽曳野市)	周堤盛土	—

表 2-11 鉢塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	2015 年度 (H27 年度) 範囲確認調査 (藤井寺市)	周濠	—
指定地外	②	1979 年度 (S54 年度) 排水路改修に伴う発掘調査 (藤井寺市)	落ち込み (周堤内側斜面の可能性)	—
	③	1996 年度 (H8 年度) 住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	円筒埴輪
	④	2001 年度 (H13 年度) 住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠	—

表 2-12 鍋塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地外	①	1991 年度 (H3 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘斜面、葺石	円筒埴輪、形象埴輪
	②	2014 年度 (H26 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘	—
	③	2015 年度 (H27 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤内側斜面	土器片
	④	2016 年度 (H28 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘	円筒埴輪、形象埴輪
	⑤	2017 年度 (H29 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、周濠、樹立した埴輪、 葺石	円筒埴輪、形象埴輪

表 2-13 野中古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	1964 年度 (S39 年度)	墳丘調査 (大阪大学)	埋葬施設	円筒埴輪、形象埴輪、石製品、 鉄武具、鉄製武器、 鉄製農工具他
指定地外	②	1986 年度 (S61 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤	円筒埴輪
	③	1990 年度 (H2 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、葦石	円筒埴輪、朝顔形埴輪、 形象埴輪、滑石製模造品
	④	1990 年度 (H2 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、周堤、葦石	円筒埴輪
	⑤	1993 年度 (H5 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤、葦石	埴輪
	⑥	2012 年度 (H24 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠、周堤、葦石	円筒埴輪、朝顔形埴輪
	⑦	2017 年度 (H29 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤	円筒埴輪、朝顔形埴輪、 形象埴輪

表 2-14 助太山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	2020 年度 (R2 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	—	—

表 2-15 赤面山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	2015 年度 (H27 年度)	範囲確認調査 (藤井寺市)	円筒埴輪列、葺石	円筒埴輪、形象埴輪

表 2-16 青山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	2013 年度 (H25 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤	—

表 2-17 蕃所山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内 ①	1998 年度 (H10 年度)	墳丘確認調査 (藤井寺市)	墳丘	—

表 2-18 稲荷塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内 ①	1995 年度 (H7 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠	円筒埴輪、形象埴輪、土師器、 須恵器、小形仿製鏡

表 2-19 東山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内 ①	2013 14 年度 (H25 26 年度)	範囲確認調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、埴輪列、葦石	円筒埴輪、形象埴輪
指定地外 ②	2018 年度 (H30 年度)	駐車場建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠内側斜面	埴輪
③	2018 19 年度 (H30 R元 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠、陸橋	円筒埴輪、形象埴輪、土師器

表 2-20 割塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内 ①	2013 年度 (H25 年度)	墳丘確認調査 (藤井寺市)	墳丘	—

表 2-21 浄元寺山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内 ①	2021 年度 (R3 年度)	範囲確認調査 (藤井寺市)	墳丘	—
指定地外 ②	1980 年度 (S56 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠	円筒埴輪
③	1981 年度 (S56 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周濠	円筒埴輪、形象埴輪
④	1986 年度 (S61 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤、葦石	円筒埴輪、形象埴輪

表 2-22 松川塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内 ①	2012 年度 (H24 年度)	範囲確認調査 (藤井寺市)	墳丘	円筒埴輪、形象埴輪
②	2015 年度 (H27 年度)	範囲確認調査 (藤井寺市)	墳丘、円筒埴輪列、葦石	円筒埴輪、形象埴輪

表 2-23 唐櫃山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	2012 年度 (H24 年度)	墳丘、周濠、周堤範囲確認調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤、埴輪列、 墓石	円筒埴輪、形象埴輪
	②	2020 年度 (R2 年度)	墳丘、周濠、周堤範囲確認調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤、礫敷き遺 構	円筒埴輪、形象埴輪
	③	2021 22 年度 (R3 4 年度)	墳丘、周濠範囲確認調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、造出し、埴輪列	円筒埴輪、形象埴輪
指定地外	④	1955 年度 (S40 年度)	府道敷設に伴う確認調査 (大阪府)	墳丘、竪穴式石槨	ガラス玉、鉄製武具、鉄製武 器、馬具、埴輪、石棺
	⑤	1981 年度 (S56 年度)	埋設管敷設に伴う確認調査 (大阪府)	—	—
	⑥	2001 年度 (H13 年度)	道路拡幅に伴う確認調査 (大阪府)	墳丘、周濠	埴輪
	⑦	2007 年度 (H19 年度)	交差点改良工事に伴う確認調査 (大阪府)	墳丘、周濠	—
	⑧	2009 年度 (H21 年度)	交差点改良工事に伴う確認調査 (大阪府)	墳丘、周濠	—

表 2-24 白鳥陵古墳周堤 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	2018 年度 (H30 年度)	駐車場造成に伴う確認調査 (羽曳野市)	周堤、区画溝	円筒埴輪、葺石
指定地外	②	1979 年度 (S54 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	—
	③	1979 年度 (S54 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	—
	④	1980 年度 (S55 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	—
	⑤	1993 年度 (H5 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	円筒埴輪、形象埴輪
	⑥	1999 年度 (H11 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	—
	⑦	2001 年度 (H13 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	—	—
	⑧	2004 年度 (H16 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝、周堤盛土	円筒埴輪、須恵器
	⑨	2006 年度 (H18 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤縁辺	—
	⑩	2011 年度 (H23 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝、周堤	円筒埴輪
	⑪	2018 年度 (H30 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤（上部削平）	—
	⑫	2018 年度 (H30 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤（上部削平）	—
	⑬ - 1	2018 年度 (H30 年度)	宅地造成に伴う確認調査 (羽曳野市)	区画溝	—
	⑬ - 2	2019 年度 (R元 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	園池状遺構、区画溝	円筒埴輪、須恵器、土師器、土堆、ミニチュア製品
	⑭	2020 年度 (R2 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝、周堤（上部削平）	円筒埴輪、須恵器

表 2-25 仲姫命陵古墳周堤 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地外	①	1981 年度 (S56 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (大阪府)	埴輪
	②	1981 年度 (S56 年度)	道路工事に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪
	③	1985 年度 (S60 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	埴輪
	④	1988 年度 (H元 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪、葦石
	⑤	1991 年度 (H3 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪、埴輪列
	⑥	1991 年度 (H3 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪、埴輪列
	⑦	1993 年度 (H5 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪、埴輪列
	⑧	1993 年度 (H5 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪、埴輪列
	⑨	1997 年度 (H9 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪、埴輪列
	⑩	2003 年度 (H15 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪、埴輪列
	⑪	2017 年度 (H29 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪、葦石
	⑫	2019 年度 (R元 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	埴輪、埴輪列

表 2-26 安閑天皇陵古墳周堤 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	1989 年度 (H元 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	高屋城期の整地層の下で 古墳周濠への大きな落込み斜面 埴輪
指定地外	②	1987 年度 (S62 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周濠への落ち込み状の斜面 —
	③	1990 年度 (H2 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤盛土の残存部、円筒埴輪 棺 円筒埴輪（3 個体以上）
	④	1991 年度 (H3 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	（既存建物による攪乱） 阿蘇溶結凝灰岩
	⑤	1992 年度 (H4 年度)	範囲確認調査 (宮内庁)	葦石の転落、盛土 須恵器（甕・杯身・杯蓋・器台）、 円筒埴輪、朝顔形埴輪、 蓋形埴輪
	⑥	1995 年度 (H7 年度)	駐車場造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	葦石や埴輪を改変した造成土 円筒埴輪（倒立技法・鱗付）、 形象埴輪（人物の腕・足）
	⑦	1996 年度 (H8 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	段丘礫層地山面を掘削した溝 に埴輪片がまとまって出土 円筒埴輪
	⑧	2007 年度 (H19 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤内側法面斜面 —
	⑨	2021 年度 (R3 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤外側法面、葦石 円筒埴輪・須恵器甕

表 2-27 野中宮山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号	調査年度	調査概要（実施主体）	検出遺構	出土遺物
指定地外	① 1979 年度 (S54 年度)	施設建設に伴う発掘調査 (大阪府)	—	瓦、陶磁器
	② 1980 年度 (S55 年度)	護岸改修に伴う発掘調査 (藤井寺市)	—	円筒埴輪、形象埴輪
	③ 1982 年度 (S57 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	ピット、溝	土師器、須恵器、瓦器、青磁碗
	④ 1984 年度 (S59 年度)	公園設置に伴う発掘調査 (藤井寺市)	後円部の葦石、基底石、造出し、後円部堤部、壺形埴輪列	円筒埴輪、形象埴輪、壺形埴輪
	⑤ 1985 年度 (S60 年度)	公園建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	前方部葦石、基底石、堤部	円筒埴輪、形象埴輪
	⑥ 1987 年度 (S62 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠肩部	円筒埴輪、形象埴輪
	⑦ 1988 年度 (S63 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	堤北西コーナー	円筒埴輪、形象埴輪
	⑧ 1994 年度 (H6 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	落ち込み	円筒埴輪
	⑨ 1995 年度 (H7 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤を輪郭づける掘り込み	緒付円筒埴輪、円筒埴輪、土師器、須恵器
	⑩ 2000 年度 (H12 年度)	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、葦石	円筒埴輪、形象埴輪
	⑪ 2004 年度 (H16 年度)	範囲確認調査 (藤井寺市)	埴輪列、葦石	円筒埴輪、形象埴輪
	⑫ 2010 年度 (H22 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	堤、溝	埴輪
	⑬ 2011 年度 (H23 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠	—
	⑭ 2011 年度 (H23 年度)	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠	—
	⑮ 2015 年度 (H27 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	堤を輪郭づける掘り込み	—
	⑯ 2017 年度 (H29 年度)	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤内側斜面	円筒埴輪、土師器、瓦器

ii) 古墳の保存及び周辺環境整備等の履歴

史跡指定以前も含めて、各古墳で実施された説明板や注意看板の施設、植樹や樹木伐採、フェンスや杭柵の設置、その他の環境整備及び周辺で行われた修景等の整備は下記のとおりである。なお、説明板については平成 28（2016）年までに統一したデザインを採用し、2 か国語をはじめ多言語表記のものにリニューアルが完了している。また、新しく史跡指定された古墳についても統一したデザインのもと、多言語表記の説明板を設置していく。

表 2-28 史跡古市古墳群整備等履歴

番号	古墳名	整備概要
【1】	応神天皇陵古墳外濠外堤	案内板の設置（S60 年度） 暫定整備・緑化植栽（H8 年度） 簡易トイレの設置（史跡南西部）（H14 年度） 植栽作業（史跡南西側）（H15 年度） 史跡囲柵施設の改修（史跡南西部）（H20 年度） 危険木の伐採（史跡南西部）（H21 年度） 里道法面養生（H22～24 年度） 解説板改修（史跡南西側）（H28 年度） 暫定整備（花畑・里道拡幅）（史跡地北半部）（H28 年度）

番号	古墳名	整備概要
【2】	墓山古墳	水路改修（H22・23年度） フェンス修理（排水施設周囲）（H23年度） 危険木の伐採（後円部外堤上）（H27年度） 危険木の伐採（北側濠跡内）（R4年度）
【3】	城山古墳	標石3基設置（S38年度） 説明板設置、記念植樹地、小山花しょうぶ園（H2年度）※「河内ふるさとのみち」整備事業 津堂草花園の整備、内濠と遊歩道の整備（H9年度） ガイダンス施設建設（H11年度） 後円部東側斜面保護盛土（H21年度） 墳丘西側斜面及び西側平坦面保護盛土（H27年度）※宮内庁管理柵修繕に伴う共同事業 西側内濠外縁の遊歩道整備（H27～29年度）
【4】	古室山古墳	理用石柱、説明板設置（S33年度） 後円部に梅木植樹（S52年度） 前方部に桜木植樹（S54年度） 説明板設置（S58年度） 管理柵整備（S63年度～） 説明板設置（H28年度） 樹木伐採（R6年度）
【5】	大鳥塚古墳	管理用石柱、説明板設置（S33年度） 水路護岸 管理柵整備 樹木伐採（R5年度）
【6】	はざみ山古墳	説明板設置（H10年度） 樹木伐採（H13年度） 説明板設置（H28年度）
【7】	峯ヶ塚古墳	解説板設置（古墳東側）（S59年度） 外濠植栽遺構表示（公園整備）（H元年度）※史跡指定地外 案内板の改修（大判化。英語併記）（H2年度） 解説板改修及び設置（古墳東及び北側）（H7年度） 安全フェンスの設置（古墳北側）（H19年度） 古墳西側の内堤と外濠部分を暫定整備（遺構表示）（H20年度）※史跡指定地外 墳丘上の危険木の伐採（H26・27年度） 展示ケースの設置・遺物展示（峰塚公園管理棟）（H27年度） 解説板改修（古墳東及び北側）（H28年度） 墳丘囲柵の改修（古墳北側）（H29年度） 墳丘上の高木の伐採（H29～R4年度） 墳丘囲柵の再改修（古墳北側）（R5年度）
【8】	鉢塚古墳	説明板設置（H13年度） 説明板設置（H28年度） 樹木伐採（R5年度）
【9】	鍋塚古墳	樹木伐採、保護盛土、張芝（H24年度）
【10】	野中古墳	説明板設置（H11年度） 説明板設置（H28年度）
【11】	助太山古墳	保護盛土、張芝（H24年度）
【12】	赤面山古墳	未整備
【13】	青山古墳	説明板設置（H13年度） 説明板設置（H28年度）
【14】	蕃所山古墳	保護盛土、張芝、コグマザサ植栽、管理柵設置（H12年度） 説明板設置（H13年度） 説明板設置（H28年度）
【15】	稲荷塚古墳	樹木伐採（R5年度）
【16】	東山古墳	未整備
【17】	割塚古墳	説明板設置（H28年度）
【19】	浄元寺山古墳	管理柵（フェンス）及び説明板設置（H14年度） 説明板設置（H28年度）

番号	古墳名	整備概要
【20】	松川塚古墳	未整備
【21】	唐櫃山古墳	未整備
【22】	白鳥陵古墳周堤	説明板設置（R4 年度）
【23】	仲姫命陵古墳周堤	未整備
【24】	安閑天皇陵古墳周堤	未整備
【18】	野中宮山古墳（未指定）	説明板設置（S61 年度） 墳丘護岸整備（蛇籠設置）（H17 年度） 説明板設置（H28 年度）

③土地所有及び管理の状況

史跡指定地は、藤井寺市並びに羽曳野市が所有している他、墓山古墳の墳丘や城山古墳の後円部の一部は宮内庁が所有し、管理を行っている。また、民有地については所有者によって適切に管理されている。なお、藤井寺市並びに羽曳野市は、現在のところ文化財保護法に規定される管理団体になっていないが、今後、必要な手続きを経て管理団体をめざすものとする。

表 2-29 史跡古市古墳群 各古墳の土地所有状況・土地利用状況等一覧

番号	古墳名	墳形	墳長 (m)	所在地	土地所有状況	指定年月日
【1】	応神天皇陵古墳 外濠外堤	前方後円墳	425	羽曳野市 誉田3・5・6丁目 藤井寺市 道明寺6丁目	羽曳野市 個人	昭和 53 年 10 月 30 日 昭和 60 年 1 月 31 日 平成 元年 1 月 24 日 平成 4 年 12 月 28 日 平成 6 年 3 月 23 日 平成 7 年 2 月 20 日 平成 13 年 1 月 29 日 平成 15 年 8 月 27 日 平成 23 年 2 月 7 日 平成 30 年 2 月 13 日 令和 2 年 3 月 10 日 令和 3 年 10 月 11 日
【2】	墓山古墳	前方後円墳	225	羽曳野市 白鳥3丁目 藤井寺市野中3丁目	国 羽曳野市 藤井寺市 財産区 個人	昭和 50 年 2 月 22 日 平成 26 年 10 月 6 日 平成 29 年 2 月 9 日 平成 30 年 10 月 15 日 令和 3 年 10 月 11 日
【3】	城山古墳	前方後円墳	210	藤井寺市 津堂他	国 大阪府 藤井寺市 宗教法人 個人	昭和 33 年 1 月 21 日 昭和 41 年 3 月 14 日 平成 27 年 3 月 10 日
【4】	古室山古墳	前方後円墳	150	藤井寺市 古室2丁目	藤井寺市 個人	昭和 31 年 9 月 22 日
【5】	大鳥塚古墳	前方後円墳	110	藤井寺市 古室2丁目	藤井寺市	昭和 31 年 9 月 22 日
【6】	はざみ山古墳	前方後円墳	103	藤井寺市野中1丁目	藤井寺市 共有地	平成 8 年 3 月 29 日
【7】	峯ヶ塚古墳	前方後円墳	96	羽曳野市 軽里2丁目	羽曳野市 個人	昭和 49 年 4 月 12 日 令和 5 年 3 月 20 日
【8】	鉢塚古墳	前方後円墳	60	藤井寺市 藤井寺4丁目	藤井寺市	昭和 54 年 12 月 22 日 平成 30 年 2 月 13 日
【9】	鍋塚古墳	方墳	63	藤井寺市 沢田4丁目	藤井寺市 個人	昭和 31 年 9 月 22 日 令和 4 年 3 月 15 日

番号	古墳名	墳形	墳長 (m)	所在地	土地所有状況	指定年月日
【10】	野中古墳	方墳	37	藤井寺市 野中3丁目	藤井寺市	平成 7年 2月 21日
【11】	助太山古墳	方墳	36	藤井寺市 道明寺6丁目	藤井寺市	昭和 31年 9月 22日
【12】	赤面山古墳	方墳	22	藤井寺市 沢田2丁目	法人	昭和 31年 9月 22日
【13】	青山古墳	円墳	62 (72)	藤井寺市 青山2丁目	藤井寺市 個人 共有地	平成 13年 1月 29日
【14】	蕃所山古墳	円墳	22	藤井寺市 藤ヶ丘2丁目	藤井寺市	平成 13年 1月 29日
【15】	稲荷塚古墳	前方後円墳	50	藤井寺市 野中5丁目	個人	平成 26年 10月 6日
【16】	東山古墳	方墳	50	藤井寺市 野中2丁目	藤井寺市 法人 個人	平成 26年 10月 6日
【17】	割塚古墳	方墳	30	藤井寺市 藤井寺4丁目	藤井寺市 個人	平成 26年 10月 6日
【19】	浄元寺山古墳	方墳	67	藤井寺市 青山1丁目	藤井寺市 法人	平成 28年 10月 3日 平成 30年 2月 13日
【20】	松川塚古墳	方墳	20	藤井寺市 古室2丁目	藤井寺市 個人	平成 28年 3月 1日 平成 30年 2月 13日
【21】	唐櫃山古墳	前方後円墳	57	藤井寺市 国府1丁目	藤井寺市	平成 27年 3月 10日 平成 31年 2月 26日
【22】	白鳥陵古墳周堤	前方後円墳	200	羽曳野市 軽里3丁目	羽曳野市	令和 3年 3月 26日 令和 4年 3月 15日
【23】	仲姫命陵古墳周堤	前方後円墳	290	藤井寺市 沢田4丁目	個人	令和 3年 3月 26日
【24】	安閑天皇陵古墳周堤	前方後円墳		羽曳野市 古市5丁目	個人	令和 6年 10月 11日
【18】	野中宮山古墳	前方後円墳	154	藤井寺市 野中2丁目	藤井寺市 法人 宗教法人	未指定

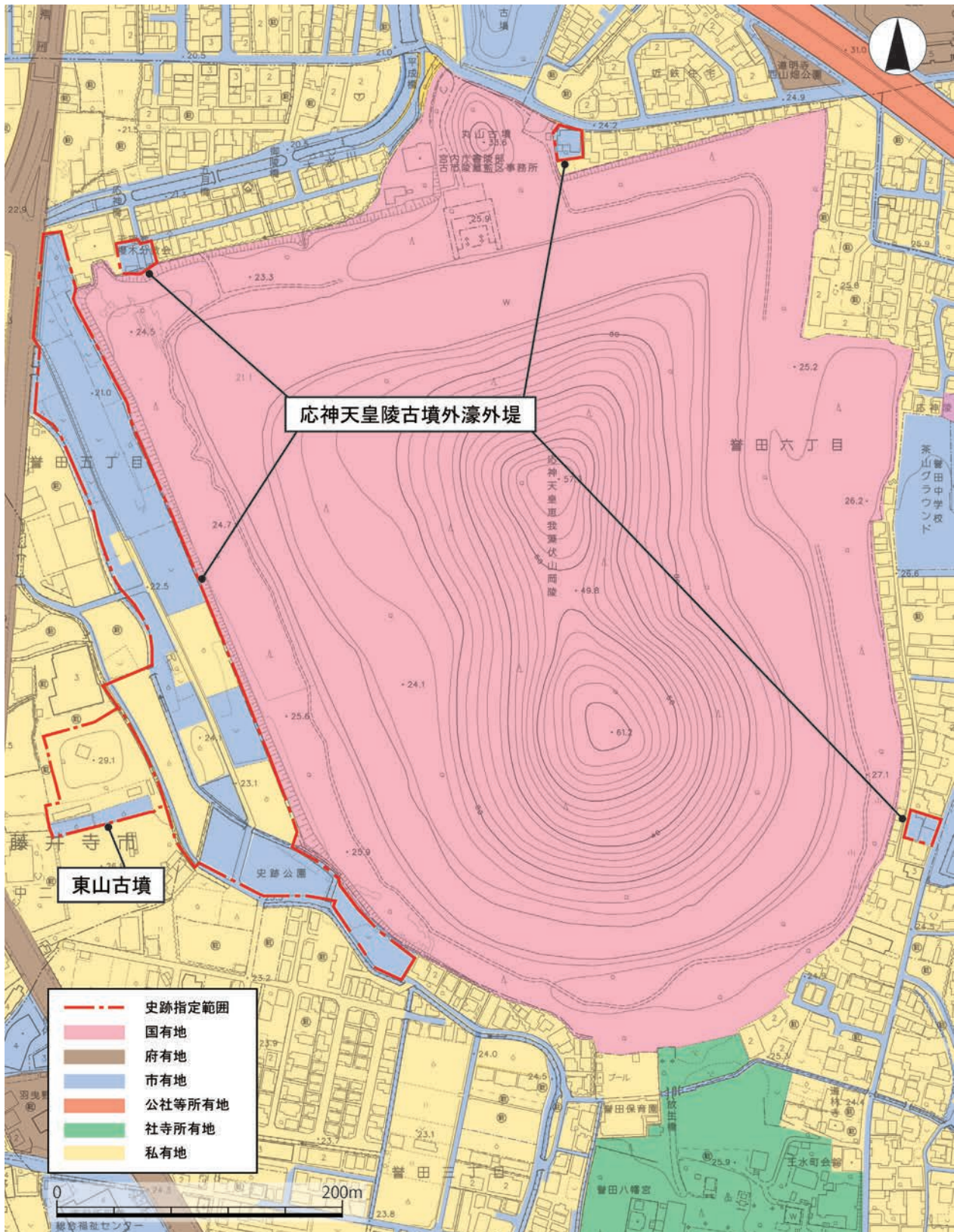


図 2-2 応神天皇陵古墳外濠外堤 東山古墳 土地所有区分図

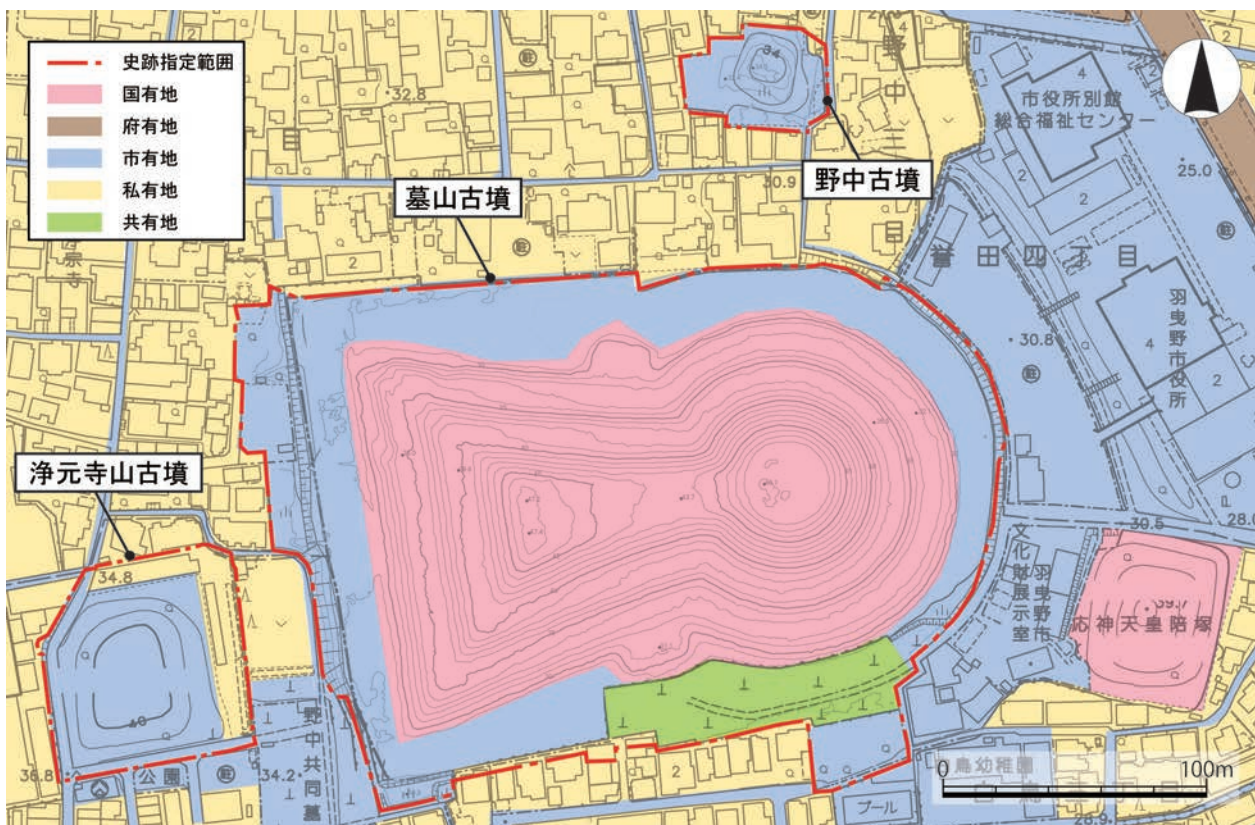


图 2-3 墓山古墳 野中古墳 浄元寺山古墳 土地所有区分图

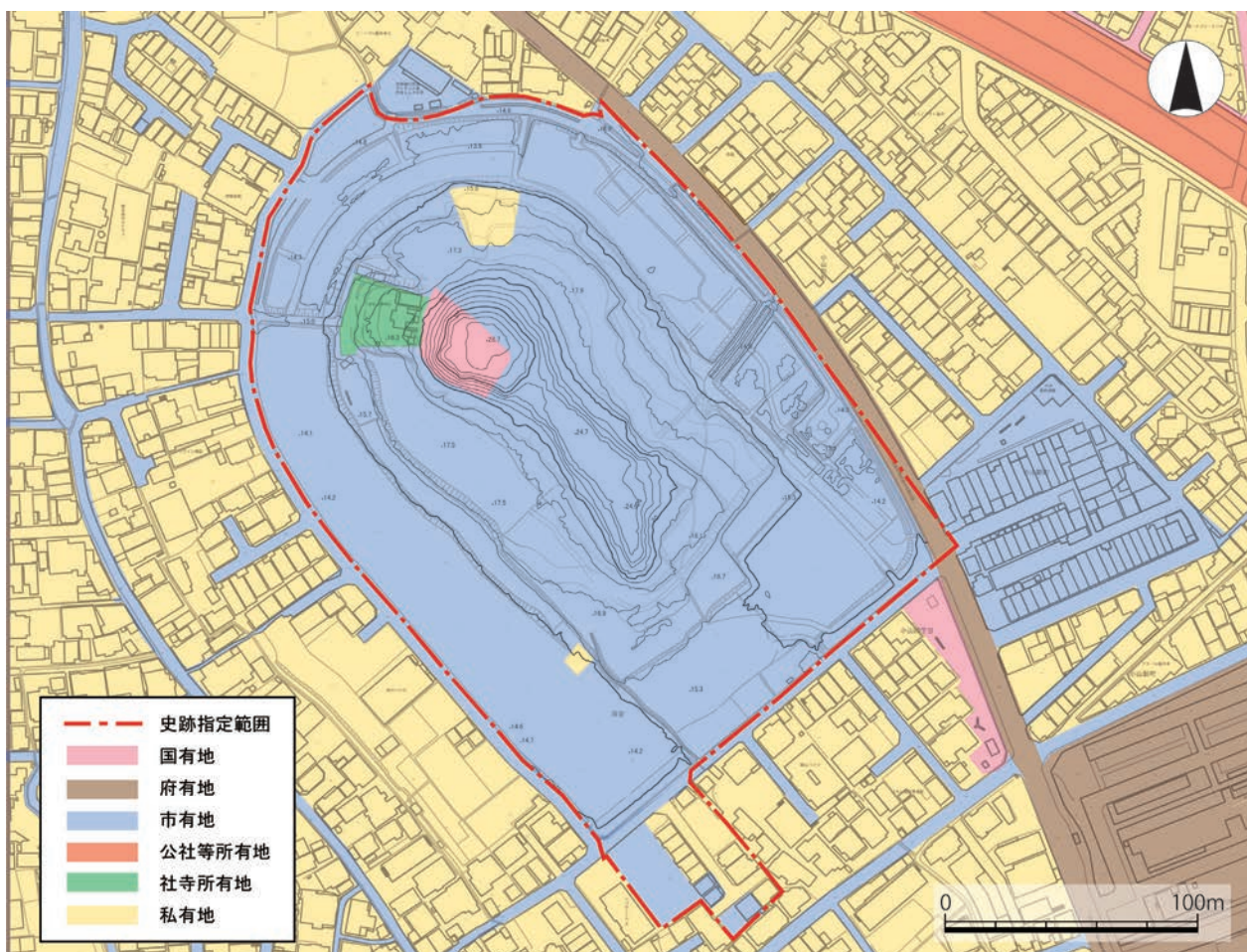


图 2-4 城山古墳 土地所有区分图

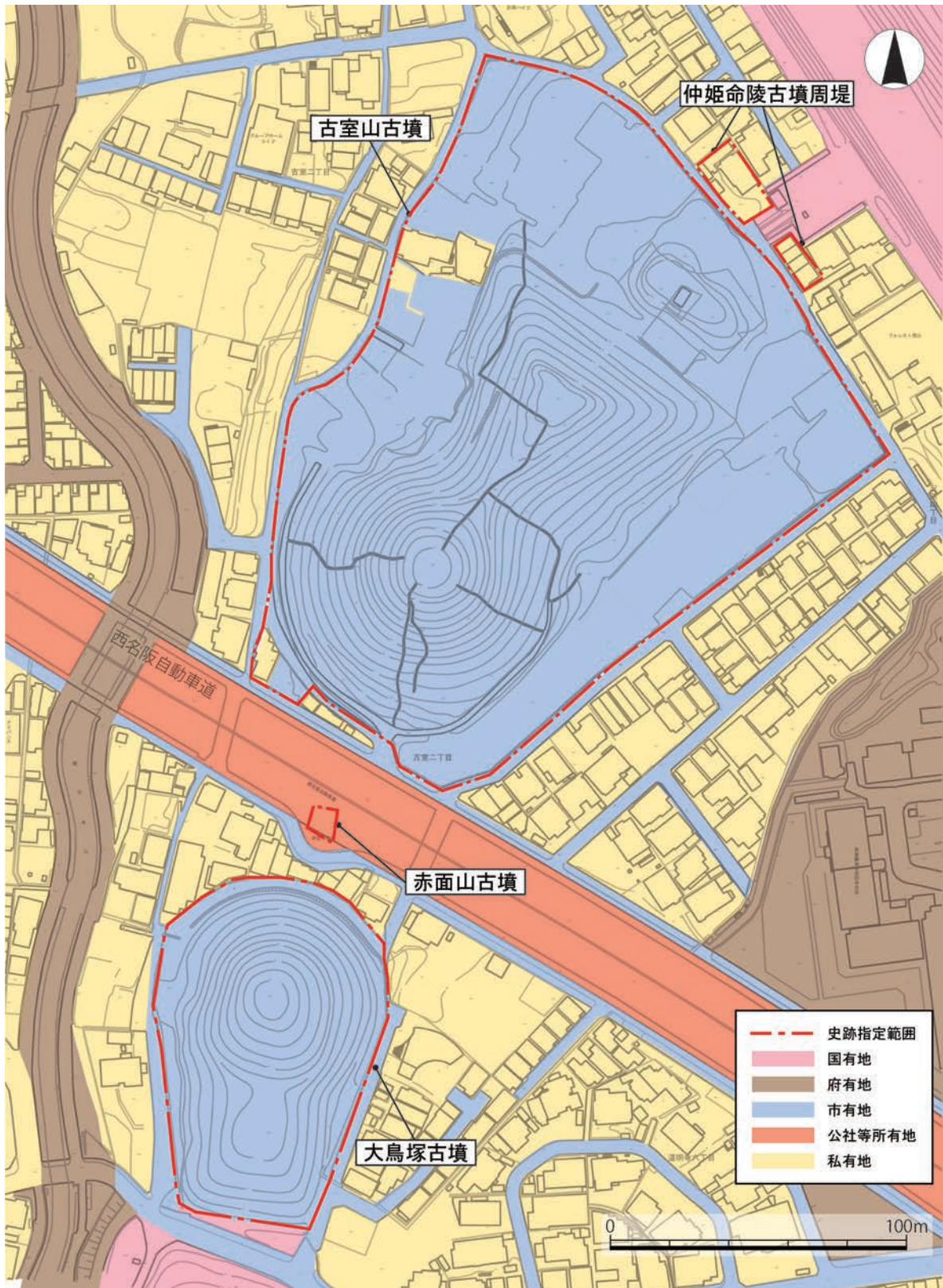


図 2-5 古室山古墳 大鳥塚古墳 赤面山古墳 土地所有区分図

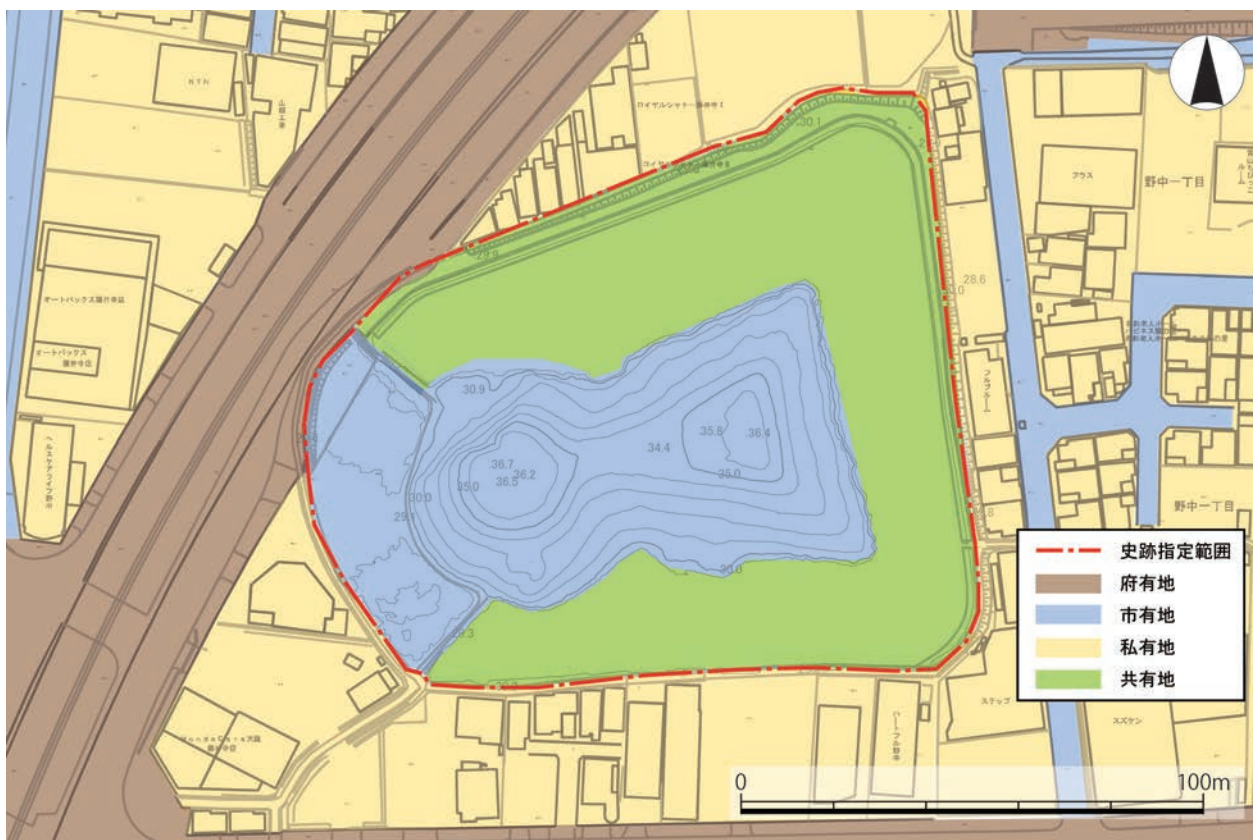


図 2-6 はざみ山古墳 土地所有区分図

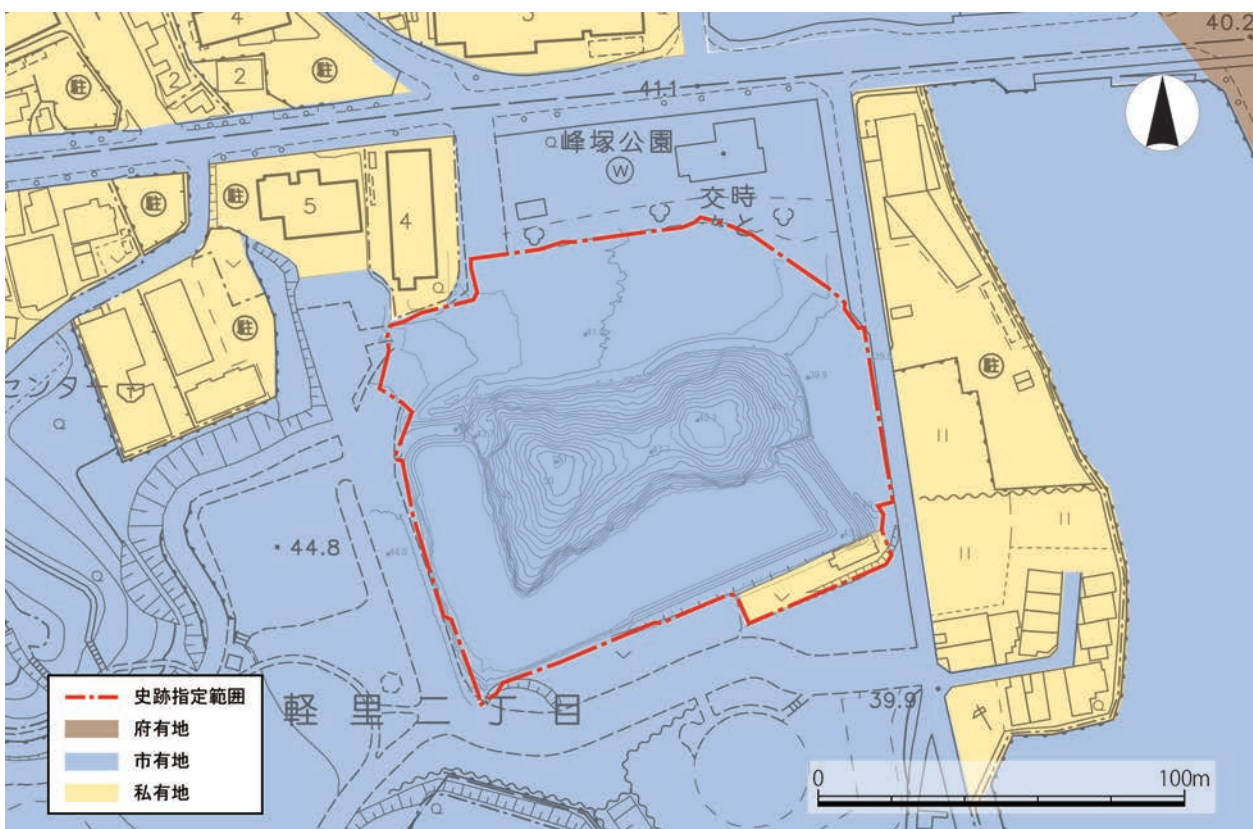


図 2-7 峯ヶ塚古墳 土地所有区分図

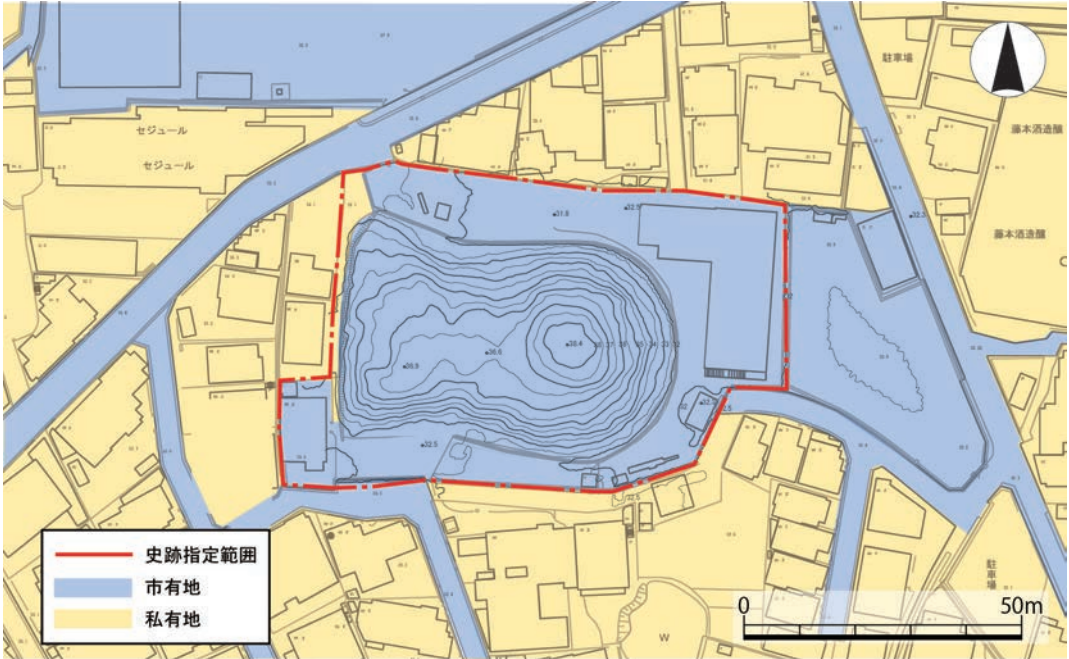


図 2-8 鉢塚古墳 土地所有区分図

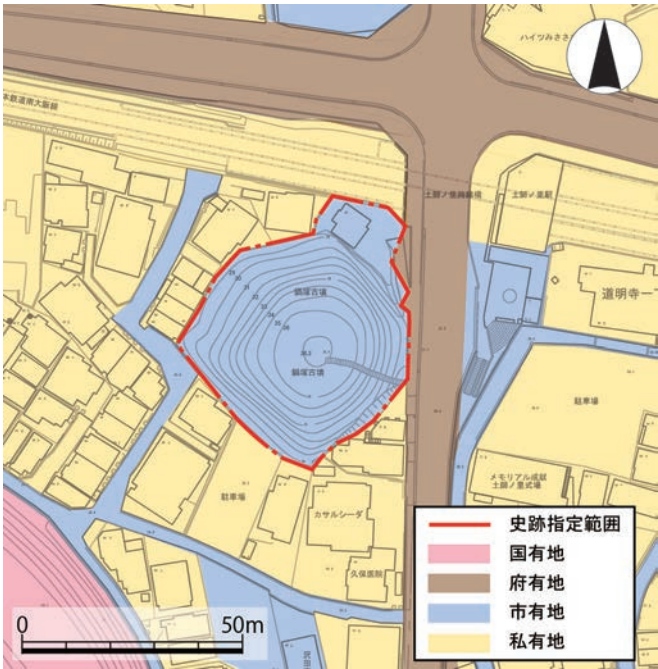


図 2-9 鍋塚古墳 土地所有区分図



図 2-10 野中古墳 土地所有区分図

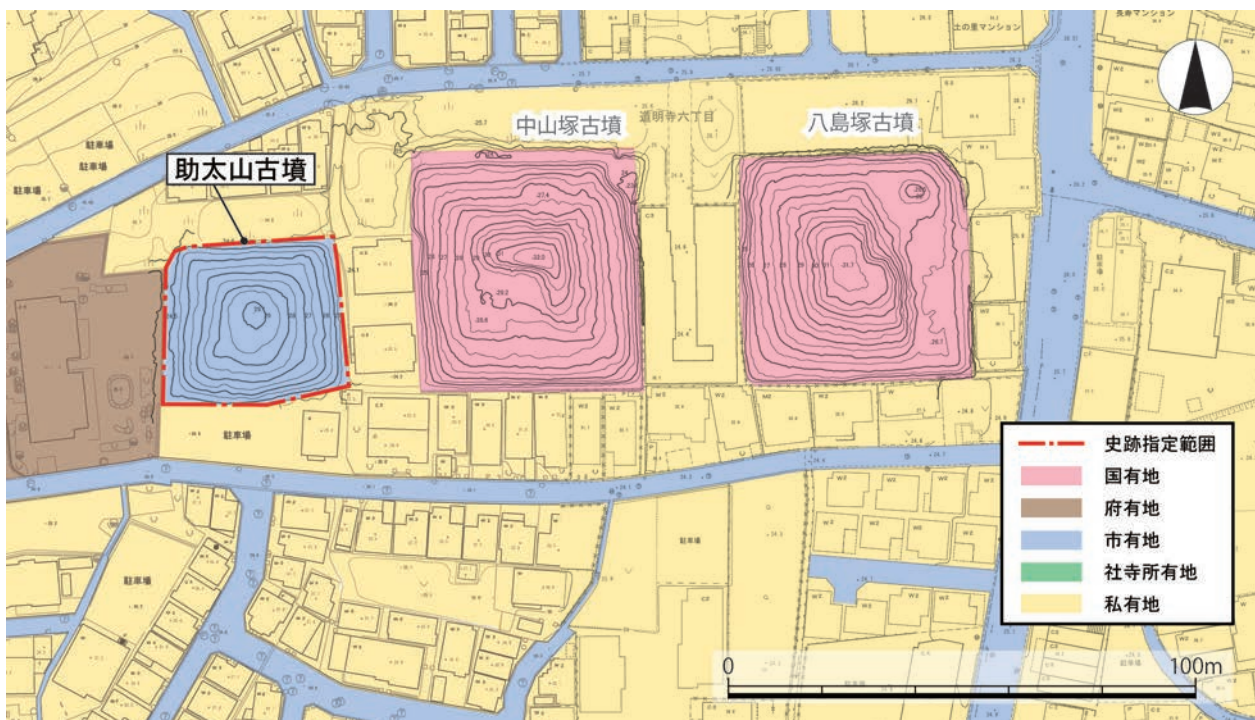


图 2-11 助太山古墳 土地所有区分図

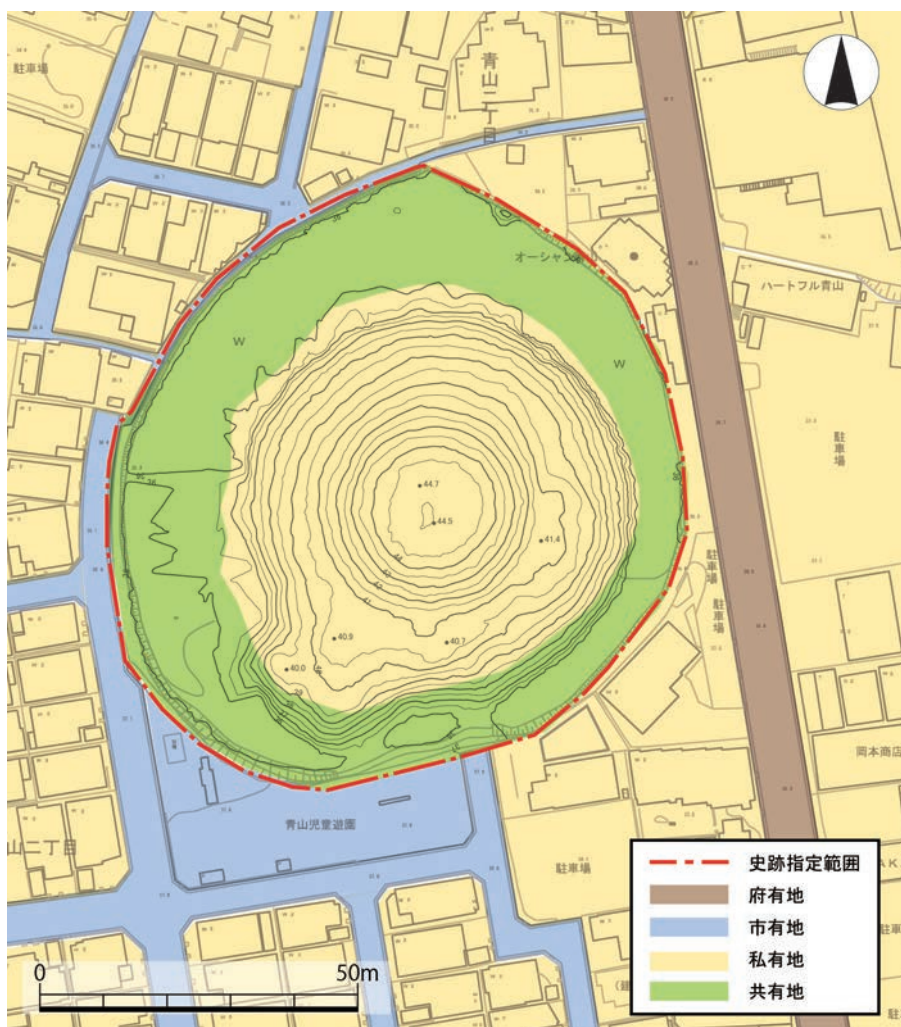


图 2-12 青山古墳 土地所有区分図

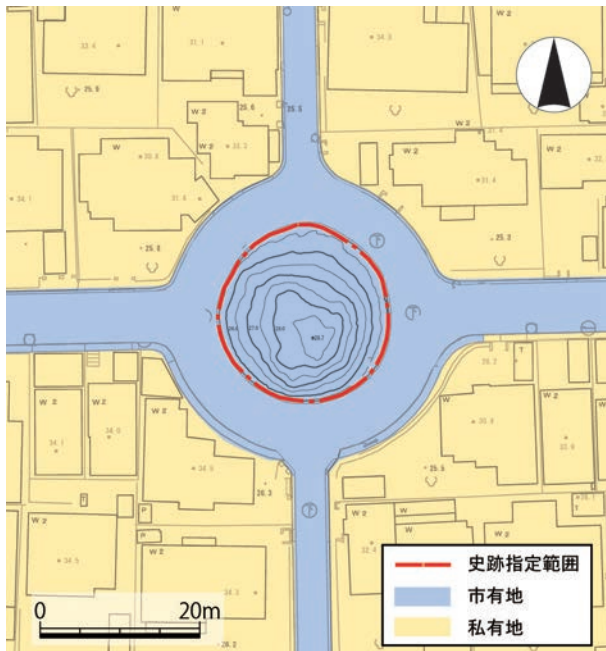


図 2-13 蕃所山古墳 土地所有区分図

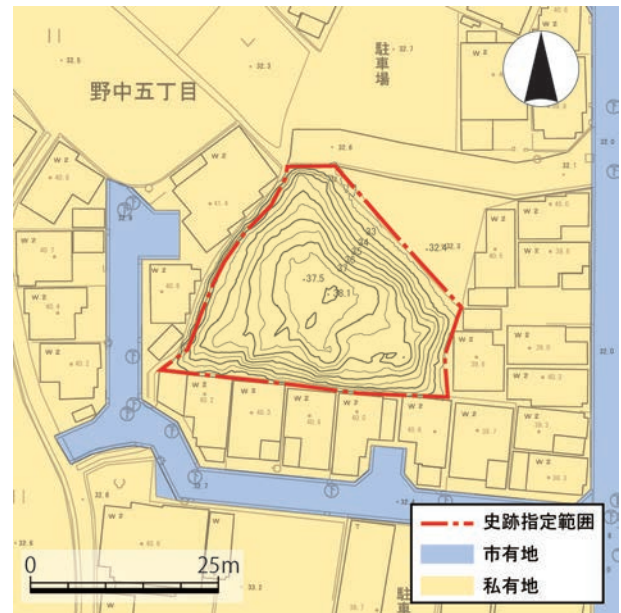


図 2-14 稲荷塚古墳 土地所有区分図



図 2-15 東山古墳 土地所有区分図

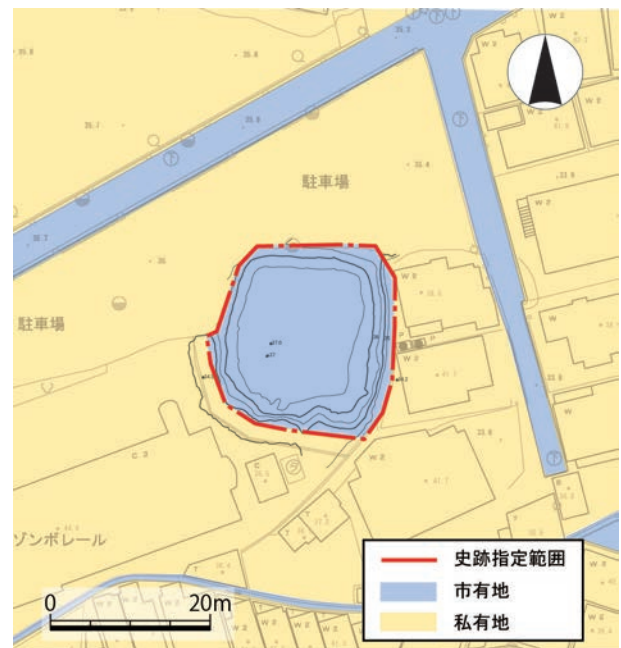


図 2-16 割塚古墳 土地所有区分図

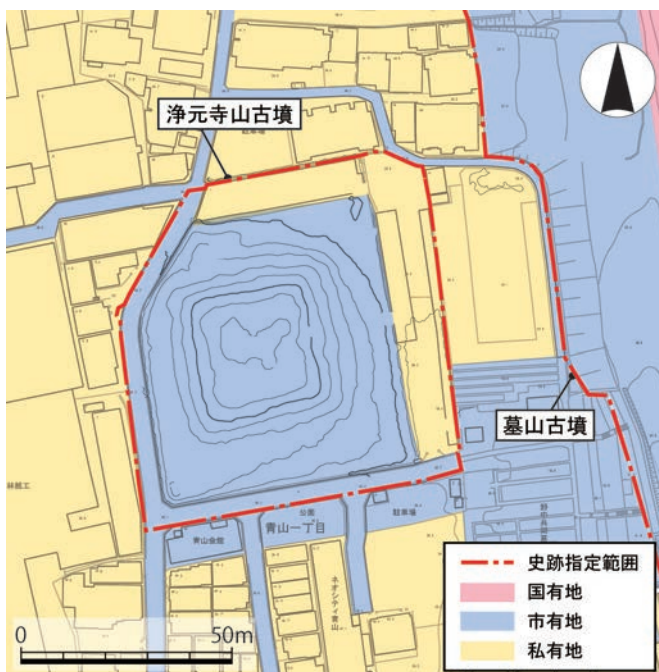


図 2-17 浄元寺山古墳 土地所有区分図



図 2-18 松川塚古墳 土地所有区分図

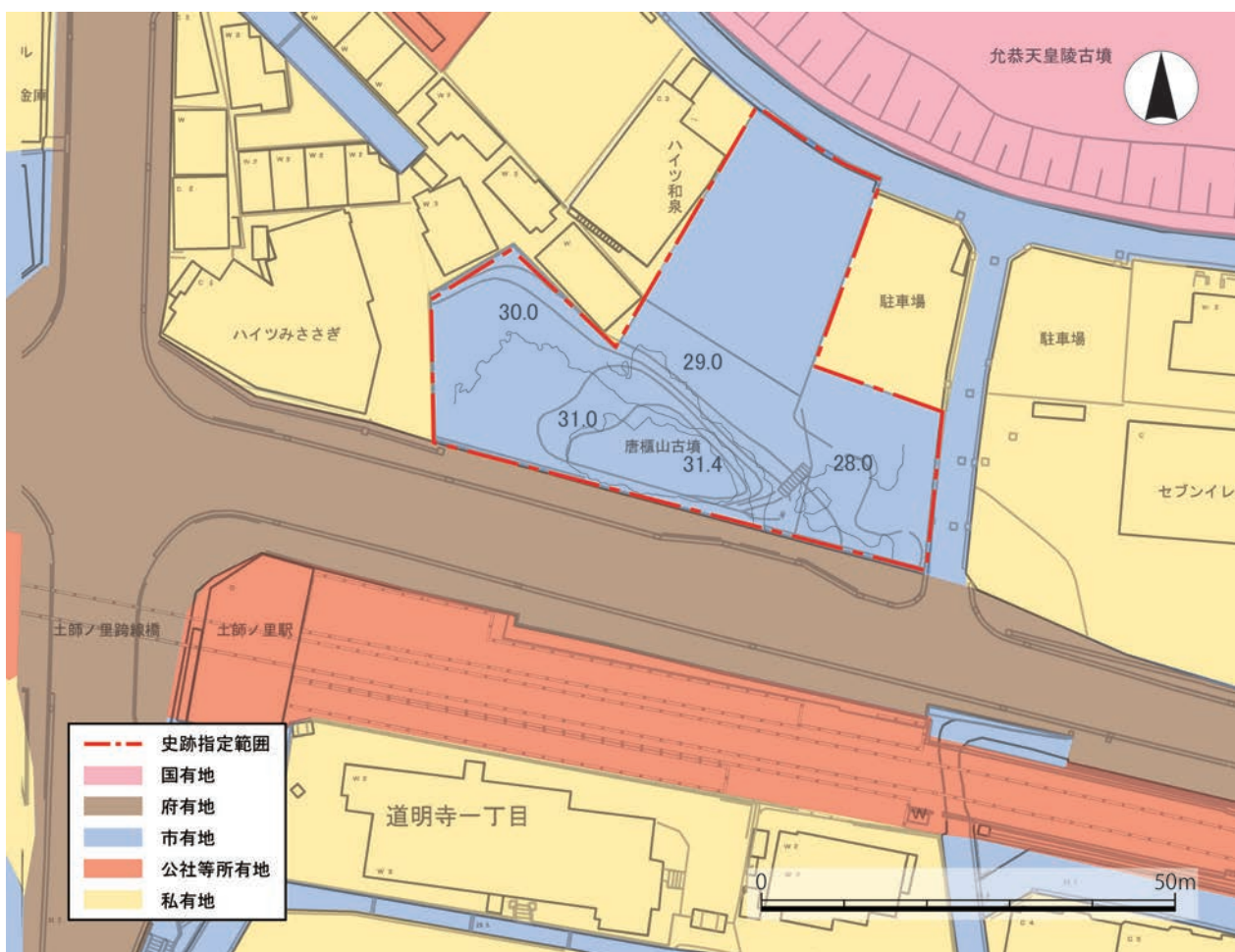


図 2-19 唐櫃山古墳 土地所有区分図

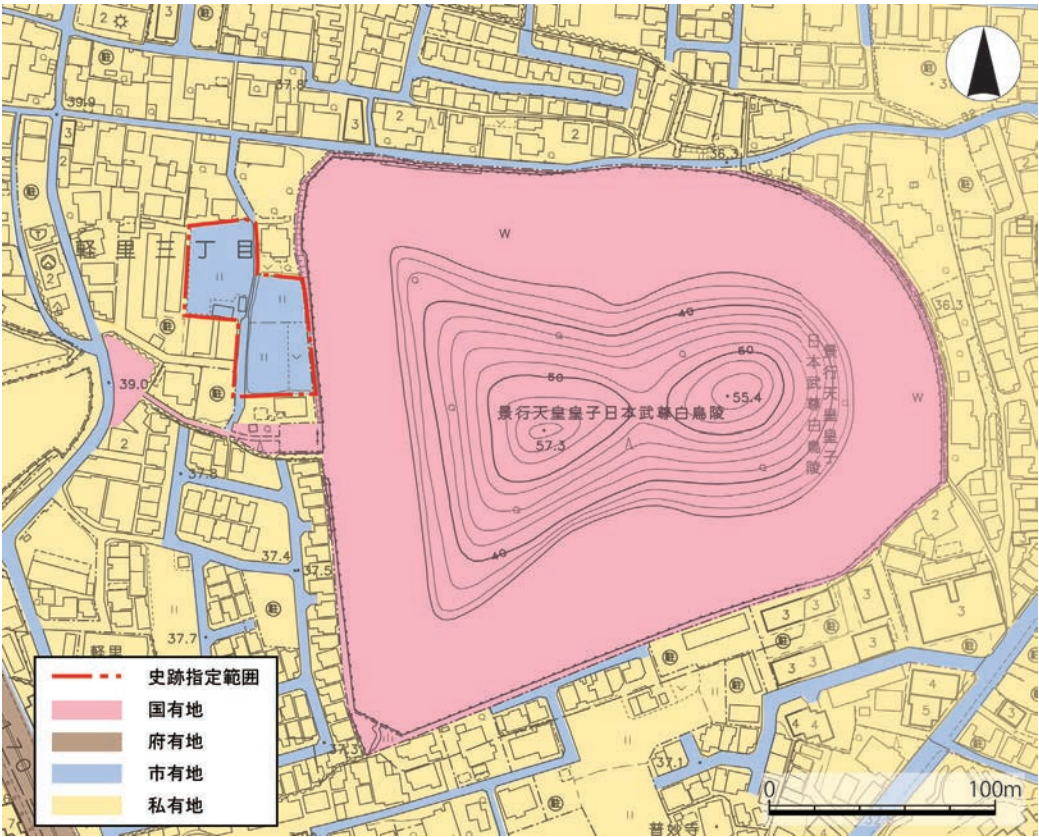


図 2-20 白鳥陵古墳周堤 土地所有区分図

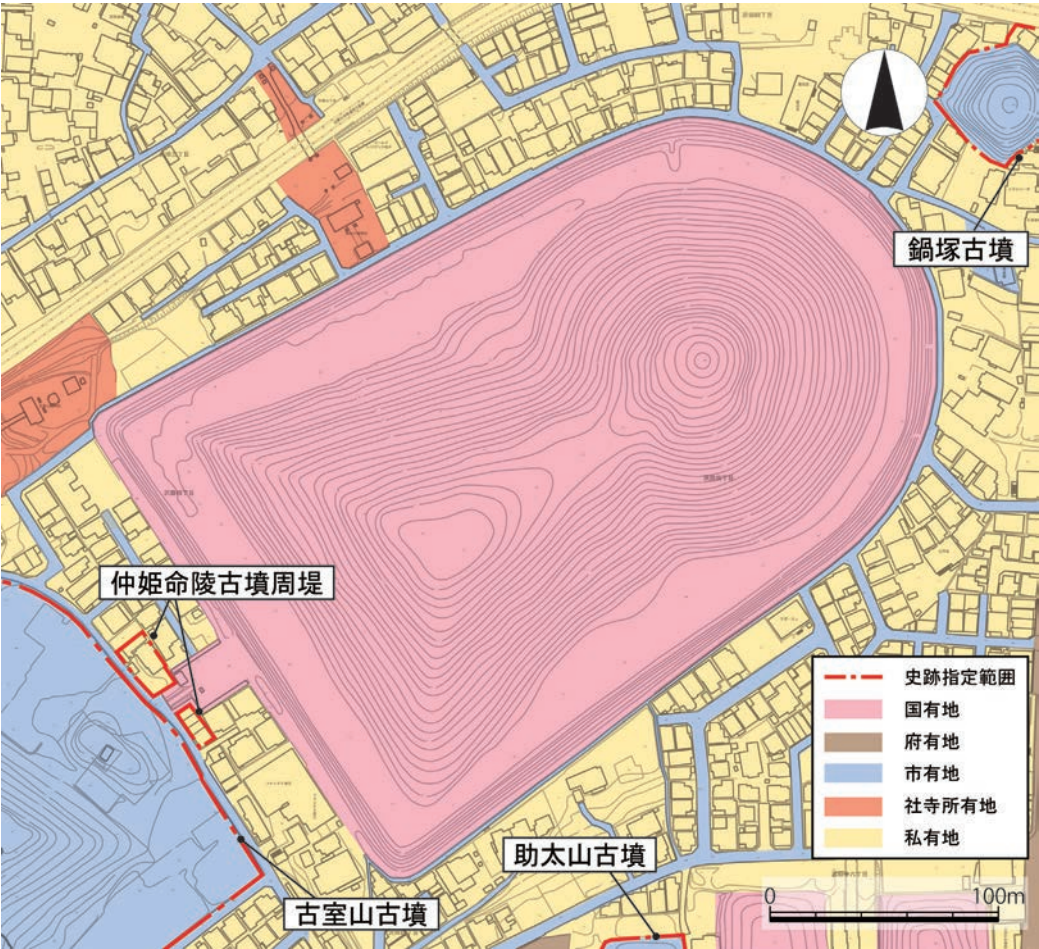


図 2-21 仲姫命陵古墳周堤 土地所有区分図

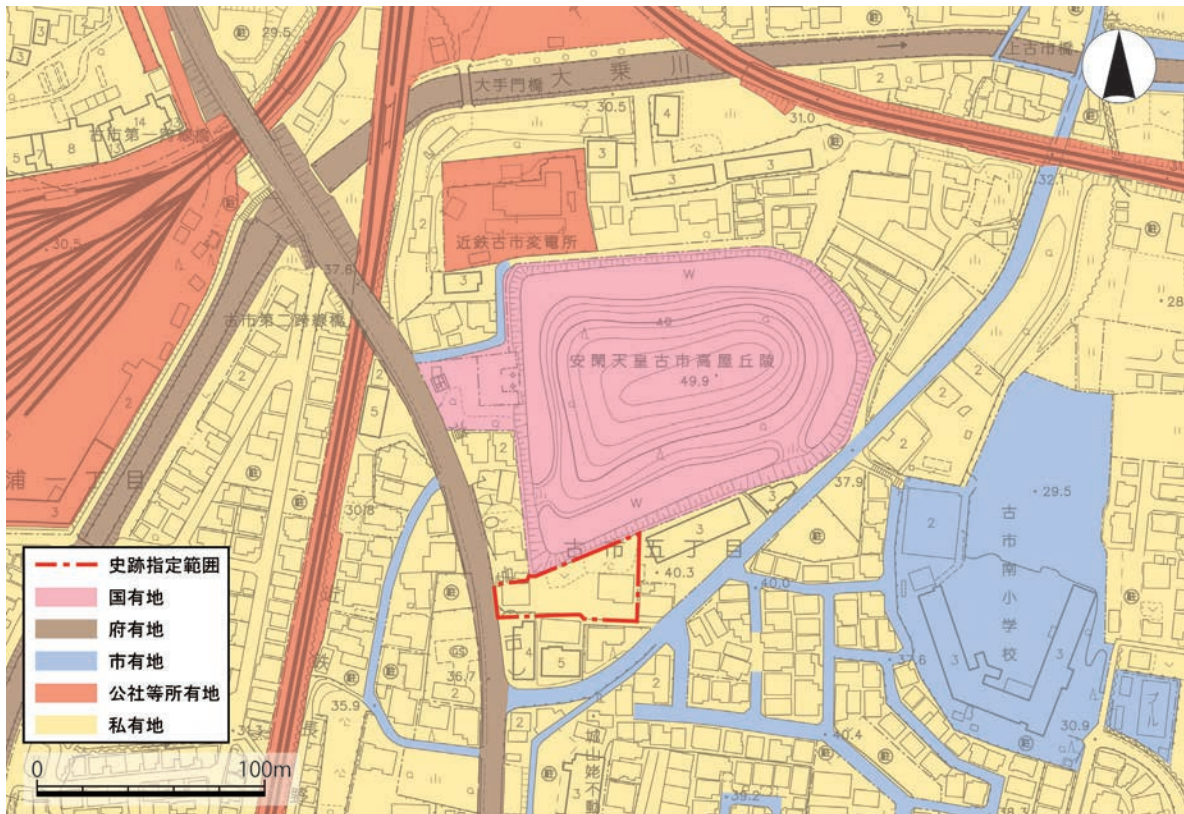


图 2-22 安閑天皇陵古墳周堤 土地所有区分図

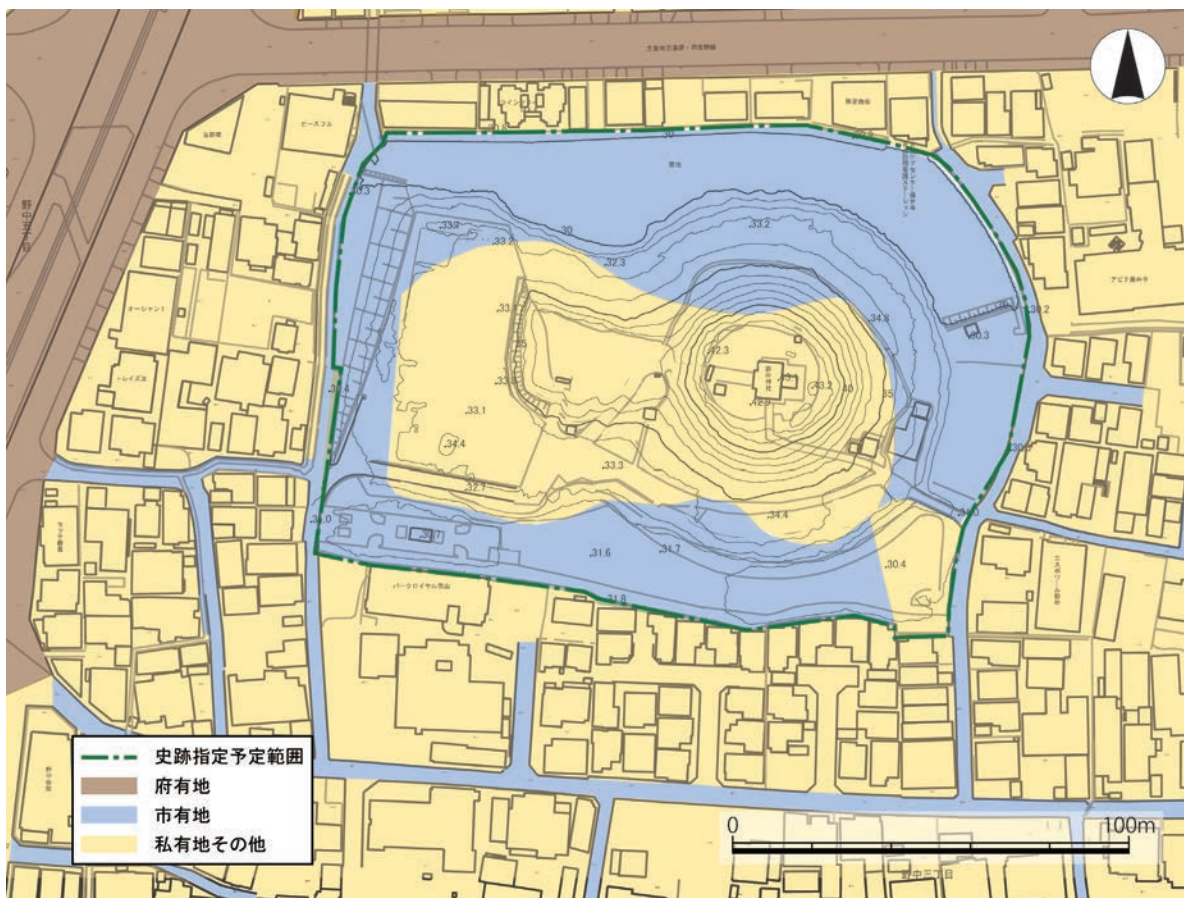


图 2-23 野中宮山古墳（未指定） 土地所有区分図

2. 歴史環境

旧石器時代

本古墳群の周辺に人々の生活痕跡が認められるようになるのは、後期旧石器時代にあたる、およそ2万8千年前頃からである。羽曳野丘陵の縁辺や国府台地上では当時の石器が発見されている。石器は約4km離れた二上山周辺で原石を採取し、当地に持ち帰り、石器に加工していたことが明らかとなっている。特に、国府遺跡の発掘調査で出土した一群の石器からナイフ形石器の製作工程が復元され、瀬戸内技法と命名された。そして、同技法により製作された石器は、国府型ナイフ形石器と名付けられた。

また、はざみ山遺跡では、およそ2万年前の住居跡が発掘調査で確認されている。翠鳥園遺跡では、当時製作者が座って石器を製作した場所が30ヶ所以上も見つかっている。



翠鳥園遺跡公園

縄文時代

日本列島における最古の土器である縄文土器の出現は、1万3千年前から1万6千年前であると考えられている。本古墳群の周辺でも、縄文土器や石鏃が出土している。また、竪穴建物も確認されており、人々が生活を営んでいたことが分かる。

国府遺跡では、これまでの発掘調査で、同時代の多数の人骨が埋葬された状態で出土した。この内の数体に、玦状耳飾りの装着が認められた。また、抜歯を施していたことが明らかとなり、当時の社会状況を考察する重要な資料となっている。

弥生時代

今から2千8百年ほど前、中国南部や朝鮮半島から稲作が伝わり、本格的な農耕が始まった。一帯では、前段階に引き続き石器の加工や流通に関与した人々の生活領域が認められる。特に、国府遺跡では縄文時代に引き続き、埋葬人骨が確認されるとともに、複数の建物跡が見つかり、河内の拠点集落の一つであった。また、本古墳群の周辺では、他にも複数の建物跡が確認されている。

一方で、本古墳群よりやや南に離れるが、羽曳野市西浦地区では、農耕祭祀の象徴的な器物とされる袈裟襷文銅鐸が発見され、一般的な集落とは異なった様相を示している。



国府遺跡

古墳時代

本古墳群の各古墳が築かれ始める前、石川流域では前期古墳が継続的に築かれている。右岸では、玉手山古墳群をはじめ、駒ヶ谷や壺井地区でも粘土槨を埋葬施設とする古墳が築かれる。左岸では、前方後方墳の庭島塚古墳が築かれている。同古墳からは、三角縁神獣鏡が見つかった。

その後、4世紀後半に、墳丘の周囲に濠を巡らせた巨大な前方後円墳をはじめとした古墳が当地に築かれるようになり、本古墳群の造営が始まった。

本古墳群での古墳の築造は、6世紀中頃まで継続する。同古墳群は、墳丘長400mを超える応神天皇陵古墳のような巨大な前方後円墳から、一辺10mに満たない小型方墳まで、墳形と規模が多様な古墳で構成されている点が、特徴の一つとなっている。

本古墳群の大型前方後円墳の埋葬施設は、長持形石棺を竪穴式石槨で覆う構造が基本であると考えられ、石棺の材として、兵庫県高砂市竜山付近で産する石を使用している。前期古墳に見られた長大な割竹形木棺を竪穴式石槨で覆う構造のものは見られなくなる。中・小型の前方後円墳、円墳や方墳の埋葬施設は、初期の段階では割竹形木棺を粘土槨で覆う構造のものが基本で、中頃から後半には、箱形木棺の直葬も行われ、横穴式石室も採用された。

副葬品では武器や武具が目立ち、鉄製品の数が非常に多くなる一方で、鏡や腕輪形石製品などの前期古墳に多く見られる副葬品は数が減少するか、副葬されなくなる。

また、菅田丸山古墳や長持山古墳から出土した鍍金を施した馬具に代表されるように、金や銀を用いた製品が副葬されるようになる。そして、本古墳群の中でも後半に造られた峯ヶ塚古墳から出土した副葬品では、金銅製品に加えて、銀製品が目立つようになる。

本古墳群は、以上の特徴から、巨大な前方後円墳に象徴される大王を頂点として、その近親者及び大王に仕えた人々の墓を中心に構成されていると考えられる。墳形や規模、埋葬施設の構造の多様性は、被葬者の系譜や地位が古墳に反映された結果であると考えられる。また、副葬品に青銅鏡や腕輪形石製品が減少し、鉄製の武器・武具や金銀製品が増加する傾向は、大王が宗教的司祭者の立場から軍事力を背景とした支配者へ性格が変わっていったことを示している。

4世紀後半以降の王墓築造は、古市古墳群と約10km西方の堺市に所在する百舌鳥古墳群とで行われる。奈良盆地からの両古墳群への王墓築造場所の移動には、河内勢力の発展に伴う大和勢力からの政権交替であるとの説や、大和勢力の拡大に伴う河内への王墓の墓域の拡大説などの諸説があり、詳細は解明されていない。関連遺跡の変遷も含めた政権の動向の解明が求められる。

本古墳群と百舌鳥古墳群における巨大古墳の築造は5世紀を中心とする時期で、中国の史書『宋書』倭国伝に記述がある、倭の五王の時代に該当する。このことから、両古墳群に倭の五王の墓が含まれている可能性が考えられる。王墓として巨大古墳を築造したことは、当時の政権の勢力がおよぶ範囲での政治的安定策であるとともに、東アジアの国際社会における対外政策としても位置付けられる。

その後の古墳時代後期には、本古墳群では巨大前方後円墳は築かれなくなり、墳丘規模が100m余りの前方後円墳となり、仁賢天皇陵（野中ボケ山）古墳や安閑天皇陵（高屋築山）古墳が築かれる。また、羽曳野市域の東方、寺山から鉢伏山の周辺の丘陵上には小型の円墳が多数築かれる。当初は横穴式石室を埋葬施設とする群集墳が築かれるが、その後、横口式石槨を埋葬施設とする終末期古墳が築かれるようになる。

一方、近年、城山古墳の西方にある津堂遺跡から、同時期の建物群が確認されている。倉庫と思われる総柱の建物及び家と思われる“つか柱”の無い建物などが群として確認されている。距離的な近さから城山古墳の造営と無関係とは言えず、本古墳群における巨大前方後円墳の出現を支える建物群として、解明が待たれるところである。

飛鳥・奈良時代

6世紀終わりから7世紀初め頃に、古市大溝が開削された。これと前後して、それまで本古墳群の各古墳が築かれた丘陵上に、掘立柱建物が多く建てられ、古代集落が展開するようになる。

また、大陸から伝来した仏教思想により、大和を中心に広大な伽藍配置を有する古代寺院が築かれるようになる。前代に本古墳群が築かれた丘陵上にも、有力な氏族により多くの寺院が創建された。土師寺は、古墳造営や管理、葬送儀礼などの中心となった土師氏の後裔氏族により建立された。また、古市の中心部では西文氏によって南河内でも早い段階で西琳寺が建立された。

古墳群の中を通過する竹内街道は近世になってからの呼称であり、一般的には丹比道である説が有力で、飛鳥時代以降は大道として整備されたものと考えられる。

7世紀後半以降、国府遺跡周辺に、河内国府が設置・整備されたと考えられる。

平安時代

この時期には律令に基づく公地公民制が解体し、各地に荘園が成立する。前代に続き掘立柱建物が建てられ、集落が展開する。

羽曳野市のほぼ中央に鎮座する誉田八幡宮は、平安時代中期の永承6（1051）年2月、後冷泉天皇の命によって、それまで応神天皇陵古墳の後円部墳頂にあった小社が、現在の場所に移され東面する社殿が建立された。

一方、後半には羽曳野市壺井・通法寺地区は「河内源氏」の拠点となり、氏神である応神天皇（八幡神）への信仰を深めていく。源氏が武士の棟梁であったことから、その後、誉田八幡宮は歴代幕府の庇護を受けることとなる。

鎌倉・室町時代

源氏の棟梁、源頼朝は、平氏との争いに勝利し、鎌倉幕府を開く。やがて、鎌倉幕府は、後醍醐天皇を中心とした勢力に攻められ、元弘3／正慶2（1333）年に滅亡する。その後、後醍醐天皇と対立した足利尊氏が室町幕府を開く。後醍醐天皇は吉野に逃れ、もとの京都の朝廷と並立することになる（南北朝時代）。南北朝時代は、当該地域周辺でもたびたび戦乱が起こったことが、古文書などに記録されている。

元中9／明徳3（1392）年、南北朝時代が終わると、畠山氏が室町幕府から河内国の守護に任命された。やがて畠山氏は家督相続争いなどの内紛のため、二つに分かれて争うようになり、その争いに幕府の有力者が関わり、応仁の乱の一因となった。応仁の乱では、河内国でも戦いが行われた。乱が終わった後も畠山氏の内紛は収まらず、文明11（1479）年頃には畠山義就が高屋城を築く。これは、安閑天皇陵古墳の墳丘を本丸として取り込んだものであった。これに対して、もう一方の畠山政長が対抗するようになり、その子孫に至るまで争いを続けた。やがて、戦国時代となり、河内国も戦乱に巻き込まれ、織田信長が直接河内国に攻め入ることもあった。このような中で、本古墳群の大型前方後円墳で、城山古墳、仲哀天皇陵（岡ミサンザイ）古墳のように、城として利用されたため、改変を受けた古墳もあった。

江戸時代

徳川家康によって武士が支配する政治の仕組みをさらに徹底させ、将軍に従う大名などの武士が政治を行う時代が約260年間続く。この頃、多くの古墳は、地域の村の共有財産となり、薪炭の供給源として利用される一方、地元の人々によって下草刈りなどが行われ、古墳の保全が図られていた。また、古墳の周辺では水田の開発が進められ、灌漑用水の必要性から古墳周濠も水利に組み入れられ、農業生産に利用された。当時、描かれた村絵図では古墳の濠には「〇〇村用水」などと管理村が記され、「用水伏樋」の注記もあり、古墳の濠が農村生活には不可欠なものであったことが伺える。

元禄年間（1688～1704年）に、天皇陵の比定考証や陵墓修理が盛んに行われた。なお、これらの改修は当初は幕府負担によって行われたが、享保年間（1716～1736年）からは、すべて地元の負担で実施されることとなった。

文化5（1808）年には陵墓に関する基本資料となる『山陵志』が蒲生君平によって編纂される。この中に記された河内国13陵のうち、本古墳群では「仲哀・応神・允恭・雄略・仁賢・清寧・安閑」の各天皇陵について記述されている。この編纂にあたっては、地元金剛輪寺（駒ヶ谷）の住職阿闍梨覚峰の協力があったと言われている。その後も、林村尊光寺に生まれた伴林光平も『山陵記事』を記すなど地元研究者の活躍が伝えられている。

文久年間（1861～1864年）には大規模な陵墓改修が行われ、拝所や灯籠の設置、後円部の周垣工事、外堤修理や周濠浚渫などが行われ、現在の景観に近い古墳の姿に整えられていった。その様子は改修前後を「荒蕪」と「成功」として鮮やかに記録され、『文久山陵図』としてまとめられている。一方、古墳の立入り竹木類の伐り取りなどが規制され、村役により厳重に管理されることとなり、人々がなれ親しんだ里山的存在から、幕府に保護されて隔離される「陵墓」へと変わっていった。



図 2-24 『文久山陵図』 応神天皇陵・成功

明治時代以降

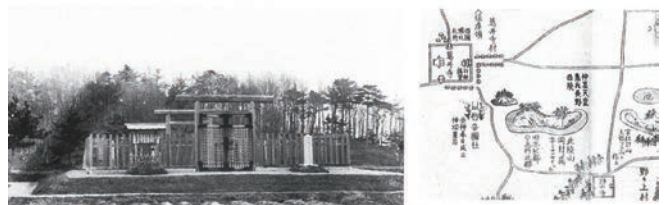
江戸幕府は慶応3（1867）年に政権を返上し、近代国家を目指した明治時代を迎える。

幕末から明治初期に陵墓に治定された古墳は、現在、「皇室典範」、「宮内庁法」、「国有財産法」等の法令に基づき、宮内庁によって皇室の祭祀と陵墓域の管理・保全が行われることとなった。政府による陵墓の拡張・美観整備が行われ、歴代天皇・皇后などの治定が進められた。

そして、明治30（1897）年代から大正・昭和初期にかけて陵墓の巡拝案内が盛んに行われるようになり、周辺の名所・旧跡と併せて学校教育や社会教育の見学地の一つとなった。

なお、帝国造幣局に雇われたウィリアム・ガウランドは、日本中の遺跡を探訪し、詳細な記録や写真を残しており、この本古墳群内でもいくつかの古墳を撮影している。

第二次世界大戦中には、大鳥塚古墳に掩体壕や高射台が設置されたとの研究がある。



ガウランド撮影の仲哀天皇陵

江戸時代から古墳と一体的に形成された田園風景は、周辺住民が古墳との共存に努めてきた結果である。古墳を「応神さん」、「仲哀さん」などと親しみを込めて呼ぶ一方で、その大きさや静寂に畏敬の念をもって接し、一定の距離を保って居住空間を作ってきたことで、古墳周辺の良好な景観を昭和の中頃までは維持してきた。

昭和の中頃以降には、本古墳群が位置する藤井寺市と羽曳野市は大阪市という大都市圏に隣接することから早くからベッドタウンとして住宅開発が進み、数多くの古墳が消滅した。そのような中、百舌鳥古墳群のいたすけ古墳における保存運動によって、市街化する地域での文化財が市民によって守られるようになり、危機的な状況は回避された。

本古墳群においても昭和 31（1956）年、文化財保護法施行後の間もない頃に古室山古墳をはじめ 5 基の古墳が史跡指定されており、古墳の保存に対する意識が高い地域であることが伺える。現在、本古墳群内では 45 基が現存するとは言え、個々の古墳が住宅に取り囲まれ、間近に見えなくなった古墳も存在しており、その周辺環境も危惧されるところである。

こうした中、令和元（2019）年 7 月、本古墳群の 26 基は、百舌鳥古墳群の 23 基とともに構成資産として世界遺産に登録された。



応神天皇陵古墳外濠外堤周辺（航空大観より）

3. 自然環境

(1) 地形・地質

本古墳群は、大和川と石川の合流地点の南西に位置しており、なだらかな羽曳野丘陵や国府台地の上に形成されている。羽曳野丘陵は、北流する石川と並行するように南北に長く横たわる。地下には基盤となる花崗岩類が広く分布し、上部には被覆層である大阪層群、段丘層、沖積層が堆積している。

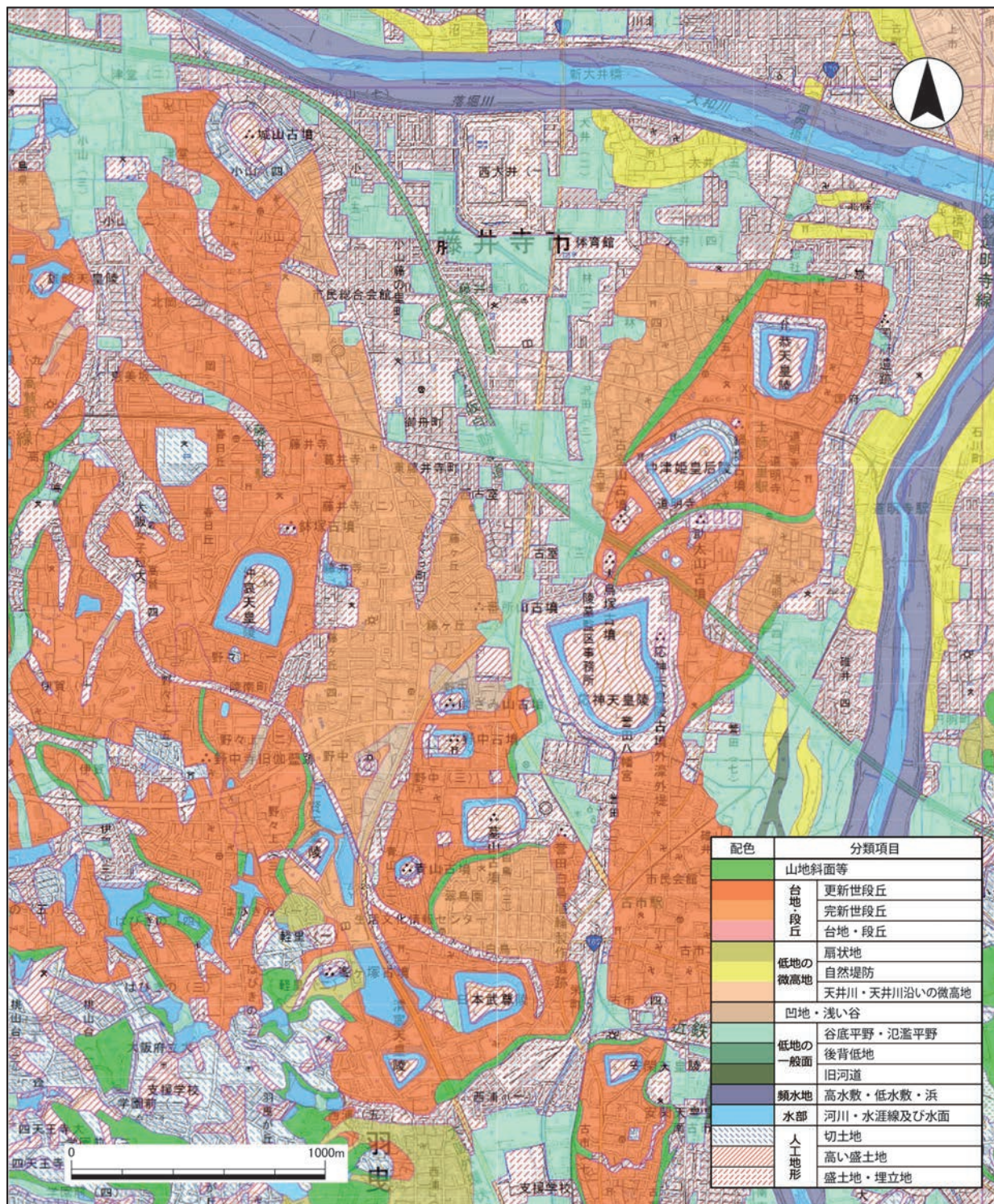


図 2-25 古市古墳群周辺地形分類図
(土地条件図(大阪東南部) 昭和 56 年調査 昭和 58 年 3 月発行 国土地理院)

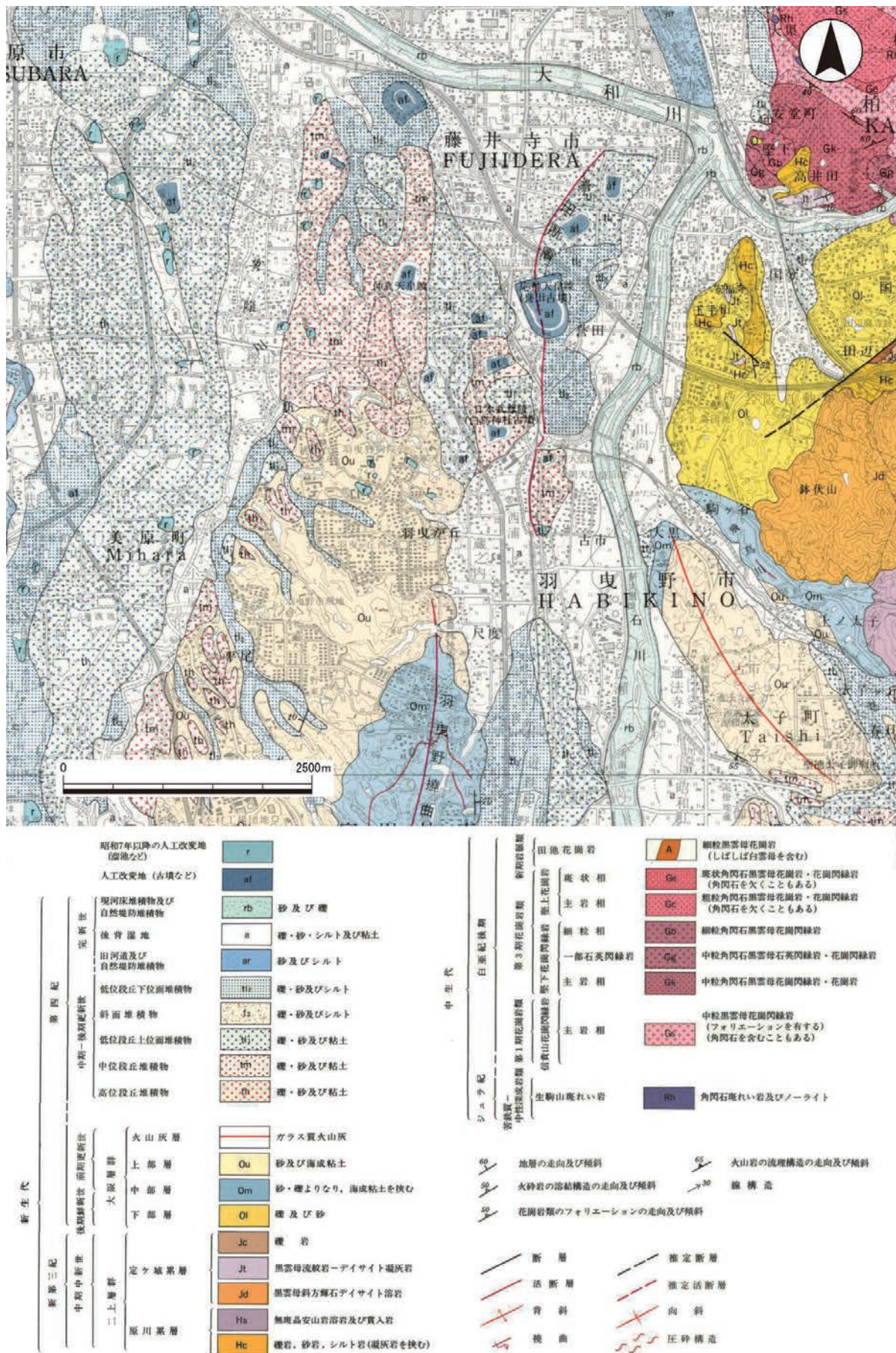


図 2-26 古市古墳群周辺地質図
(5万分の1地質図幅「大坂東南部」(1998年発行、産総研地質調査総合センター))

大阪層群は、淡水成の粘土層、砂層、砂礫層や海成の粘土層が互層をなす、数 100 m にも及ぶ未固結の堆積層で構成される。

大阪層群の上に堆積する段丘層は、石川水系が運んだ数mの厚さの砂礫層であり、石川と羽曳野丘陵に挟まれた地域には、段丘地形が発達している。段丘面は低地との比高により下位段丘面と中位段丘面の大きく二つに分類されており、これらの段丘地形を利用して本古墳群が築造されている。大型前方後円墳は標高 10 m ～ 30 m に立地している。

本古墳群が立地する中位段丘層・低位段丘層は砂礫層のため、非常に強固で安定しており、台地状の平坦な地形では水はけがよく、洪水の危険性もない場所である。

なお、応神天皇陵古墳を通過して南北方向に延びる崖地形は誉田断層であり、約 4 km の長さで認められる。誉田断層は、応神天皇陵古墳に変位を与えていることから、5 世紀以降の地震に伴う断層運動によって生じたものと考えられる。また、羽曳野丘陵の東側縁部には羽曳野撓曲が南北方向に走行しており、丘陵の東斜面は西斜面と比較して急傾斜となっている。

(2) 植生

本地域は、古くから人が居住し、森林を拓いて農地化したり、樹木を伐採し燃料としたため、もともとの森林は残っていない。平地は古くから開発され、ほとんどが宅地化されており、現在の森林は、いくつかの社寺境内や古墳の樹林として点在する状況である。

陵墓等においても明治時代に立ち入りが禁止されるまでは、地域の貴重な山林資源として薪炭利用されていた歴史を持つ。墳丘部は薪炭を採取する入会地として長く地元の人々の生活に密接に関係しながら保全されてきた。

その後立ち入りが禁止されたため、樹木の伐採も保全管理上必要とする以外にはなされておらず、常緑樹を主とした状態が確認される。

史跡指定地の植生は、その土地利用の相違から差異が認められる。城山古墳や古室山古墳においては、墳丘部が複数の所有者によって利用されていたため、多様な樹木が混在する状況が認められた。峯ヶ塚古墳も戦中・戦後は薪炭利用のためマツやクヌギの伐採が行われた。現在、マツはマツ材線虫病により枯渇し、クヌギは放置されている。また、墳丘の南側では竹の繁茂が見られるとともに、過去にはくびれ部北側の墳丘斜面に土砂の崩落防止のためクマザサを補植している。

なお、近年、本古墳群の陵墓等では「ナラ枯れ」などの被害が確認されている。これは、カシノナガキクイムシが媒介する菌の感染によるもので、史跡地へも広がることが懸念されることがから、定期的な点検を実施する必要がある。さらに、桜に対するクビアカツヤカミキリの被害は甚大であり、本古墳群においても古室山古墳、城山古墳、大鳥塚古墳、応神天皇陵古墳外濠外堤、蕃所山古墳の指定地内における桜が被害を受けている。一方、周濠においては、黄菖蒲やカミガヤツリ（パピルス）などの外来植物の繁茂が幾つかの古墳で確認されており、駆除を進めると共に、定期的な観察により繁茂状況の拡大を把握していく必要がある。

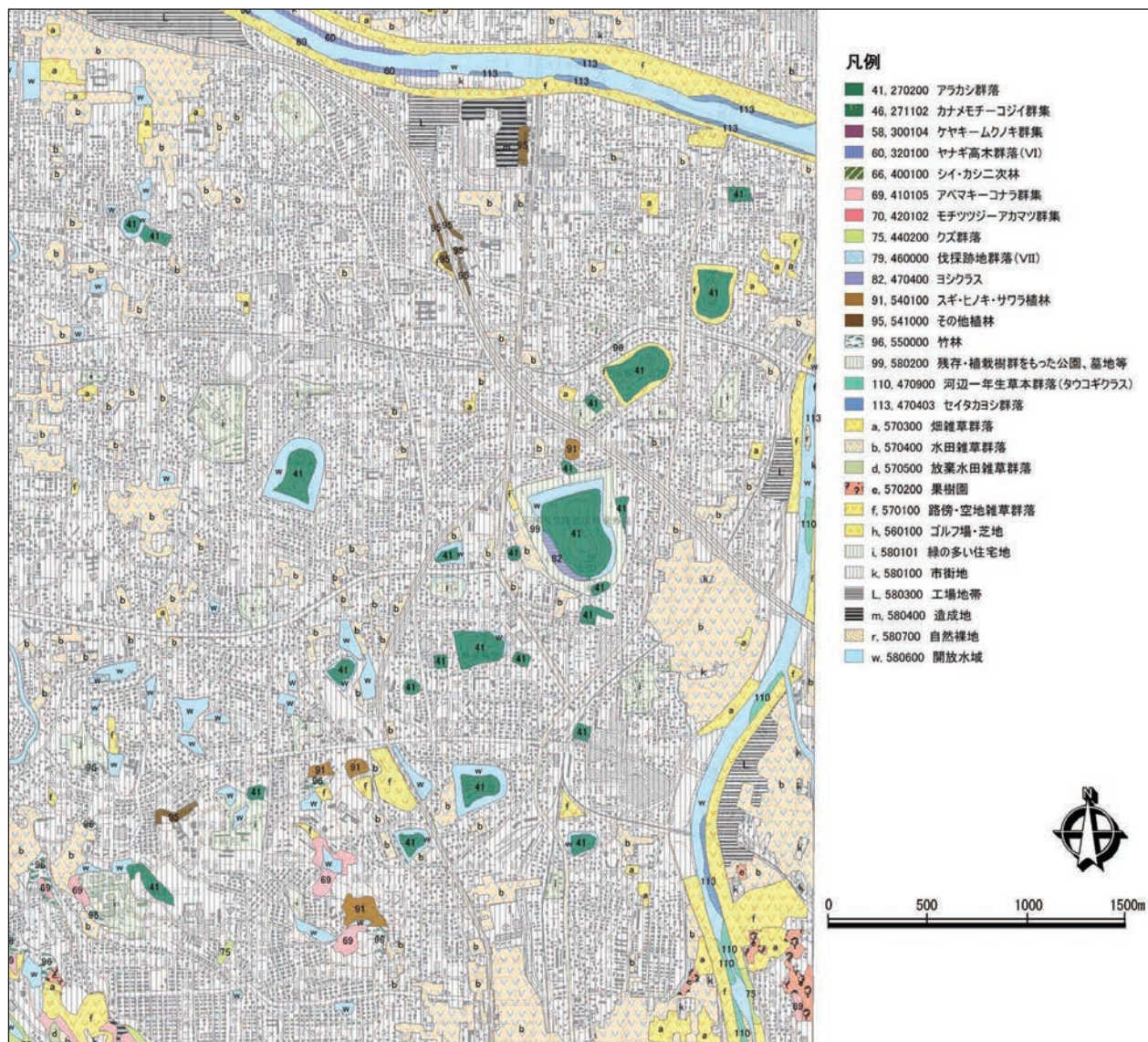


図 2-27 古市古墳群周辺植生図（2005 年調査 環境省自然環境局 生物多様性センター）

（3）水系、水質

古墳の立地する本地域は段丘地形が発達しているため、東側を北に流下する石川から直接灌漑用水として水を引き込むためには長大な用水路が必要であり、藤井寺市南部の標高 27 m 以上の地点においては、現在も石川から引水していない。

本古墳群の周辺においては、ため池灌漑が卓越しており、史跡指定された古墳のうち南側から峯ヶ塚古墳、青山古墳、墓山古墳、はざみ山古墳及び未指定古墳の野中宮山古墳等の周濠は、以前は灌漑用水として利用されていた。ため池は相互に水路によって連結し、用水として利用されていたが、これらの利用が農地の減少によって縮小し、ため池間の水の流入が無くなり、雨水に限られた貯水状況を示している。このため、水の蒸散作用や周辺の宅地化により、水質が悪化している。

また、墓山古墳等においては、生活排水等が流入することによって濠水の水質悪化を引き起こしていたが、近年、周辺住宅地の下水道整備によって水質は改善の兆しがある。



キューブ投入の様子

なお、令和5（2023）年2月から墓山古墳後円部の周濠において、使い捨てカイロの中身を加工したキューブを投入し、溶出する二価鉄イオンによって水質浄化を図る実証実験を行っている。現状では水の透明度が上がり、夏場の浮き草が抑制されるなど、水質改善の効果が確認されている。



キューブ投入前の墓山古墳周濠



キューブ投入後の墓山古墳周濠

（4）生態系

墓山古墳や峯ヶ塚古墳などの周濠では、冬期にはカモなどの飛来が認められ、野鳥生育や観察などの場としての役割を担っている。近年では、はざみ山古墳や峯ヶ塚古墳にはカワセミが飛来し、古墳来訪者の目を楽しませている。昆虫類は、大鳥塚古墳やはざみ山古墳においてカブトムシやクワガタムシ等の甲虫類が見られる。

一方、アライグマやミシシippアカミミガメ、ブルーギル、ブラックバス等の外来生物が史跡指定地内の墳丘や濠に生息しており、史跡に対する直接的な影響はないが、環境や生態系に影響を及ぼしている。近年では、特にアライグマが墳丘内に生息し、周辺の民家を荒らすなど影響を与えている。また、カラスやハトなどの鳥類による羽の飛散や糞害など、生活や健康衛生面、景観への被害が拡散している。

4. 古墳群を取り巻く社会的環境

（1）交通

①広域的な交通網

藤井寺市と羽曳野市は、大阪府の南東部に位置し、北部には大和川、東部には石川が流れ、藤井寺市の北東部で両河川が合流している。藤井寺市は、市域面積が8.89㎢で、大阪府下で最も小さい市であるとともに全国でも5番目に小さいが、人口密度は府下で9番目に高い。一方、羽曳野市は、東西8.4km、南北6.2km、市域面積が26.45㎢で大阪府の1.45%を占めている。

両市域内には近畿日本鉄道南大阪線が敷設され、「恵我ノ荘」、「高鷲」、「藤井寺」、「土師ノ里」、「道明寺」、「古市」、「駒ヶ谷」、「上ノ太子」の8駅が設置されている。藤井寺駅あるいは古市駅から大阪阿部野橋駅までは十数分の利用時間で結ばれ、大阪の都心部との接近性は良好である。



図 2-28 藤井寺市・羽曳野市の位置図

また、両市域を通る幹線道路は、西名阪自動車道(藤井寺 I.C)のほか、国道 170 号(大阪外環状線)をはじめ、府道「堺大和高田線」、「堺羽曳野線」、「大阪羽曳野線」等がある。また、羽曳野市には、本古墳群の南側を東西に走る南阪奈道路がある。

近年、幹線道路の老朽化に対する耐震対策などが講じられており、赤面山古墳周辺では史跡への影響を最小限にとどめる協議も進められている。一方、新設の計画が進む都市計画道路八尾富田林線予定地においては、史跡本体には直接影響は無いものの、関連する遺構の存在にも配慮した入念な事前協議が求められる。

バスは、「恵我ノ荘」、「藤井寺」、「古市」の各駅から両市内や近隣主要駅行きの路線が運行されている。

空路は、大阪国際空港(伊丹空港)から高速バスと鉄道を利用して1時間ほど、関西国際空港からは、鉄道を利用して1時間15分ほどの距離となる。

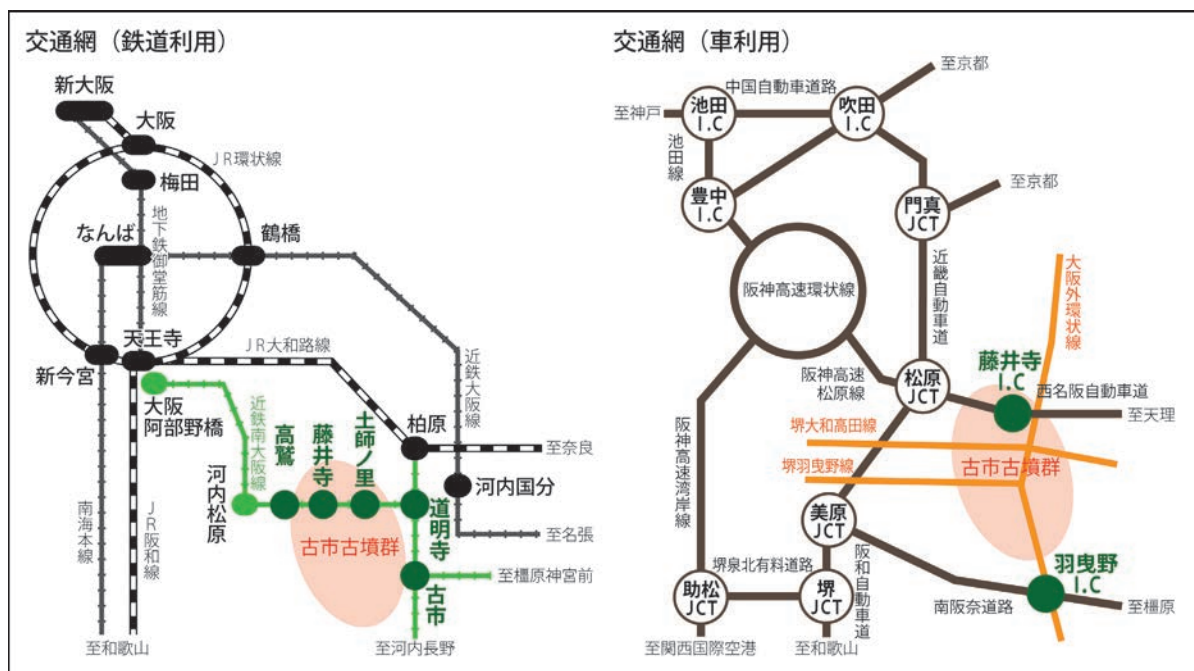


図 2-29 広域交通網図

②古市古墳群エリア内の交通手段

本古墳群エリア内の交通手段としては、鉄道、バス、自動車、自転車、徒歩がある。近年ではシェアサイクルを両市に配置し、市民や来訪者の利便に供している。

鉄道は、近畿日本鉄道南大阪線が利用され、「高鷺」、「藤井寺」、「土師ノ里」、「道明寺」、「古市」の各駅が本古墳群散策のエントランスとなっている。

バスは、「藤井寺」、「古市」からは、本古墳群だけではなく、野中寺などの周辺文化財を結ぶ手段となっている。

自動車は、西名阪自動車道や南阪奈道路、各幹線道があるため利便性が高いが、史跡の近隣に駐車スペースが非常に少ない。また、旅行会社によって本古墳群を巡るツアーなども企画実施されている。

（２）土地利用

本古墳群のエリア内は、昭和 30（1955）年以降に急速に宅地化が進み、墳丘を消失してしまった古墳も多い。そのため、各古墳を視認できるポイントは限られている。一方、本古墳群の全体や一体性、連続性を視認するためには、八尾空港（八尾市）から飛行機やヘリコプターを利用する方法がある。

商業施設は、駅周辺や幹線道路沿いに分布し、路線商業地域を形成している。また、旧集落とその外縁部及び幹線道路沿いに公益施設や店舗兼共同住宅、一般住宅の宅地が開発されており、田畑は少ないが、峯ヶ塚古墳が所在する峰塚公園のほか、神社仏閣の敷地内が豊かな緑地空間を形成している。

史跡指定地内の土地利用としては、山林として残っている古墳が多く貴重な緑地空間を形成しているほか、周濠の一部はため池として利用されている。また、応神天皇陵古墳外濠外堤や城山古墳などでは畑地として利用されており、城山古墳では神社が鎮座している。



図 2-30 土地利用図（標準地図（国土地理院発行 2.5 万分の 1 地形図））

(3) 歴史文化関連施設

本古墳群のエリア内には、藤井寺市と羽曳野市のホールなどのガイダンス・展示施設や文化施設が点在している。

ガイダンス施設としては、城山古墳に隣接する「まほらしろやま」と峯ヶ塚古墳に隣接する「時とみどりの交流館」があり、管理機能を備えている。展示施設は、仲哀天皇陵古墳（岡ミサンザイ古墳）や鉢塚古墳、割塚古墳に近い、にぎわい・まなび交流館（アイセルシュラホール）（以下、アイセルシュラホールという。）や応神天皇陵古墳外濠外堤に隣接する茶山テニスコート管理棟、墓山古墳に隣接する文化財展示室がある。この他に、羽曳野市立陵南の森総合センター歴史資料室、藤井寺市立図書館展示室、はびきの市民ギャラリーがある。以上の8ヶ所の施設には、トイレや休憩施設を備えるとともに、アイセルシュラホールでは喫茶も可能であり、来評者の利便性に資するものとなっている。なお、アイセルシュラホールについては、総合的な観光窓口として令和7（2025）年度のオープンを目指しリニューアルを進めている。

表 2-30 既存のガイダンス・展示施設一覧

番号	施設名称	展示内容	開催日・時間	諸施設	建設年次	近隣の史跡
①	史跡城山古墳ガイダンス棟 「まほらしろやま」	城山古墳から出土した埴輪や土器を展示し、イラストや写真で解説。	開館時間：午前9時から 午後4時まで 休館日：年末年始 入館料：無料	トイレ 休憩施設	平成 11 (1999) 年	城山古墳
②	陵南の森総合センター歴史資料室	羽曳野市の通史を時代ごとに出土した遺物と写真パネルなどで解説。	開館時間：午前9時から 午後5時まで 休館日：土・日曜日、祝日、 年末年始 入室料：無料	トイレ 休憩施設 喫茶	昭和 58 (1983) 年	
③	にぎわい・まなび交流館（アイセルシュラホール）	重要文化財の津堂城山古墳出土水鳥形埴輪、西墓山古墳鉄器埋納土壌などを展示。	開館時間：午前9時から 午後5時30分まで 休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日）、12月29日～1月3日 入館料：無料	トイレ 休憩施設	平成 6 (1994) 年	鉢塚古墳 割塚古墳
④	藤井寺市立図書館展示室	展示室には、重要文化財の小修羅の実物と大修羅のレプリカや古墳の築造風景をイメージしたジオラマを展示。	開館時間：午前9時30分から 午後5時15分まで 休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日）、年末年始 入館料：無料	トイレ 休憩施設	昭和 56 (1981) 年	
⑤	茶山テニスコート管理棟	古市古墳群や応神天皇陵古墳のパネル展示。少し高いデッキからは応神天皇陵古墳を望める。	開館時間：午前9時から 午後5時まで （これ以外の利用は要予約。平日、デッキテラスとトイレは利用可。） 休館日：平日、年末年始 入館料：無料	トイレ 休憩施設	平成 25 (2013) 年	応神天皇陵古墳 外濠外堤
⑥	はびきの市民ギャラリー	年間5期の内、3期は文化財資料を展示。ギャラリーに相應しい遺物や文化財資料を展示。	開館時間：午前9時から 午後5時まで 休館日：祝日、年末年始 入室料：無料	トイレ 休憩施設 喫茶	平成 3 (1991) 年	誉田白鳥埴輪 製作遺跡
⑦	文化財展示室	市内の古墳の解説と、出土した円筒埴輪やいろいろな形象埴輪を一堂に展示。	開室時間：午前10時から 午後4時まで 休室日：土・日曜日、祝日、 年末年始 入室料：無料	トイレ 休憩施設	平成 28 (2016) 年	墓山古墳
⑧	時とみどりの交流館	古市古墳群や世界遺産についての映像を見ることができる。また、峯ヶ塚古墳出土の埴輪や魚佩（レプリカ）などを展示。	開館時間：午前10時から 午後5時15分まで 休館日：木曜日、年末年始 入館料：無料	トイレ 休憩施設	平成 23 (2011) 年	峯ヶ塚古墳

文化施設は、立地条件が史跡に近い施設もあり、シンポジウムや講演会でホールなどを活用するだけでなく、企画展や写真パネル展などを実施している。また、各施設はトイレや休息施設を備えている。

表 2-31 文化施設一覧

記号	施設名称	ホールなど	開催日・時間	諸施設	建設年次	近隣の史跡
A	藤井寺市役所	1フロビー ※毎年度、発掘速報展を開催。	開庁時間：午前9時から 午後5時30分まで 閉庁日：土・日曜日、祝日、 年末年始	トイレ 休憩施設	平成6 (1994)年	
B	藤井寺市市民総合 会館 本館（パ ーブルホール）、別 館	本館2階： 大ホール (収容人数 1,269 人) 小ホール (収容人数 170 人) ※大ホールでシンポジウ ムを開催。 別館4階： 中ホール (収容人数 300 人)	開館時間：午前9時から 午後10時まで 休館日：木曜日、年末年始	トイレ 休憩施設	本館： 昭和47 (1972)年 別館： 昭和58 (1983)年	
C	アイセルシュラ ホール	3階： 視聴覚室 (収容人数 120 人) ※毎年度、市民文化財講 座を開催。(定員 100 名)	開館時間：午前9時30分から 午後9時30分まで 休館日：月曜日(月曜日が祝日の 場合はその翌日が休館 日)、12月29日～1 月3日	トイレ 休憩施設 喫茶	平成6 (1994)年	鉢塚古墳 割塚古墳
D	羽曳野市立文化情 報 センター（L I C はびきの）	1階： ホールM (収容人数 638 人) ※講演会を開催するほか、 ロビーなどで、古市古 墳群などの写真パネル などを臨時的に展示。	開館時間：午前9時から 午後5時まで 休館日：年末年始	トイレ 休憩施設 喫茶	平成12 (2000)年	峯ヶ塚古墳
E	羽曳野市民会館	2階： 市民ホール (収容人数 308 人) ※ロビーなどで、古市古 墳群などの写真パネル などを臨時的に展示。	開館時間：午前9時から 午後10時まで 休館日：年末年始	トイレ 休憩施設	昭和44 (1969)年	



藤井寺市 市民文化財講座の様子
(アイセルシュラホール)



羽曳野市 「百舌鳥・古市古墳群」世界遺産シンポジウムの様子
(LIC はびきの)

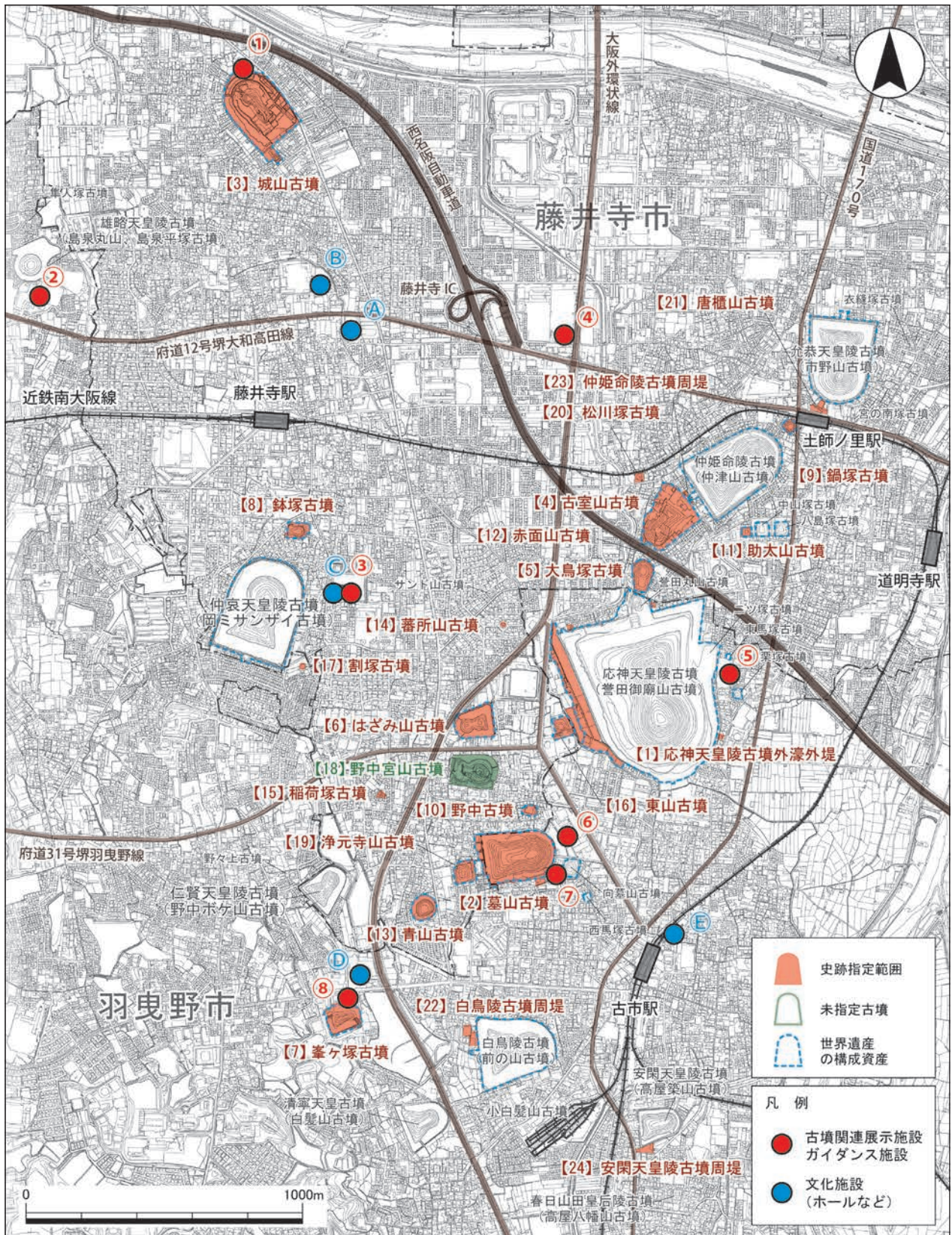


図 2-31 展示・ガイダンス施設、文化施設等位置図

(4) 関連法規制など

① 関連法規制

史跡古市古墳群とその周辺の保全にかかる、文化財保護や都市計画、その他法規制の設定状況を整理する。

文化財保護法に基づいて周知の埋蔵文化財包蔵地として位置付けられた古墳や遺跡等は、史跡や陵墓等として管理される古墳を除いて、開発等の土木工事等に先立ち各市教育委員会への通知・届出が必要となる。また、住宅地として開発が進んできた周辺環境に対し、藤井寺市と羽曳野市は古墳群周辺の重点的な景観保全に取り組むこととし、景観計画及び都市計画において建築物等の高さや形態意匠、屋外広告物を制限し、古墳群と調和した景観形成と眺望景観の確保に努めている。周辺環境を保全する範囲は、比較的大規模な古墳周辺を対象とし、文化財的価値の高い古墳と調和した景観形成を進めて、その価値や環境を確保するために、古墳の墳丘裾や周濠、周堤等の境界を含むよう設定している。その結果、藤井寺市側と羽曳野市側を合計し、374haに及ぶ広範囲が対象となっている。これは、世界遺産登録に際してのバッファゾーン（緩衝地帯）の概念と方針を共有し、範囲設定したものである。

表 2-32 関連法規一覧

規制区域	担当部局	概 要
文化財保護法 (史跡)	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護課 羽曳野市教育委員会 生涯学習部 文化財・世界遺産室	史跡は、文化財保護法第 109 条により指定。 史跡指定された土地において、現状を変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官等の許可（文化財保護法第 125 条）が必要。
文化財保護法 (周知の埋蔵文化財包蔵地)	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護課 羽曳野市教育委員会 生涯学習部 文化財・世界遺産室	土木工事の予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地である場合、届出または通知（文化財保護法第 93 条・第 94 条）が必要。 陵墓等を含む古市古墳群及び周辺地は、周知の埋蔵文化財包蔵地であり、保護と開発の調和を図り、遺構遺物の保存と活用を推進。
宮内庁法 国有財産法 (陵墓等)	宮内庁書陵部 陵墓課	陵墓等は、国有財産法で皇室用財産と規定され、宮内庁法第 2 条第 12 項及び第 14 項によって、陵墓に関すること及び皇室用財産の管理に関することは宮内庁の所管事務とされている。 陵墓は、天皇及び皇族を葬る所として宮内庁が治定した墳墓であり、皇室の祭祀が現に継続して行われている。その性格を踏まえ、静安と尊厳の保持を最優先し、参道と拝所を除き基本的な立入を禁止、厳重に管理を行っている。
都市計画法 第 8 条に基づく地域地区	藤井寺市 都市整備部 都市デザイン課 羽曳野市 都市開発部 都市計画課	古市古墳群は市街化区域に位置し、用途地域が設定されている。特に、第一種低層住居専用地域は高さ 10 m に制限される。 平成 28（2016）年 1 月から都市計画で定める「高度地区」と「景観地区」が指定された。高度地区は、建築物の高さ 15 m 以下（第 1 種）と 31 m（第 2 種）がある。景観地区では、建築物の外観や色彩等が基準に適合するよう、市長の認定が必要である（景観法第 63 条第 1 項）。
景観法 藤井寺市景観条例、羽曳野市景観条例に基づく行為の制限	藤井寺市 都市整備部 都市デザイン課 羽曳野市 都市開発部 都市計画課	「古市古墳群景観形成地区」（藤井寺市）及び「大規模古墳景観形成促進区域」（羽曳野市）においては、工作物の建設等に関する届出が必要であり、形態意匠や色彩などが制限されている。
都市公園法	藤井寺市 都市整備部 まちとみどり保全課 羽曳野市 土木部 道路公園課	都市公園法に基づき「藤井寺市都市公園条例」及び「羽曳野市公園条例」で都市公園を設置している。 史跡古市古墳群では、峯ヶ塚古墳が都市公園（峰塚公園）の敷地に含まれている。
大阪府屋外広告物条例	大阪府 都市整備部 住宅建築局建築環境課	古市古墳群景観形成地区における屋外広告物規制の強化。（平成 28（2016）年 1 月） ○「屋上広告物」及び「高い自立広告物」の掲出を禁止 ○住居系用途地域と商業系用途地域に区分して許可基準を設定 ○野立広告をはじめとする「非自家用広告物」の掲出を禁止

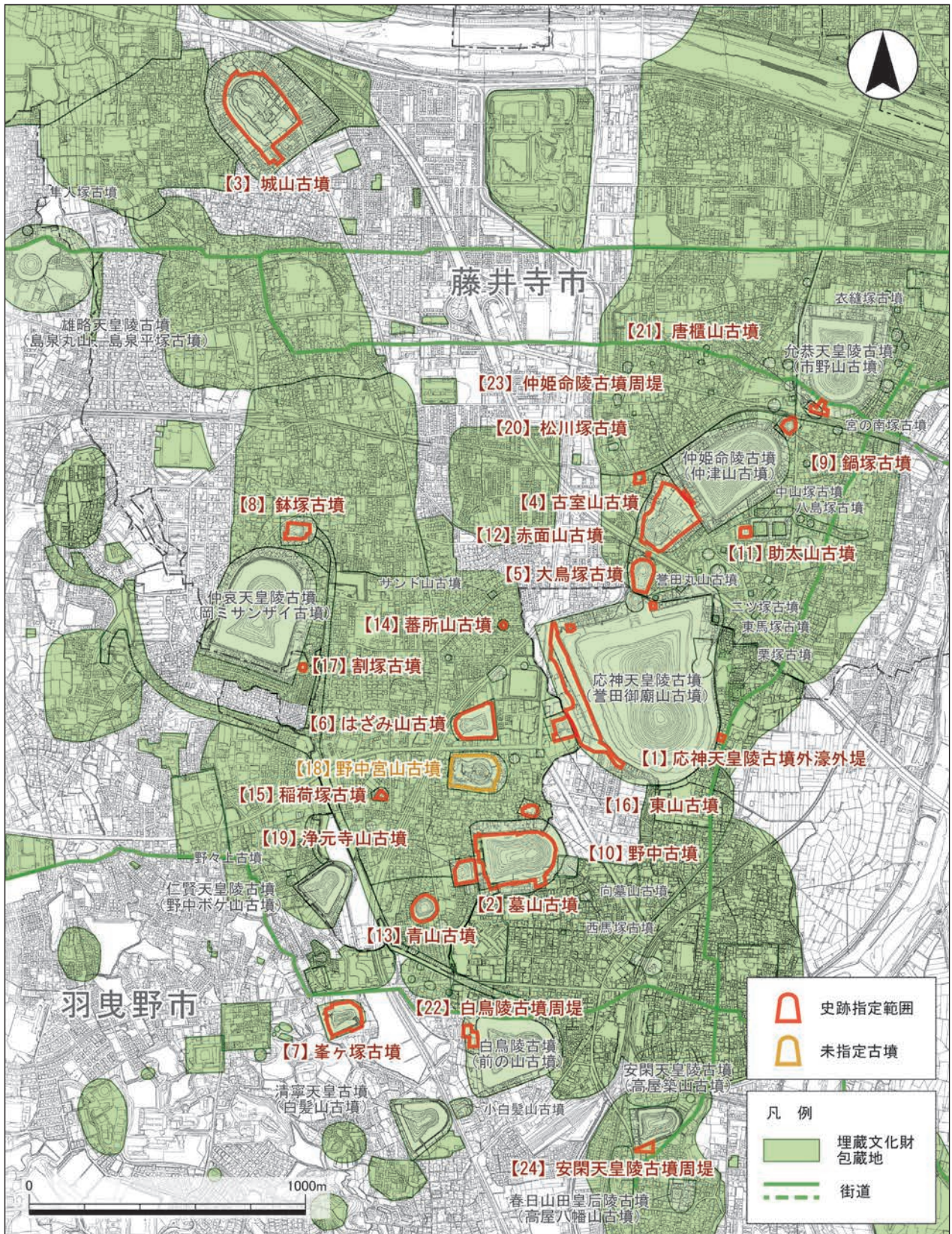


図 2-32 古市古墳群周辺 埋蔵文化財包蔵地分布図

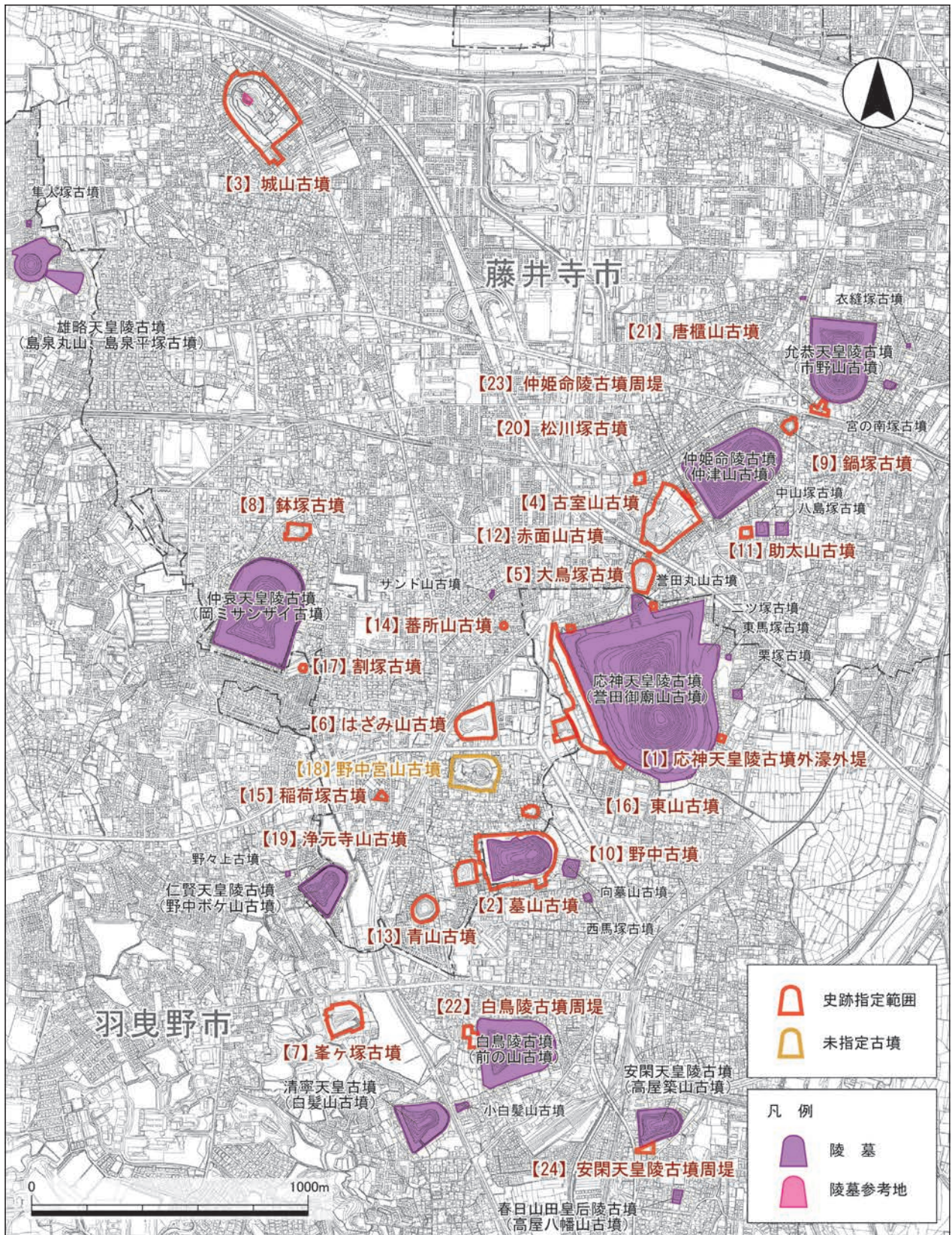


図 2-33 陵墓等分布図

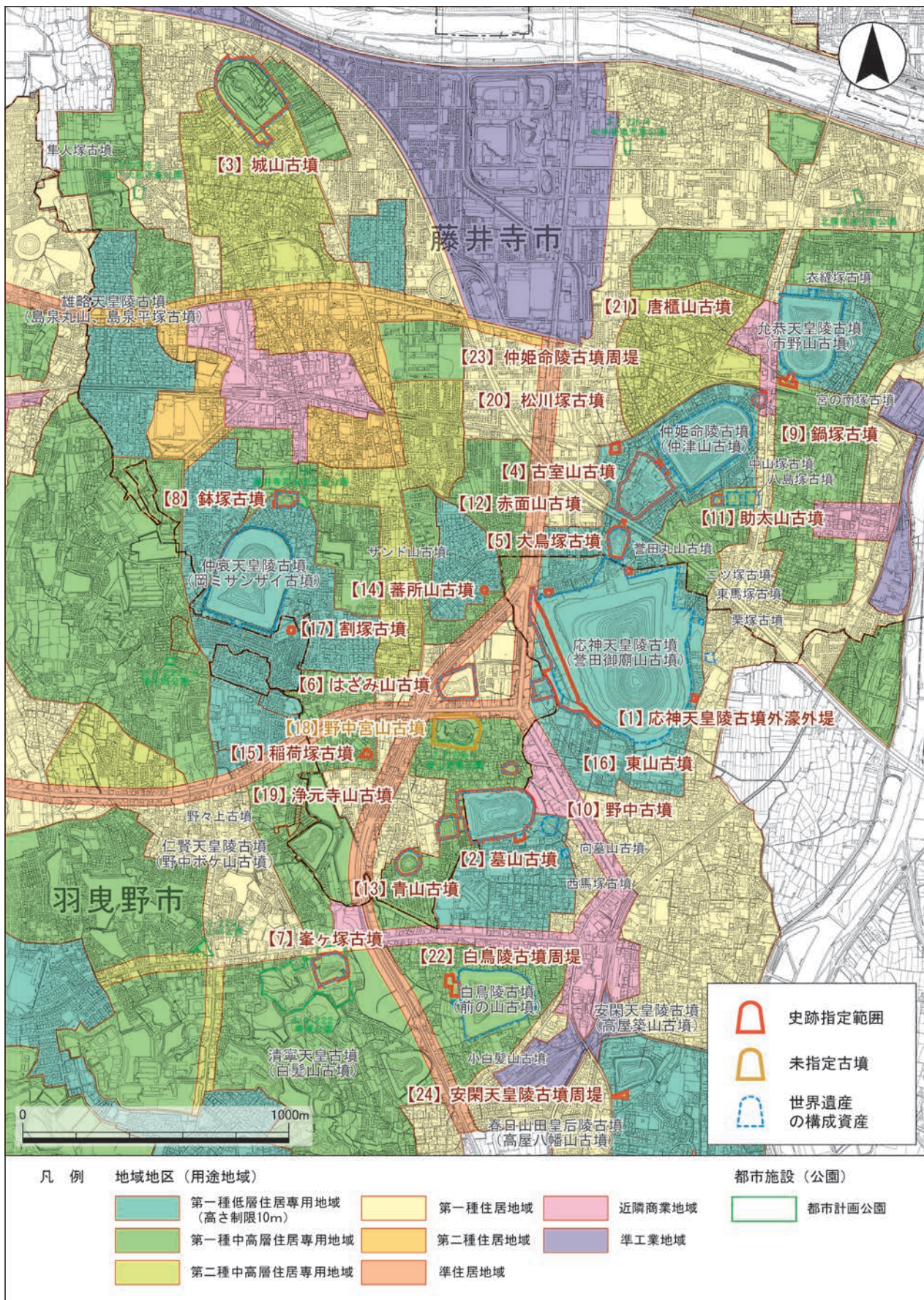


図 2-34 古市古墳群周辺 都市計画（用途地域・都市施設（公園））の設定状況

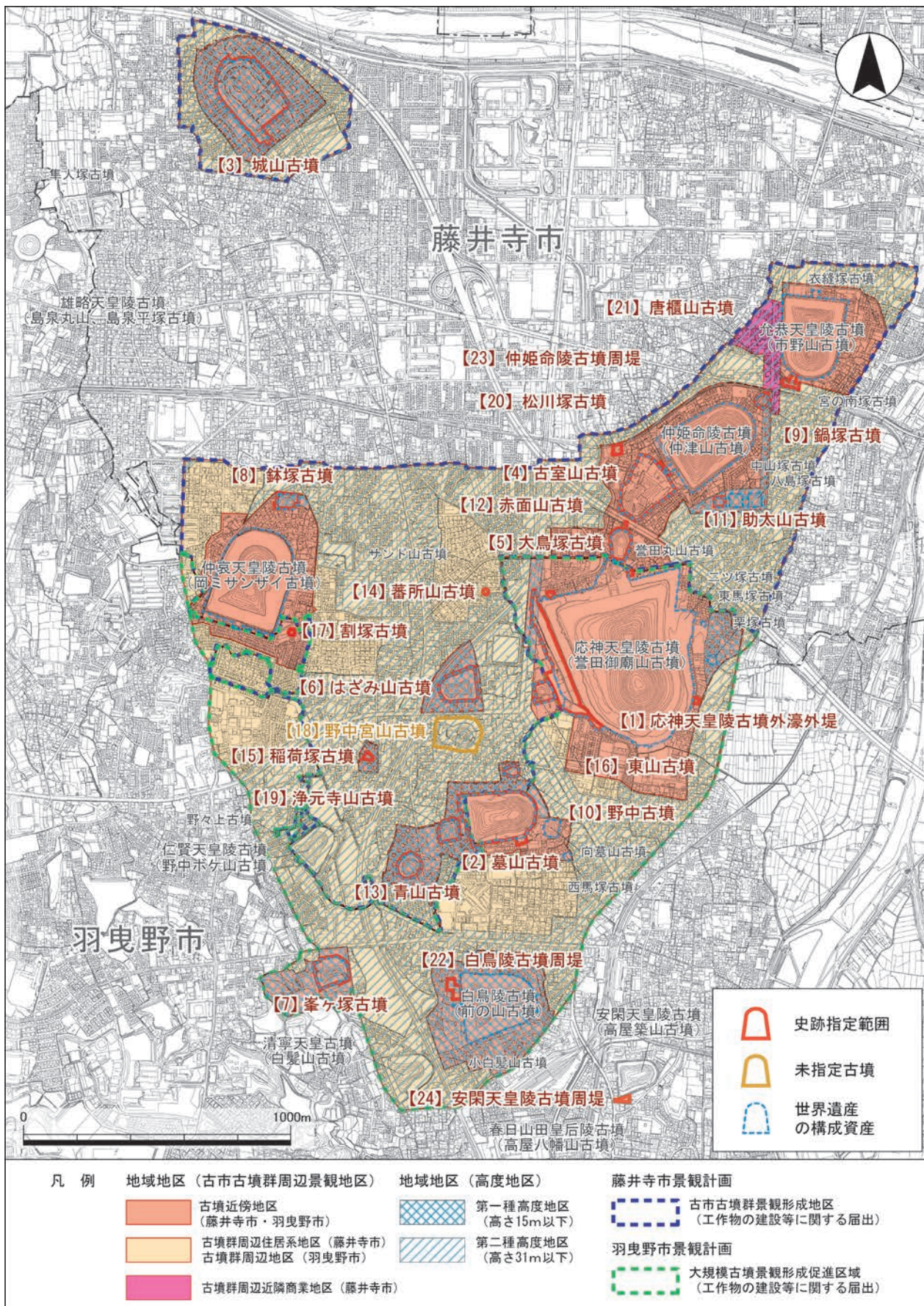


図 2-35 古市古墳群周辺 都市計画（景観地区・高度地区）及び景観計画の設定状況

②上位計画

本計画の上位計画を整理する。

表 2-33 上位計画一覧

上位計画	担当部局	概 要
百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 - 包括的保存管理計画 (平成 30 (2018) 年 1 月策定)	大阪府教育庁 堺市文化観光局 羽曳野市教育委員会 藤井寺市教育委員会	世界遺産としての百舌鳥・古市古墳群の保存管理の基本的な考え方を、包括的に示している。
大阪府文化財保存活用 大綱 (令和 2 (2020) 年 3 月策定)	大阪府教育庁 文化財保護課	歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪をめざすべき姿として、文化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承、継続的な地域の維持発展を基本理念としている。
第 6 次藤井寺市総合計 画 (令和 6 (2024) 年 3 月策定)	藤井寺市 政策企画部 政策推進室 戦略調整課	「～人と歴史が活きる未来へ～笑顔と活気に満ちた快適なまちふじいでら」を将来像として、歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくりなどに取り組むこととしている。
第 6 次羽曳野市総合基 本計画 (平成 28 (2016) 年 3 月策定)	羽曳野市 市長公室 政策企画室 政策推進課	「ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの ～みんなでつくる だれもが住みたいまち～」の将来像の実現に向けて、「歴史・文化が息づき 心身ともに躍動するまち」まちづくりの目標の一つとして施策や事業を体系的に位置付けている。
第 2 期羽曳野市教育大 綱 (令和 4 (2022) 年 3 月策定)	羽曳野市教育委員会 学校教育室 教育総務課	基本理念の中で「羽曳野市に息づく歴史・文化を誇りに、心身ともに健やかに磨きをかける学びの実現」とし、史跡古市古墳群をはじめとする、身近にある歴史遺産を学校教育の学びや体験学習に積極的に取り入れる環境作りを進めると位置付けている。
第 3 期藤井寺市教育大 綱 (令和 6 (2024) 年 3 月策定)	藤井寺市 政策企画部 政策推進室 戦略調整課	基本理念の中で「歴史・文化や自然とのつながりの中で学び、喜びを感じ、人への思いやりや知識を身につけるとともに、地域の人々が守り継いできた本市の歴史や文化、自然を次世代に継承する郷土を愛し、郷土に誇りを持つ「人」の育成をめざす」としている。そして、世界遺産に登録された古市古墳群をはじめとする、市内に所在する多くの文化遺産について、子どもや市民が大切にしようとする心情の醸成と、適切な形で保護・保全を図り、後世に引き継いでいくように努めるとしている。
第 2 次藤井寺市教育振 興基本計画 (令和 6 (2024) 年 3 月策定)	藤井寺市教育委員会 教育部 教育総務課	「藤井寺市教育大綱」に基づき策定された「藤井寺市教育振興基本計画」では、基本方針の一つである「歴史文化の薫るまちづくりの推進」として、史跡古市古墳群の保全について、計画的に公有化を図り、保全に努めることや公有化した国史跡指定地については、史跡古市古墳群整備計画を策定し、それに基づく整備を実施するという方向性が示されている。

③関連計画

藤井寺市と羽曳野市の各種関連計画においては、本古墳群の歴史的な環境を保全し、良好な住環境との共存を図るため、都市に残された貴重な緑地として保全や活用を推進すること、あるいは歴史資源を活かす視点場や回遊ルートを整備などの各種施策を掲げている。都市計画や景観関連の施策との連携のほか、地域活性化及び観光施策の観点から地域活性化ビジョンの策定を行った。

このほか、堺市が定める『百舌鳥古墳群整備基本計画（第2次）』との連携・調整も図っている。

表 2-34 関連計画一覧

関連計画	担当部局	概 要
国史跡古市古墳群保存管理計画 (平成 26 (2014) 年 3 月策定)	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護課 羽曳野市教育委員会 生涯学習部 文化財・世界遺産室	藤井寺市及び羽曳野市に跨る国指定史跡古市古墳群を、適切かつ計画的に保存管理し、次世代へと確実に継承するため、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を定めている。さらに、整備の基本的な考え方などを、史跡指定地内の関係者の合意を踏まえて示したものであり、文化財保護行政上の指針として位置付けられる計画である。
史跡古市古墳群整備基本構想 (平成 28 (2016) 年 3 月策定)	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護課 羽曳野市教育委員会 生涯学習部 文化財・世界遺産室	史跡古市古墳群の恒久的な保存や適切な公開・活用などの整備のために基本方針及びその手法の概略、将来的な実現の展望、解決すべき課題をまとめた基本構想である。
史跡古市古墳群整備基本計画（第1次） (平成 30 (2018) 年 3 月策定)	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護課 羽曳野市教育委員会 生涯学習部 文化財・世界遺産室	「史跡古市古墳群整備基本構想」を踏まえ、史跡古市古墳群の恒久的な保存や適切な公開・活用などの整備のための基本的な方向性を定めた計画である。
国史跡古市古墳群保存活用計画 (令和 5 (2023) 年 3 月策定)	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護課 羽曳野市教育委員会 生涯学習部 文化財・世界遺産室	史跡古市古墳群の歴史及び現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素を明確に示している。古墳群の保存管理、活用、整備、運営、体制の基本方針を定めた計画である。
藤井寺市緑の基本計画 (平成 11 (1999) 年 3 月策定)	藤井寺市 都市整備部 まちとみどり保全課	古市古墳群などの歴史的資源を活用し緑地体系を構成するネットワークを構築し「緑や水、生活、歴史が融合する環境空間の創造」をめざす。
羽曳野市みどりの基本計画 (平成 12 (2000) 年 5 月策定)	羽曳野市 都市魅力部 農とみどり推進課	古市古墳群は市街地の自然植生地として、羽曳野市の特徴的景観形成や緑量の充実面で大きな役割を担っており、古墳の景観を活かした一体的な整備を行い、積極的な保全・活用を行う。 峯ヶ塚古墳を含む峰塚公園については、シンボル公園として位置付け、周辺の文化施設や歴史資源との一体化を図り、「みどりのシンボル核」を形成することが特記されている。
藤井寺市都市計画マスタープラン (令和 7 (2025) 年 3 月改定)	藤井寺市 都市整備部 都市デザイン課	点在する歴史文化資産や緑を結ぶ回遊ルートを形成し、古市古墳群をより実感できるための視点場を散策ルートの中に位置付け、整備を検討する。そして、古市古墳群景観形成地区を中心とした古墳群や寺社などの歴史文化資産の連なりが感じられるように取り組む。

関連計画	担当部局	概 要
羽曳野市都市計画マスタープラン (令和3(2021)年12月改定)	羽曳野市 都市開発部 都市計画課	「歴史と自然の魅力あふれる心豊かなにぎわいの都市はびきの」をまちづくりの基本目標とし、古市古墳群などの歴史的な資源と自然を守り、育て、活かすことで魅力があふれ誰もが住みたいまちをめざす。
藤井寺市景観計画 (平成28(2016)年1月変更)	藤井寺市 都市整備部 都市デザイン課	重点的な景観形成が必要な「古市古墳群景観形成地区」においては、古墳群と調和した景観の形成とともに眺望景観の確保に努めるために、都市計画で定めた景観地区との連携のもと、景観の規制誘導を図っている。 また、藤井寺市公共施設景観ガイドラインのもと、景観に配慮した公共施設の整備及び維持・管理を推進する。
羽曳野市景観計画 (平成26(2014)年10月策定)	羽曳野市 都市開発部 都市計画課	「大規模古墳景観形成促進区域」においては、古墳近傍における市街地の継続した景観の保全と、古墳とその周辺の都市活動との調和した景観の形成が推進されるよう、建築物や工作物等の景観形成基準を設けて、景観の規制誘導を図っている。さらに、積極的に良好な景観を形成するために、都市計画と連携して景観地区を指定している。
百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン (平成26(2014)年3月策定)	百舌鳥・古市古墳群 世界文化遺産登録推進 本部会議	百舌鳥・古市古墳群を活かした地域の活性化に向けて、行政間の取り組みを進めるとともに、地域住民、民間事業者、NPOなどが共通の目的や方向性を共有し、各々が主体的に取り組み、役割を果たすために策定した。 「世界に誇れる百舌鳥・古市古墳群とともに輝くまち」を将来像に、『古墳群と連なる』みどりや水のうるおいのあるまちの形成、『古墳群に親しむ』快適で人にやさしいまちづくりの推進、『古墳群を楽しむ』新たな魅力とにぎわいの創出の3つの基本方針を設定している。

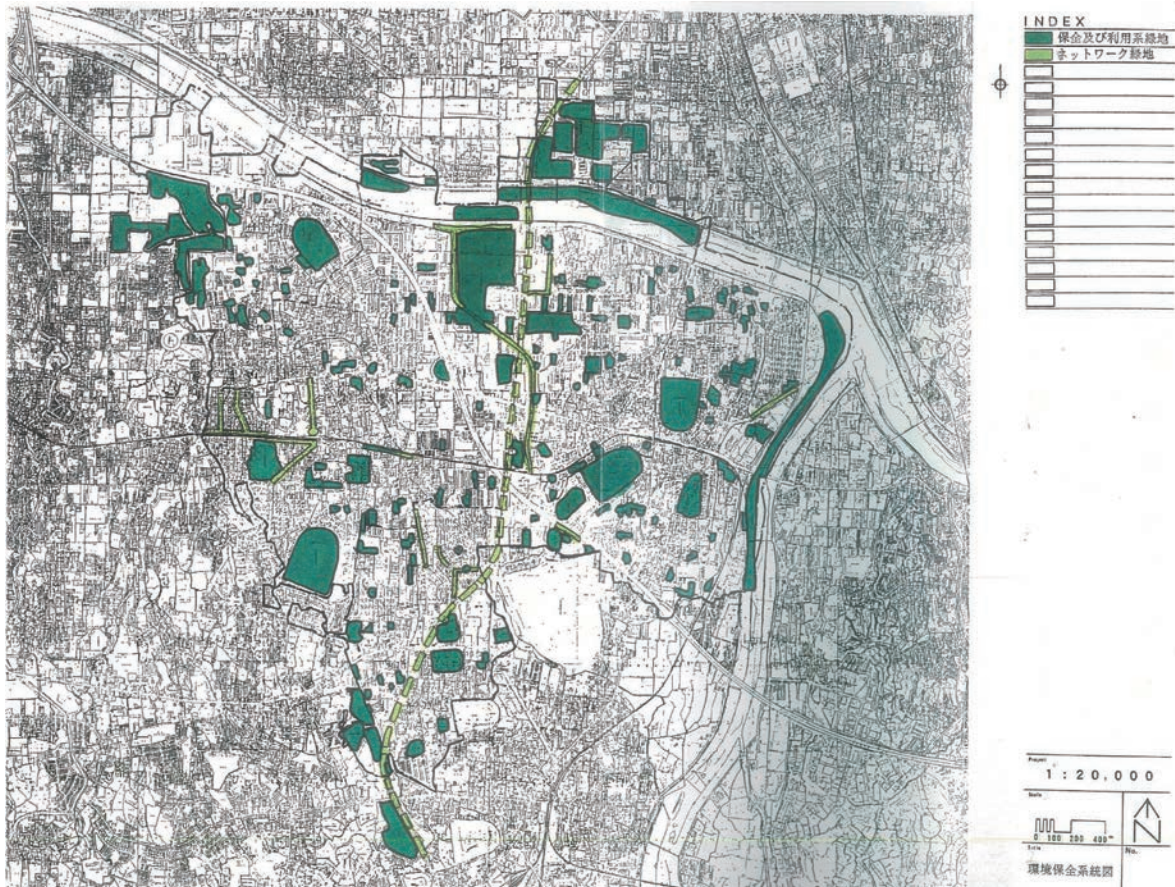


図 2-36 藤井寺市緑の基本計画（平成 11 年 3 月現在）

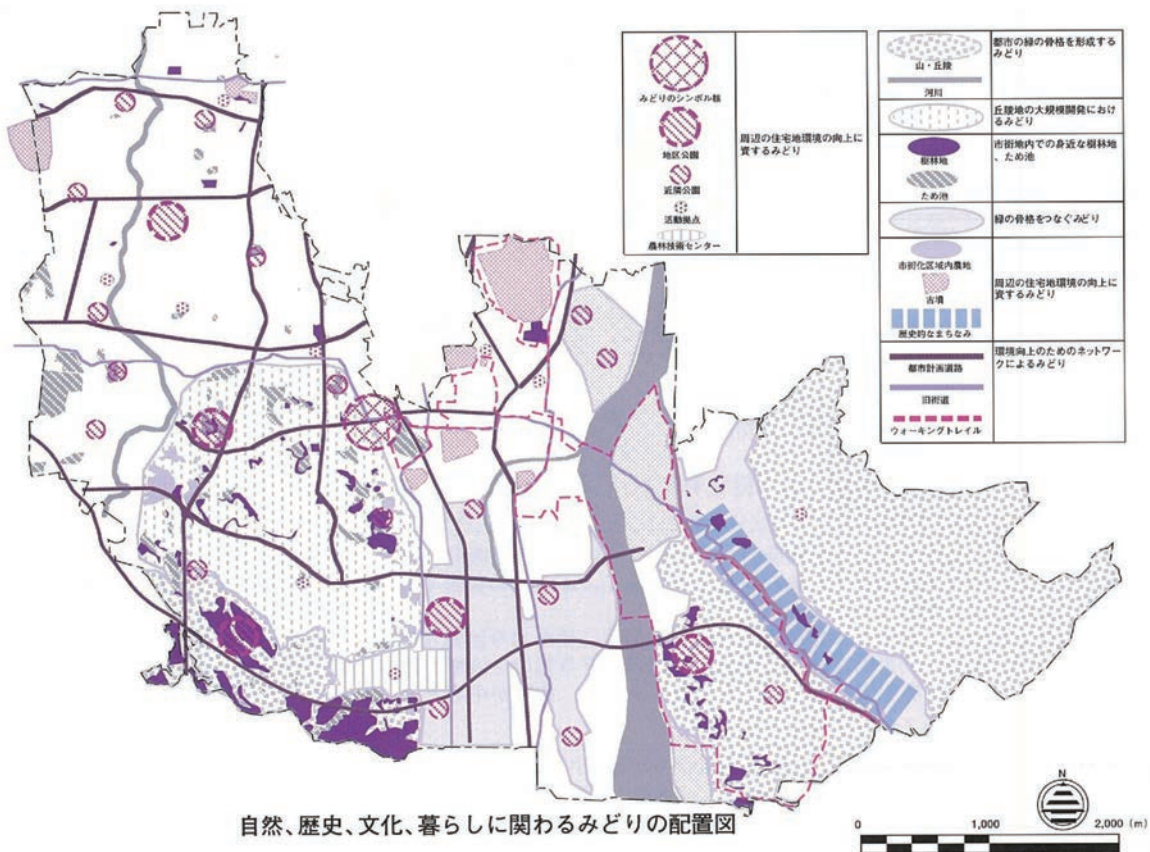


図 2-37 羽曳野市みどりの基本計画

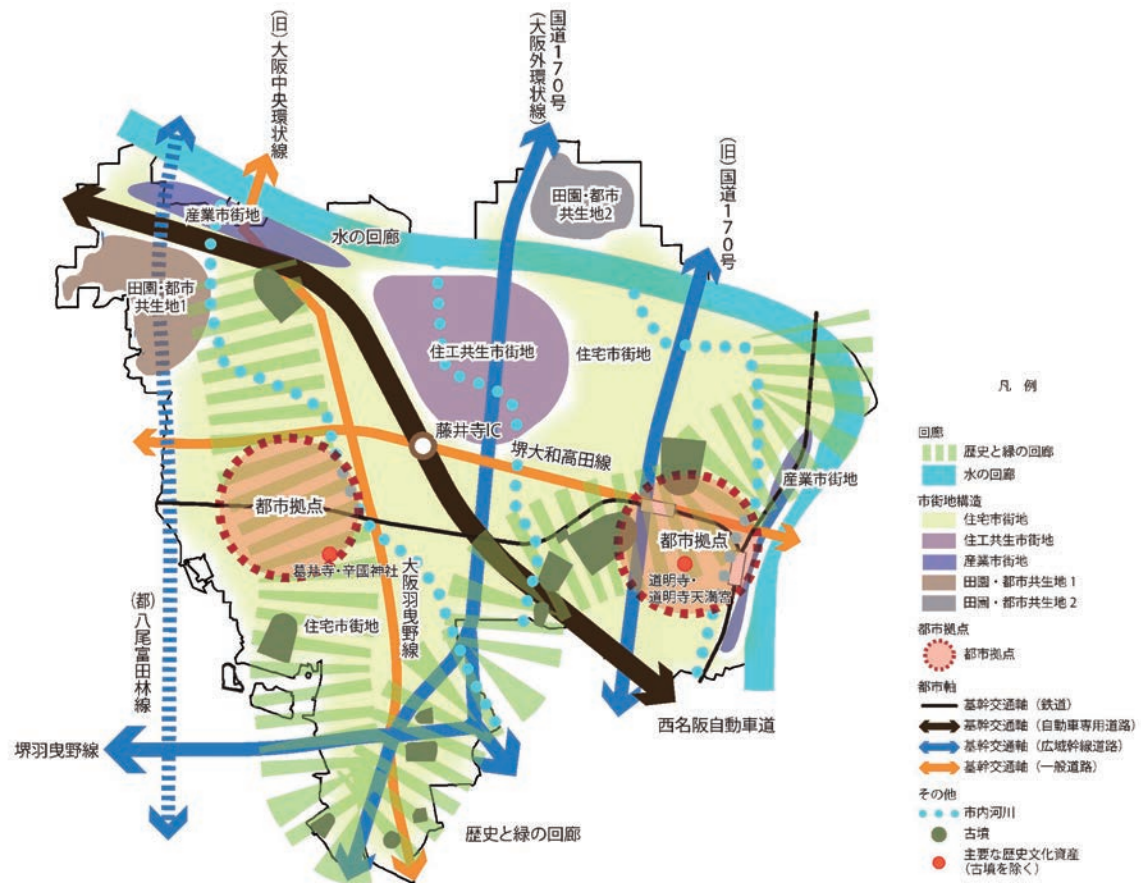


図 2-38 藤井寺市都市計画マスタープラン（令和 7 年 3 月現在）

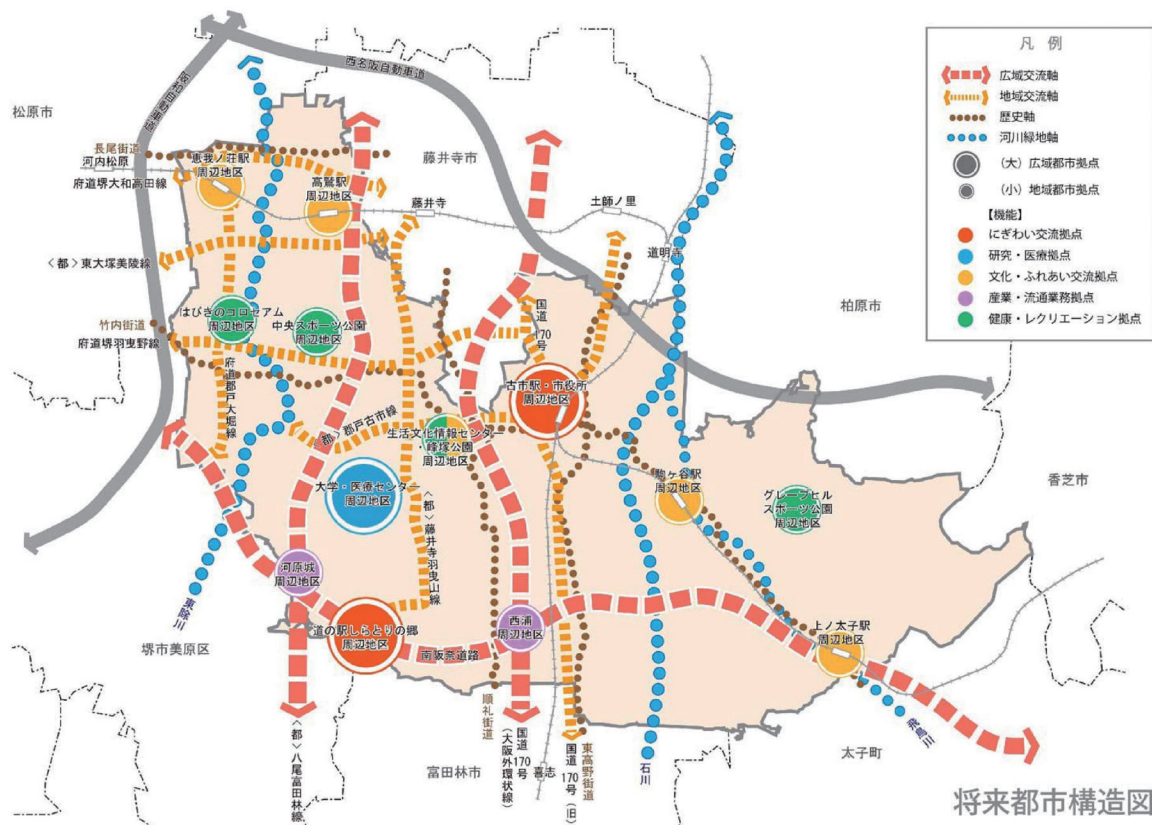


図 2-39 羽曳野市都市計画マスタープラン

(5) 関連団体及びイベントなど

①関連団体

史跡古市古墳群に関係する団体を整理する。観光ボランティア、資産や資産周辺の清掃、まちづくり等多岐にわたる団体が活動し、資産の価値を守り伝える活動を行っている。

表 2-35 関連団体一覧

団体名	所管部局	概 要
藤井寺市観光ボランティアの会	藤井寺市 市民生活部 観光課	平成 17（2005）年設立。会員約 70 名。 市民や来訪者に藤井寺市内の史跡や寺社、文化財などのガイドを行うほか、本古墳群の世界文化遺産登録に向けた活動や世界遺産学習など学校教育への協力を行っている。
NPO 法人 フィールドミュージアムトーク史遊会	羽曳野市 市民人権部 市民協働ふれあい課	平成 16（2004）年8月設立。会員 11 名、賛助会員 15 名。 羽曳野市を中心に、南河内の歴史遺産のガイドをはじめ、古墳や遺跡等の見学会や古代史教室・講座を主催し、歴史遺産を保護し、次世代へ伝える活動を行う。
四十四の会	羽曳野市 市民人権部 市民協働ふれあい課	平成 23（2011）年 11 月設立。会員6名。 本古墳群のある地元だけではなく、大阪府民に関心を高め、登録後においても、より良い「まちづくり」を推進し、世界遺産を活かした「まち」「ひと」をめざす活動を行う。
羽曳野まち歩きガイドの会	羽曳野市 市民人権部 市民協働ふれあい課	平成 28（2016）年5月設立。会員8名。 羽曳野市内の歴史遺産を含む現在のまちの様子を紹介する。その上で、羽曳野市を愛し、誇りを感じる市民を育てる。行政や諸団体との協働を推進し、地域の発展をめざす。

②関連イベント

史跡古市古墳群に関係するイベントを整理する。本古墳群の価値を広範に伝えるイベントを地元自治体や各種団体が開催している。



古墳DEるる



甲冑着用体験

表 2-36 関連イベント実施状況

イベント名	担当部局・主催者	開催時期	概要	参加者数
市民文化財講座	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護課	10月～2月	市民を対象に外部講師を招き講座を5回開催する。令和6（2024）年度のテーマは「世界遺産とふじいでら」。令和6（2024）年度で32回目の開催。	130名
発掘企画展	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護課	3月	市内で出土した遺物を展示し、市民が身近に文化財を見学する機会を提供する。令和5（2023）年度で23回目の開催。	329名
ウォーク&クリーン	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護課 羽曳野市教育委員会 生涯学習部 文化財・世界遺産室	3月	参加者が「古市古墳群」の巨大な前方後円墳の大きさを直に感じ、これらを守り、伝えるために古墳の解説と清掃活動を行う「ウォーク&クリーン」を開催。令和5（2023）年度で13回目の開催。	150名
はびきの市民フェスティバル	羽曳野市教育委員会 生涯学習部 文化財・世界遺産室	5月5日	百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を機に、はびきの市民フェスティバル白鳥伝説「はびきの祭」で、パネル展示や缶バッジ作りを行う。また、峯ヶ塚古墳の墳丘に登り、古墳の大きさや形を体感する。令和6（2024）年度で47回目の開催。	墳丘体験 500名
古墳DEるるる （見る・知る・食べる）	もずふる応援隊 羽曳野市教育委員会 生涯学習部 文化財・世界遺産室	11月第2日曜日	世界遺産の登録を受け、行政と地域市民が一体となって保全と継承、活用に取り組むことが必要で、古墳や世界文化遺産に興味や関心のない市民の方にも百舌鳥・古市古墳群の価値や魅力を知ってもらうことを目的に、市民団体である「もずふる応援隊」が中心となって実施するイベント。	—
世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の魅力味わう市民講座	羽曳野市世界遺産 「百舌鳥・古市古墳群」 保存・活用実行委員会 （NPO 法人フィールドミュージアムトーク史遊会、羽曳野まち歩きガイドの会、四十四の会、羽曳野市教育委員会）	年3回	世界遺産への登録の翌年から毎年、百舌鳥・古市古墳群の価値と魅力について広く情報発信するために、関連する市民団体と共同で開催する講座。最近の調査や研究成果を専門の研究者が紹介。	各回 100名
はびきの市民大学講座	LIC はびきの 羽曳野市教育委員会	R5年度 12月～ 12回	百舌鳥・古市古墳群をより深く知るための世界遺産講座。令和5（2023）年度で12期目。	—

第3章 整備に向けた課題

本古墳群の特性と現状を踏まえ、史跡の整備に向けた諸課題を整理する。

「1. 保存のための課題」は、本計画の第4章で明示する、史跡古市古墳群の本質的価値を確実に保存するという観点からの整備の課題である。

「2. 活用のための課題」は、史跡の本質的価値を分かりやすく伝達し、体感できるようにするといった観点からの整備の課題である。

「3. その他の課題」は、前項までに記述した諸課題への解決に向けた運営・体制の整備を主な目的とした課題である。

因みに、「活用のための整備」を行うにあたっては、「保存のための整備」は一体的なものであり、復元整備のプロセスでは不可分なものである。

なお、古墳を利用した城郭の痕跡など、古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素が認められる場合がある。これらは、史跡古市古墳群の本質的価値とは直接関連しないが、歴史的積み重ねの中で形成されたもので、史跡の環境の一つとして守っていくべき整備課題である。

また、整備にあたっては、史跡の本質的価値を構成する諸要素とそれ以外の諸要素が明確に分かるような方法を検討する必要がある。

1. 保存のための課題

- (1) 調査研究を継続して実施し、遺構の遺存状況を踏まえて、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を確実に図る必要がある。
- (2) 本古墳群の各古墳の中には、墳丘に削平や損壊を受けていたり、周濠をため池として利用してきた古墳では墳丘裾部に洗掘を受けていたりするなど、遺構の損傷が見られる。このような古墳については、現状以上の崩落や洗掘の拡大を防ぐため保存対策を早急に実施する必要がある。
- (3) 墳丘や周濠、周堤に立ち入ることができる古墳では、見学者による踏圧が墳丘等の表土や盛土の流失の原因となる恐れがある。このため、整備にあたっては遺構の保存を踏まえた適切な動線を検討し、誘導する必要がある。
- (4) 史跡指定地においては、高木化した樹木が墳丘上に生育し、根張りや強風による転倒で根返しによって古墳の外表面施設などに損壊を与えている。また、高木化した樹木によって下草の生育が妨げられて墳丘表土の裸地化が進み、墳丘盛土の土砂流出が多くの箇所で見られる。このため、遺構の保存の観点からは樹木の伐採や剪定を適切に行う必要がある。
- (5) 湛水した周濠を有する古墳については、水の供給の分断や雑排水の流入などによる水質悪化が認められ、遺構の保存環境を損なっているものがある。このため、維持管理方法を含めた周濠の浄化と水質改善に向けた検討と適切な取組みが必要である。



表土が流失し根上がりが見られる墳丘



墓山古墳周濠の水面の変化。墓地造成の他、北西側も水面が減少している。(左：1961年撮影 右：現状)

2. 活用のための課題

- (1) 調査研究により、主体部の位置や墳丘の規模・形状・構造が明らかになっており、外表施設、周濠、周堤などが確認された古墳がある。これらの古墳については、遺構の十分な保存措置を講じた上で、その本質的価値を顕在化して理解を促進するため、遺構の表現、形状や規模の顕在化などの整備を検討する必要がある。
- (2) ガイダンス施設・展示施設について、本古墳群の総合的な理解を深める施設として、また、古墳見学の拠点となる施設として整備を行う必要がある。そして、必要に応じ、展示内容の充実・更新、施設改修等を行う。
- (3) 墳丘や周濠、周堤に立ち入ることができる古墳では、来訪者が史跡の本質的価値を体感して理解できるように安全で効果的な動線設定を行う必要がある。また、来訪者が古墳相互の関連性を理解できるような方策の検討も必要である。さらに、スムーズに見学できるように古墳間の見学ルートを設定し、周知する必要がある。
- (4) 史跡指定地の一部では、周濠がため池として利用されているなど危険な箇所が存在するため一般に開放できないものがある。このような古墳については見学のための動線設定と安全対策を検討する必要がある。



史跡に隣接する資料館・ガイダンス施設
(上：羽曳野市文化財展示室)
(下：城山古墳ガイダンス棟)



ため池として利用されている周濠
(はちみ山古墳)



四周を私有地に囲まれた古墳
(割塚古墳)



形状が大きく改変された墳丘
(唐櫃山古墳)

- (5) 古墳の説明板などを設置していないものについては、史跡の本質的価値の理解を促進するため、説明板などの設置を進める必要がある。

3. その他の課題

- (1) 史跡指定地の保存管理は、藤井寺市、羽曳野市と所有者等により十分な連携と意思の疎通を図りながら行う必要がある。また、藤井寺市と羽曳野市の文化財担当部局が主管となり市内連携体制の充実を図る必要がある。
- (2) 史跡指定地での企画やイベント等については、公園担当部局、観光担当部局、その他関係部局との連携を深めるような市内体制の充実を図るとともに、民間団体等の活力を効果的に取り入れられるような体制の整備を行う必要がある。
- (3) 史跡指定地の整備にあたっては、文化庁、大阪府教育庁をはじめとした関係機関との協議・調整や、整備検討委員会での審議といったことなどが必要に応じて円滑に行えるような体制を維持する必要がある。また、その中で、土木、治水、植生、景観など多分野の専門的な見識が得られる体制を整える必要がある。
- (4) 本古墳群の歴史的評価の認識をより深めるために、積極的な情報発信・普及啓発を行う必要がある。

表 3-1 現状及び整備に向けた課題一覧（古墳別）

番号	名称	現状及び整備に向けた課題
【1】	応神天皇陵古墳 外濠外堤	【現状】 - 古墳西側の公有化した一部（約 2,800 m²）を花畑として暫定整備し、春は菜の花・秋はコスモスの花を植え、景観の美化を図るとともに、市民に親しめるように鑑賞や摘み取り等の事業実施に努めている。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 指定地の一部に里道が通過しており、交通量が多い。 （活用のための課題） - 古墳西側の広大な史跡指定地と、東及び北側の飛び地状の史跡指定地の一体的な整備手法を検討する必要がある。
【2】	墓山古墳	【現状】 - 両市に跨る巨大古墳であり、かつ墳丘部分は陵墓として管理されている。 - 史跡指定地はすべて公有化が完了しているが、整備は未実施である。 - 史跡指定地内に立ち入って見学することはできない。また、史跡指定地の周囲は、両市の市道が巡る後円部以外は宅地・墓地在り、公開範囲が限定されている。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 墳丘裾部分までが宮内庁の管理であるため、洗掘箇所等の整備内容については宮内庁との調整が必要である。 - 雑排水が流入している。 （活用のための課題） - 史跡指定地は両市にまたがっており、一体的な整備が必要である。 - 周囲に複数の陪塚があり、これらを含めた周遊方法と公開方法を検討する必要がある。
【3】	城山古墳	【現状】 - これまで、東側周濠の水生植物（ハナショウブ・シメスイセン）の植栽、島状遺構の整備にはじまり、史跡指定地北側に城山古墳ガイダンス施設「まほらしろやま」を設置し、来訪者や市民の利便に供してきた。更に、中世に城として改変された痕跡があり、保護のための措置として、後円部からくびれ部にかけて崩壊箇所の修理、表土流出の防止を図っている。 - 第1期整備事業では、史跡指定地を外周する水路の改修を行い、西側については周遊路として整備した。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 後円部墳丘の一部が宮内庁の管理であるため、整備内容については宮内庁との調整が必要である。 - 墳丘上に存する公園遊具や記念植樹等が存在する。 - 墳丘表土の流出部分について緊急整備を実施したが、今後、別の場所で墳丘表土の流出等が発生する可能性がある。 - 周濠西側の整備に向けた調査の検討が必要である。 （活用のための課題） - 見学者の利便性を促進するため、史跡指定地南西側の外周に整備した遊歩道を延長し、古墳の外周を全周できるようにする必要がある。 - 西側周濠を中心とした未整備部分の整備に向けた基礎データを得る必要がある。

番号	名称	現状及び整備に向けた課題
【4】	古室山古墳	【現状】 ・後円部側の墳丘裾部には、梅木が植栽されている。 ・墳丘の形状が良く分かる古墳であるが、部分的に改変を受けている。 ・史跡指定地は、一部に民有地が存在する。公有化された場所についても、整備は未実施である。 ・南側に位置する赤面山古墳との間には家屋の存する部分がある。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・墳丘表土の流失が認められる箇所については、これ以上の流失を防ぐ必要がある。 （活用のための課題） ・墳丘はもとの形状を良好に残しており、墳頂等への動線と、墳丘を眺めるビューポイントについて検討する必要がある。 ・周辺古墳との連続性が分かるような整備を検討する必要がある。
【5】	大鳥塚古墳	【現状】 ・史跡指定地はすべて公有化が完了しているが、整備は未実施である。 ・墳丘の形状が良く分かる。 ・後円部斜面や墳頂部は、後世に改変を受けている部分がある。 ・北側に位置する赤面山古墳との間は住宅地となっている。 ・戦時中の高射砲等を据えた掘削痕が認められる。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・改変を受けている箇所については、これ以上の損傷を防ぐ必要がある。 （活用のための課題） ・高木化した樹木等により全体的に薄暗い雰囲気になっているため、立ち入り易い環境の整備を検討する必要がある。 ・周辺古墳との連続性が分かるような整備を検討する必要がある。
【6】	はざみ山古墳	【現状】 ・史跡指定地はすべて公有化が完了しているが、整備は未実施である。 ・墳丘裾部の洗掘が認められる。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・墳丘裾部の洗掘箇所の修復が必要である。 （活用のための課題） ・水面への転落防止等、見学の際の安全性を考慮した適切な動線を検討する必要がある。 ・国道170号（外環状線）野中交差点の立体交差と接している後円部側は、周濠の陸化した部分の公開に向けた整備の検討が必要である。

番号	名称	現状及び整備に向けた課題
【7】	峯ヶ塚古墳	【現状】 - 公園部分で確認された外濠については、古墳北側では植栽、西側ではインターロッキングの色彩を変えて遺構表示している。 - 墳丘の南及び西側の洗掘部分は、平成 30（2018）年度に真砂土の補填など緊急の復旧工事を実施し、経過観察中である。 - 周濠には灌漑用ため池として活用された現代の盛土が確認できた。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 墳丘裾部の洗掘修理部分の経過観察中で、その結果によっては、再修復方法の検討を行う。 （活用のための課題） - これまで積み重ねてきた調査成果を踏まえて、墳丘及び周濠等の古墳築造当初の規模と墳形を体感できるよう復元整備を進める。 - 周濠の整備については、水を溜める環境を維持する。 - 調査成果や出土品の公開を適切に行う。
【8】	鉢塚古墳	【現状】 - 史跡指定地は、公有化されている。 - 史跡指定地内の北側の墳丘土の流出を防ぐため、応急的に足場板を土留めとしている。また、旧幼稚園敷地と墳丘の間にはフェンスが設置されているが、いずれも老朽化している。 - 史跡指定地内の旧幼稚園敷地には、園舎が残存している。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 墳丘表土の流失が認められる箇所については、これ以上の流出を防ぐ必要がある。 - 土留めやフェンスについては、整備の際に撤去し、墳丘表土の安定化に向けた改修など整備方法を検討する必要がある。 （活用のための課題） - 周濠部にあたる園舎の除却を行い、墳丘と周濠の一体的な整備を検討する必要がある。
【9】	鍋塚古墳	【現状】 - 墳丘は、平成 24（2012）年度に保護盛土を施し、樹木の整理を行った上で、保護盛土を施し、墳形がわかる植栽等の仮整備を実施した。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 仮整備で設けた墳丘盛土が裾部で急斜面となっている。 （活用のための課題） - 近鉄土師ノ里駅前にあるという交通至便な立地を活かし、本古墳群への導入部となるような整備を検討する必要がある。 - 石製階段のあり方を再検討する。

番号	名称	現状及び整備に向けた課題
【10】	野中古墳	【現状】 ・史跡指定地は一部民有地が存在する。公有化された場所についても整備は未実施である。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・墳丘に凹凸が認められ、崩落の恐れがある。 （活用のための課題） ・主体部の発掘調査により学史に残る大きな調査成果があった古墳として、見学者にその内容をどのように伝えていくか、整備方法を検討する必要がある。 ・民有地の公有化を含め、墳丘へのアクセスを改善する。
【11】	助太山古墳	【現状】 ・墳丘は平成24（2012）年度に樹木の整理を行った上で保護盛土を施し、植栽等の仮整備を実施した。 ・隣接する中山塚古墳と周濠を共有する。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・墳丘周囲の周濠部分については、一部に家屋があり民有地となっている。墳丘や周囲からの流水により度々滞水している。 （活用のための課題） ・仮整備で設置した石製の階段の取り扱いについて検討が必要である。 ・中山塚古墳と共有する周濠を含め一体的な整備が必要である。
【12】	赤面山古墳	【現状】 ・西名阪高速道路の高架下に位置し、整備等は実施していない。 ・高架下にあることから日光が及ばず、雨水の供給も無いことから、地表面が乾燥し、地被類なども定着しないため、高架から流れ落ちる雨水により浸食が生じている。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・墳丘表土の流失が認められる箇所については、これ以上の流出を防ぐ必要がある。 （活用のための課題） ・整備基本計画（第1次）において、史跡指定地に隣接した古墳の範囲外に、便益施設（トイレ・展示兼休憩スペース）の設置計画を示している。これについては、引き続き関係機関と協議を行い、計画を推進する必要がある。
【13】	青山古墳	【現状】 ・史跡指定地は、墳丘が民有地及び周濠が共有地であり、整備は未実施である。 ・造出しを持つ円墳として、墳形及び墳丘の特徴が良くわかる古墳である。 ・墳丘上は高木が繁茂し、見通しが悪い。 ・周濠には水が溜まっており、墳丘裾については洗掘が認められる。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・墳丘裾部に認められる洗掘箇所の修復が必要である。 （活用のための課題） ・高木の間伐を行い、墳形の見通しを良くする。 ・史跡指定地の周辺に、古墳を眺めるビューポイントを整備する。

番号	名称	現状及び整備に向けた課題
【14】	蕃所山古墳	【現状】 - 平成12（2000）年度に墳丘の保護盛土、北側斜面へのコグマザサの植栽、管理用の擬木柵設置を行った。 - 墳丘の一部に表土の流出が認められる。 - 住宅地の中にあり、例年、落ち葉等の飛散が多い。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 墳丘の一部に表土流出が認められる。 （活用のための課題） - 古墳の特徴を活かすとともに、樹木の取り扱い等、周辺環境に即した整備方法を検討する必要がある。
【15】	稲荷塚古墳	【現状】 - 史跡指定地は民有地であり、雑草の繁茂が著しい。 - 古墳の周辺に民家が隣接している。 - 墳丘は大きく削られており、墳形の識別が困難である。 - 削られた墳丘は急傾斜を示しており、さらなる崩落の危険性がある。 - 周辺の調査成果により、墳丘の規模・形状が判明している。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 整備を実施するにあたり、民有地の公有化が必要である。 - 墳丘が急斜面となっており、周囲が民有地に囲まれているため崩落の危険がある。 （活用のための課題） - 周辺の調査を行った上で史跡追加指定を進め、形状を確認する必要がある。
【16】	東山古墳	【現状】 - 史跡指定地は部分的な公有化は進んでいるが、墳丘の大半が民有地である。 - 史跡指定地は応神天皇陵古墳外濠外堤と接している。 - 高木が繁茂しており、遺構への影響が懸念される。また、墳形が判別できない。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 墳形の判別のため、高木の伐採が必要である。 - 整備を実施するにあたり、民有地の公有化が必要である。 （活用のための課題） - 接している応神天皇陵古墳外濠外堤と一体的な整備を行う。
【17】	割塚古墳	【現状】 - 史跡指定地は公有化が完了している。 - 史跡指定地周辺が民有地に囲まれている。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） - 保存管理を円滑に進める上で、進入路の確保を検討する必要がある。 - 整備を実施するにあたり、周辺民有地の公有化が必要である。 （活用のための課題） - 出入口の確保を含め、周辺環境に即した整備や活用方法を検討する必要がある。

番号	名称	現状及び整備に向けた課題
【19】	浄元寺山古墳	【現状】 ・史跡指定地は一部民有地及び市道（藤井寺市）となっている部分がある。公有化された場所についても整備は未実施である。 ・高木の繁茂が部分的に認められ、墳丘の形状、根幹の地下遺構への影響が懸念される。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・部分的に高木が繁茂している。 ・墳丘西側が切通となっている。 （活用のための課題） ・史跡追加指定も含め、主墳である墓山古墳と相互に視認できる一体的な整備が必要である。 ・史跡指定地には道路部分が含まれている。
【20】	松川塚古墳	【現状】 ・史跡指定地の墳丘部分は民有地であり、整備は未実施である。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・墳丘東側は削平を受けており、切通となっている。 ・墳丘上に根幹が残っており、墳丘表面に影響を与える可能性がある。 ・整備を実施するにあたり、民有地の公有化が必要である。 （活用のための課題） ・墳丘南側の公有化した周濠部分からの墳丘の眺望は良好であり、この環境を活かした整備方法を検討する必要がある。
【21】	唐櫃山古墳	【現状】 ・現在の史跡指定地は全て公有化している。 ・指定以前は、民家の築山として活用されていたため、階段、庭石などが残存する。 ・令和2～6（2020～2024）年度に、整備のデータを得るため確認のための発掘調査を実施している。 ・同古墳出土の家形石棺を保存処理し、現地に置いている。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・墳丘削平部分は盛土が露出しており、崩落の恐れがある。 （活用のための課題） ・本古墳群の見学者が、最初に立ち寄る古墳として、本古墳群周遊の拠点の一つとなるような整備を検討する必要がある。 ・整備にあたっては、本古墳群では数少ない帆立貝形墳という特徴を活かした、見学者に理解されやすい整備方法を検討する必要がある。 ・現地に存する家形石棺については、古墳における葬送儀礼の理解の促進を目的として、墳丘等の整備と一体的な展示施設の検討が必要となる。 ・史跡追加指定も含め、主墳である允恭天皇陵（市野山）古墳との一体性を表す整備方法を検討する必要がある。 ・確認調査のデータを踏まえ、設計業務を実施し、その後、整備工事を実施する予定であるが、古墳と接する府道境界部との仕上げ方について協議が必要である。

番号	名称	現状及び整備に向けた課題
【22】	白鳥陵古墳 周堤	【現状】 ・史跡指定地は、一部民有地が存在する。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・公有化し、離れた史跡指定地の一体的な整備が必要である。 （活用のための課題） ・現状では史跡指定地までの進入路が狭い。 ・史跡指定地には外周溝が巡る。
【23】	仲姫命陵古墳 周堤	【現状】 ・史跡指定地は民有地である。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・整備にあたっては、さらなる史跡追加指定及び公有化が必要である。 （活用のための課題） ・隣接する古室山古墳の存在も踏まえ、古市古墳群として一体性を持たせる。
【24】	安閑天皇陵古墳 周堤	【現状】 ・史跡指定地は民有地である。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・現在民有地であり、民家が存在する。 （活用のための課題） ・安閑天皇陵の眺望ができる。
【18】	野中宮山古墳 （未指定）	【現状】 ・史跡に未指定であり、公有地、神社用地となっている。 ・周濠南側、西側、東側の一部が埋め立てられ、公園として利用されている。 【整備に向けた課題】 （保存のための課題） ・史跡追加指定を行った上で、地元地区や野中神社との協議も踏まえ、整備について検討する必要がある。 ・洗掘箇所を修復した墳丘裾について、経過観察を行い、追加的修復について検討する。 ・後円部の東側法面に崩落を認めており暫定的な修復を行っている部分がある。 （活用のための課題） ・史跡指定を行った後、活用については地域住民との協議が必要である。

第4章 基本理念及び基本方針

1. 史跡の本質的価値

基本理念及び基本方針の記載に先立ち、改めて史跡の本質的価値を「保存活用計画」から引用する。なお、最新の研究成果等に基づき一部表現を改めた。

- ア. 古市古墳群は、大阪府の東南部、大和川と石川が合流する部分に発達した段丘面に4世紀後半から6世紀前半にかけて、約4km四方の範囲におよそ130基以上の古墳により形成された古墳群である。現在、45基の古墳が史跡及び陵墓・陵墓参考地等として保存されている。
- イ. 応神天皇陵（誉田御廟山）古墳の墳丘長425mを頂点として、墳丘長200mを超える巨大前方後円墳から一辺数mの小型方墳にいたるまで、多様な規模と墳形の古墳が密集して築造されている。
- ウ. 古市古墳群を構成する各古墳の墳形は、前方後円墳、帆立貝形墳、円墳、方墳の4種類が認められる。そして、墳丘の巨大化、周濠・周堤の存在及び一部の多重化、造出しや墳丘の段築成の定型化など、古墳築造の最盛期のあり方を示している。また、巨大前方後円墳と中小古墳の配置といった古墳相互の関係性など、当時の政権構造や社会状況を反映するわが国の代表的な古墳群と言える。
- エ. 城山古墳から出土した長持形石棺や、長持山古墳、唐櫃山古墳から出土した家形石棺、野中古墳の多量の鉄製品や峯ヶ塚古墳から発見された多様な装身具や大型木製品等は、当時の葬送儀礼を示すものである。同時に、当時の地域間交流を示すとともに、大陸との交流の一端もよく表している。
- オ. 古市古墳群は、古墳の規模と形によって古墳時代の政権構造を表すわが国の代表的な古墳群として、学術上極めて価値が高く、世界的にも優れた人類の遺産である。

2. 基本理念

“古市古墳群の保存活用の推進、 人類共有の文化遺産として、 地域で親しめる場としての未来への継承”

本古墳群は、古墳の築造が終焉した後も人々の生活の中で長年にわたって継承されてきた。周辺地域が宅地化された現代では、日常的に見ることができる緑の小高い丘や森として存在している。藤井寺市、羽曳野市は、このように街の中に古墳が点在する歴史的環境の豊かさの中にある。立ち入ることができる古墳には多くの人々が集い、子どもたちにとっては忘れることのない遊びや学びの場となっている。

かけがえのない歴史資産である本古墳群の保護にとって大事なことは、その本質的価値を保存することと共に、価値を伝え、学びの場、文化的活動及び憩いの場としてみんなが親しめるように活用を図ることにある。そのためには、国内外からの来訪者が快適かつ安全に見学できる環境を整え、本古墳群が持つ世界的にも稀有な本質的価値を顕在化する必要がある。

本古墳群は、築造後約 1600 年の時を経て、令和元（2019）年 7 月 6 日、世界遺産に登録された。テーマに掲げた基本理念の達成のため、藤井寺市と羽曳野市は多くの人々と理念や考え方を共有し、積極的に本古墳群の保存活用、整備を推進し、未来へ確実に継承していく。

3. 基本方針

史跡古市古墳群の整備について、上記の基本理念に則り、第 3 章で述べた整備に向けた課題についての基本方針を示す。

なお、史跡古市古墳群は複数の古墳で構成されており、各古墳の現状は画一的なものではない。このことを踏まえ、構成要素の保存について周辺の環境も視野に入れた保存のための整備を検討する。

加えて、史跡古市古墳群は規模や形が多様な古墳が密集し、各古墳の配置関係が当時の政権構造や社会状況を反映している。古墳相互の見通しをより良くし、見学ルートを設定することで、巨大前方後円墳と中小古墳の配置をはじめとした古墳相互の関係性を顕在化することが可能となり、さらに個々の古墳の状況に応じて本質的価値を理解しやすくなる整備を検討する。

また、活用のための整備にあたっては、史跡古市古墳群の本質的価値を分かりやすく伝達し、体感できるようにするための整備を検討する。そのためには、すべての来訪者が本古墳群を安全・安心して見学できることが必要である。このため、各種便益施設を整備し、効果的な動線設定を行い、案内・解説施設の整備などの情報発信に努める。

保存のための整備方針

- (1) 調査研究の成果から史跡の本質的価値を構成する諸要素とその範囲を特定し、保存を図る。
- (2) 墳丘に削平や損壊、または墳丘表土の流出が認められる場合や墳丘裾部に洗掘を受けている場合など、遺構の保護について課題のある古墳については、現状以上の崩落や洗掘の拡大など遺構へのダメージを防ぐための保存対策を早急に実施する。
- (3) 墳丘や周濠、周堤に立ち入ることができる古墳では、整備にあたり、遺構の保存を目的とした適切な動線設定を行い、来訪者の誘導を図る。
- (4) 墳丘上の高木化した樹木で、根張りや強風による倒木の根返しによって古墳の外表施設などに損壊を与える恐れがあり、下草の生育を妨げたりするものは、状況に応じて剪定・伐採を適切に行う。
- (5) 湛水した周濠の水質悪化とそれに伴う遺構の保存環境に影響の悪化が認められる場合、関係機関とも協議し、維持管理方法を含めた周濠の浄化と水質改善に向けた検討を行う。

活用のための整備方針

- (1) 調査研究により墳形や内部施設、外表施設などが明らかになっている古墳については、調査成果等を十分検討したうえで、墳丘等の復元展示といった遺構の表現や、形状や規模の顕在化を行うことをめざす。なお、墳丘等の復元展示は築造当初の古墳の姿の理解に資するものとなるため、調査成果や周辺環境などから復元展示により最大の効果を得ることができるところを的確に選定する。
- (2) 既存のガイダンス施設・展示施設について、新たな調査研究の成果から展示内容の充実・更新を行う。また、老朽化等に対しては適宜施設改修等を行うとともに、史跡の本質的価値の理解のさらなる促進、利便性の向上をめざして新たな施設の設置の検討を行う。
- (3) 墳丘や周濠、周堤に立ち入ることができる古墳では、来訪者が史跡の本質的価値を体感して理解できるよう、安全で効果的な動線設定を行う。また、来訪者が古墳相互の関連性を理解できるよう、古墳間の見通しをより良くするような方策を検討する。さらに、スムーズに見学できるように古墳間の見学ルート設定を検討する。
- (4) ため池として活用されている周濠など危険なために一般に開放できない古墳については、見学のための動線設定と安全対策を検討するとともに、日時を限って安全面に配慮した限定公開等を実施する。
- (5) 説明板などを設置していない古墳にはそれぞれ説明板を設置するが、周辺環境などから設置場所の選定が困難なものがある。このような古墳については、視野を広げて説明板などの設置可能場所や手法を検討する。

その他の方針

- (1) 史跡指定地の保存管理は、藤井寺市、羽曳野市と所有者等により十分な連携と意思の疎通を図りながら行う。また、藤井寺市と羽曳野市の文化財担当部局が主管となり庁内連携体制の充実を図る。
- (2) 史跡指定地での企画やイベント等については、公園担当部局、観光担当部局、関係部局との連携を深める等庁内体制の充実を図るとともに、民間団体等の活力を効果的に取り入れられるような体制の整備を行う。

- (3) 史跡指定地の整備にあたっては、文化庁、大阪府教育庁をはじめとした関係機関との協議調整や、整備検討委員会での審議により意見を聴取し、必要に応じて事業が円滑に行えるような体制を維持する。また、その中で、土木、治水、植生、景観など各分野の専門的な意見が得られる体制を整える。
- (4) 本古墳群の歴史的評価の認識をより深めるために、積極的な情報発信・普及啓発を行う。
- (5) 本古墳群には世界遺産百舌鳥・古市古墳群の構成資産が 26 基含まれており、その内 14 基が史跡に指定されている。史跡の整備については、資産への影響を見極めつつ、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会議の意見を聴取する。

第5章 全体計画

1. 史跡古市古墳群第2期整備の基本方針

本古墳群は都市化の進んだ市街地に存在し、史跡指定された個々の古墳は主に墳丘あるいは周濠までを保護の対象としてきた。このことから既に公開活用している古墳はあるものの、密集する住宅地の間にあり古墳だと一見わかりづらいもの、指定範囲が公道と接していないため公開に適していないものなども多く、土地条件の異なる古墳が点在しており、古墳群としての一体性や連続性を実感することは困難であった。また、築造後長い時間が経過し、周濠の水による墳丘裾の洗掘や樹木の成長によって、深刻な影響を受けている古墳も引き続き見られる。

整備基本計画（第1次）策定以降、順次史跡の指定範囲は拡大し、例えば、東山古墳と応神天皇陵古墳外濠外堤に連続性を持たせることが可能となり、さらに允恭天皇陵古墳と唐櫃山古墳の指定範囲が市道を挟んで密接な関係を表すことが可能となった。また、仲姫命陵古墳周堤や白鳥陵古墳周堤の追加指定により近接する古墳間の見通しを良くしている。古墳群としての特徴が判り易いように墳丘上の高木の伐採・剪定を進めることにより墳形が顕在化し、多様な古墳が密集している状況や巨大前方後円墳の周囲に中小古墳が配置されている様子を感じられるように整備を進めてきた。

今後、洗掘や墳丘の崩落、表土の流出が認められる古墳については引き続き保存のための整備を継続する。一方、活用のための整備については、追加指定と公有化の進捗に併せ、調査成果を活かした上で、隣接する古墳との眺望を踏まえるなど条件を活かし整備事業を進めていくこととする。特に、長らく調査を継続し、古墳各部のデータが蓄積されている古墳（峯ヶ塚古墳・城山古墳等）、交通機関に近く、アクセスの良さから本古墳群周遊の拠点となる古墳（唐櫃山古墳・鍋塚古墳）、史跡指定や公有化が進んで整備条件が整ってきている古墳（応神天皇陵古墳外濠外堤・古室山古墳）を優先させ、遺構の確実な保存措置を行った上で、公開・活用することにより古墳群の価値や魅力を伝えていく。なお、本期の活用のための整備では、墳丘、周濠については復元及び平面表示を実施する。そして、埴輪・葺石等の外部施設については、陶板に出土状況写真を焼き付けて展示するなどの方法を取る。

今後、整備事業は大規模かつ長期間にわたると考えられる。整備基本計画（第1次）では、緊急性の高い保存のための整備を行うとともに、優先的に整備を進める古墳について整備の基礎となるデータを得るための発掘調査に着手した。引き続き史跡の整備事業の推進と同時に、関係者と連携して周遊ルート of 整備や管理の充実を図りつつ、可能な範囲で公開活用の機会や維持管理の充実にも取り組んでいく。

併せて本計画では、令和元（2019）年の世界遺産登録時の追加的勧告に基づき、改めて整備方針を見直し、「保存のための整備」と「活用のための整備」を整理するとともに、史跡の本質的価値に関わると同時に、世界遺産の顕著な普遍的価値を支える属性を保護した上で活用を図る。

①個々の古墳にあわせた整備手法の選択

本古墳群は、前方後円墳・帆立貝形墳・円墳・方墳の4つの墳形を基本として築造されている。

現状は、後世の損傷、改変等により墳形が認識できないものや、損傷の程度が進行するなど保存措置が必要な古墳がある。

本計画において古墳の整備手法は、「保存のための整備」と「活用のための整備」の2つの基本的な考え方を示すが、個々の古墳の状況に応じて両者を組み合わせて整備を行うこととする。

これ以上の損傷が進行することを抑えるために保護盛土を施した上で、個々の古墳の形態や規模が視認できる墳形の整備を行う。さらに、埴輪や葺石等の外表施設が確認された古墳、埋葬施設が確認された古墳では、遺構の十分な保護を施し、古墳本来の景観にも配慮した上で復元及び平面的な表示を検討する。

②密集した多様な古墳を意識した整備

古墳が累々と築かれた本古墳群において、古墳群の価値の点からも古墳を相互に見通せる環境を整えることが重要である。巨大前方後円墳と周囲に築造された中小古墳など相互の関係が明らかな古墳は、周囲の古墳から主墳を見ることができるよう環境を整える。また、周囲に近接して古墳が築造されている場合も相互に眺望が開くような環境を意識した整備を目指す。相互に見通せる空間の確保、樹木の剪定や伐採等による視界の確保により現地にて相互の視認性の向上を目指す整備を行う。

③来訪者用のガイダンス・便益施設の充実

史跡指定地に隣接する適切な場所を設定し、来訪者の利便上必要となる便所、ガイダンス施設や休憩施設、管理施設等の施設の充実を図る。周遊の拠点となる各駅の近隣に案内施設及び便所等の利便施設を遺構の保護や景観に配慮しつつ設置する。また、既存のガイダンス施設を活用しながら着実に史跡の本質的価値を伝える。

④周遊ルートの整備と関連する歴史的資源の情報発信

各古墳や文化施設などを結ぶ周遊ルートは、歩行者や自転車等の利用に適した道筋を設定し、引き続き行政内の関係各課と連携して安全を確保できるよう整備を進める。要所ごとに案内表示を設置するほか、発掘調査で存在が明らかとなった埋没古墳、寺社、歴史的な街道など、本古墳群と関連の深い歴史的資源の情報発信も併せて行う。

⑤整備段階における市民への見学機会の提供

整備事業の期間において、身近にある古墳への興味関心を深めてもらうため、市民に対し定期的に現地の見学会などを開催する。このほか、かつての古墳の姿に思いを馳せつつ、後世に引き継ぐことの価値や魅力を実感してもらえよう、古墳の調査、修理や復元の過程に市民が参加できる機会も提供する。

⑥市民と行政の協働による管理運営体制の構築

整備後の古墳の清掃等の維持管理や現地案内等において市民参加を呼びかける。従来から実施されてきた個々の古墳に対する市民参加だけでなく、本古墳群全体の管理運営に関わる市民団体の組織化を働きかけ、世界遺産登録時の追加的勧告で示された民間団体の公式的な関与として、行政と連携した協働体制の実現に向けた体制作りに取り組む。

2. 調査計画

整備を計画する古墳については、既往の調査成果の検討や整備に伴い必要となる確認調査を実施し、各古墳に遺された重層的な歴史性を確実に把握するとともに、整備に必要な情報を収集する。

(1) 目的

築造当初の古墳の規模、形態、段築やテラス等の構造や付属施設の構成、葺石の種類や石積構造、埴輪列の配列状況、周濠の有無や形状、周堤の形態、造出しの有無及び規模などを明らかにし、整備に必要な情報を収集する。

また、埋葬施設については、古墳を理解する上で欠かせない重要な部分であることから、探査法などを活用して、位置や構造、状況の把握に努め、後世の盗掘の痕跡などがある場合は墳丘に及ぼしている影響を確認する。

(2) 調査区の設定

各古墳において整備に必要な確認調査の調査区を設定し、調査を実施する。調査成果が整備を実施するために十分でないと判断された場合は、整備検討委員会及び関係機関の指導・助言のもと、見直しを図るものとする。

(3) 調査方針

確認調査は、遺構の状況を把握するために必要最小限の範囲とする。

確認調査で原位置を保っている遺物が検出された場合、必要な記録を取り、適切な方法で埋戻し保存する。また、損壊の恐れが懸念されるものや重要な遺物と判断された場合は、整備検討委員会、文化庁、大阪府教育庁の指導・助言のもと、保護措置を検討し対応する。

周濠の埋土及び耕作土については、遺物包含層でもあるため慎重に取り扱うものとする。

調査終了後は、遺構や遺物が損傷しないように十分留意し、埋戻しを行い、確実に保存を図る。

なお、必要に応じて、地下レーダー探査などの探査法や花粉分析、土壌分析、植物遺体の樹種同定など自然科学的調査を実施し、その成果を整備に反映させる。

3. 整備の手法

史跡整備の手法としては、大きくは古墳（遺構）そのものの保存を目的とした整備と古墳の特徴の理解を目的とした活用のための整備の2つに区分される。

各古墳における整備手法の選択については、次のような方針とする。

(1) 保存のための整備

史跡に指定されている古墳の保存にあたっては現状を維持していく必要があるが、築造後長い時間が経過し、何らかの損傷や改変を受けているものが多い。これらの古墳は、墳丘の損傷、改変箇所からさらなる損傷が広がる恐れがあるため、保護盛土などを施し、さらなる損傷を防止する。

また、墳丘上の樹木生長による下草が生えなくなること（裸地化）、あるいは見学者の踏圧による影響などから表土が流失している墳丘や、樹木根による遺構の損壊、周濠に長年湛えた水の影響で墳丘裾が洗掘を受けている場合など、今後も遺構の損壊が危惧される古墳に対しては、遺

構を保存するために適切な保護盛土や樹木伐採を実施する。

このほか、史跡指定地の管理上必要な管理施設（標柱や囲柵など）の設置も、保存のための整備に含まれる。

〈保存のための整備手法〉

- A. 現状で、築造時のまま墳形が維持されている古墳については、適切な維持管理により良好な保存状態を維持する。
- B. 危険木や高木の伐採、枝の強剪定を随時行い、倒木による根返し等で墳丘が損壊を受けることを未然に防ぐ。
- C. 墳丘の崩落、削平部分や濠水による洗掘部分の修理を行い、損壊が進まないようにする。

（２）活用のための整備

築造当時の古墳は、盛土や葺石、配列された埴輪によって壮大な姿であった。史跡の本質的価値を正しく伝えるため調査成果に基づき遺構を表現することとし、各古墳の状況に応じて、規模・構造、墳丘の形態、外表施設、埋葬施設の構造などを復元あるいは表示等の方法を組み合わせて整備する。そうした姿を復元する場合、遺構の上に保護盛土を施した上で、整備を行うものとする。

遺構の表現手法としては、遺構を露出させて展示する遺構展示や遺構を平面的・立体的に表示する遺構表示、遺構を盛土の上に復元する復元展示がある。いずれの場合も遺構の保護を前提とするが、既往の調査成果を踏まえた上で、遺構への影響、景観への配慮を図りつつ、計画的に行う。

〈活用のための整備手法〉

- D. 墳形や規模感が観察しやすいように、樹木の間伐、枝の剪定を行う。
- E. 墳丘や濠などの位置関係が調査により把握されている範囲を、植栽や補装等により平面的に表示する。
- F. 墳形復元を行う。墳丘等の古墳各部について調査により得たデータに基づき復元を行う。復元に先立つ発掘調査、測量調査等の成果から形状の復元を行う。
- G. 埴輪、葺石等外表施設の表示を行う。発掘調査によるデータや出土品を基に、葺石、埴輪のレプリカ及び発見状況の写真等を使用し、表現する。
- H. 内部主体の表示を行う。内部主体の状況が発掘調査等で把握できている場合、位置・構造・副葬品等を表現する。

なお、遺構の復元展示を行う場合は特に下記の点に留意する。

〈遺構の復元展示の際の留意点〉

- 墳丘に改変を受けている部分について、発掘調査により遺構の状態が把握できたものに限り復元展示を行う。復元展示を行う古墳は、遺構の保存状況やそれぞれの古墳の特徴を把握した上で選択する。遺構を復元する古墳は、その調査成果が公表されているものとし、復元根拠を報告書等で明確に確認できるものとする。また、復元に係る検討過程を公表するものとする。

- 入念な発掘調査と専門家による委員会、その他関係者等で検討を重ねた計画に基づき実施する。また、整備に伴う現状変更については、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課の意見を聴き、許可を得た計画に基づき実施する。
- 計画策定の段階で古墳そのものや周辺の古墳の価値に及ぼす影響を評価し、専門家や関係者等の意見を聴取しながら検討する。
- 遺構の復元展示に使用する素材は、本来の遺構と識別可能な素材とする。

①墳丘

- ・墳丘全体に保護盛土を施し、保護層を確保した上で調査成果に基づいた遺構の復元展示あるいは平面表示を行う。
- ・削平等により損壊を受けている部分については、保護盛土を施し、墳丘の本来の盛土を保護し、修復した上で墳丘の形状を復元展示する。調査成果に基づき、段築部分や墳丘斜面の傾斜を忠実に復元するものとする。
- ・復元に際しては、調査成果に基づき確認された規模・形状を復元するが、詳細な情報を得られない場合は基本的な情報から規模や形状を平面的に表示する。

②埋葬施設

- ・埋葬施設を復元展示する場合は、調査成果に基づき、レプリカや類似の材料を用いて、調査成果を忠実に復元するものとする。
- ・平面表示の場合は、保護盛土上に、舗装や植栽、調査状況について写真を焼き付けた陶板模型等の設置によりその範囲や規模を明示する。ただし、墳丘表面にある遺構表示と墳丘内部の遺構表示が混同されないように、表示手法を変える等の工夫をする。
- ・埋葬施設が調査により判明している古墳は、城山古墳、野中古墳、峯ヶ塚古墳である。また、石棺や石室石材が残されている古墳は城山古墳、唐櫃山古墳、峯ヶ塚古墳である。城山古墳は埋葬施設が陵墓参考地内に位置するためガイダンス施設で解説を行っている。野中古墳及び峯ヶ塚古墳では平面表示を行い、石棺が残されている唐櫃山古墳では整備に併せて指定地内に実物を展示することで、外部からの観察が難しい埋葬施設の理解促進に努める。

③葺石及び埴輪列

i) 葺石

- ・復元展示する場合は、保護盛土上に天然石もしくはレプリカを用いて、築造当初の姿を忠実に復元する。天然石を用いる場合は、調査により確認した葺石と同系統の石材を利用する等、本来の葺石との混同を避ける工夫をする。また、古墳毎の特徴的な葺き方、配列、石材の形、大きさに留意する。
- ・平面表示する場合は、葺石の範囲を明確にするとともに、葺石の特徴が判るように写真等も活用する。

ii) 埴輪列

- ・復元展示する場合は、保護盛土上にレプリカを設置する。設置するレプリカは調査により確認した埴輪を忠実に復元したものとするが、材質等により本来の埴輪との混同を避ける。
- ・平面表示する場合は、植栽や舗装材の色彩表示、陶板等を使用し、位置や範囲等を示す。

④周濠及び周堤

i) 周濠

- ・復元展示する場合は、調査成果に基づき保護盛土上に形状や深さ、法面の角度を忠実に復元展示する。また、周濠法面に石が葺かれている場合は、先述の葺石のとおり展示・表示する。
- ・地下に埋没している周濠を平面表示する場合は、植栽や舗装材により位置を表示する。

ii) 周堤

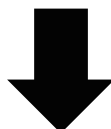
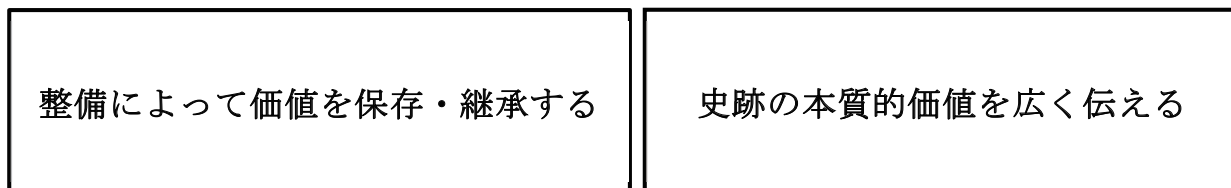
- ・復元展示する場合は、調査成果に基づき周堤の高さや幅などの規模及び形状を立体的に復元する。
- ・平面表示する場合は、植栽や舗装材などで規模や形状を表示する。

⑤その他の遺構（造出し、渡り土手等）

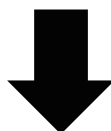
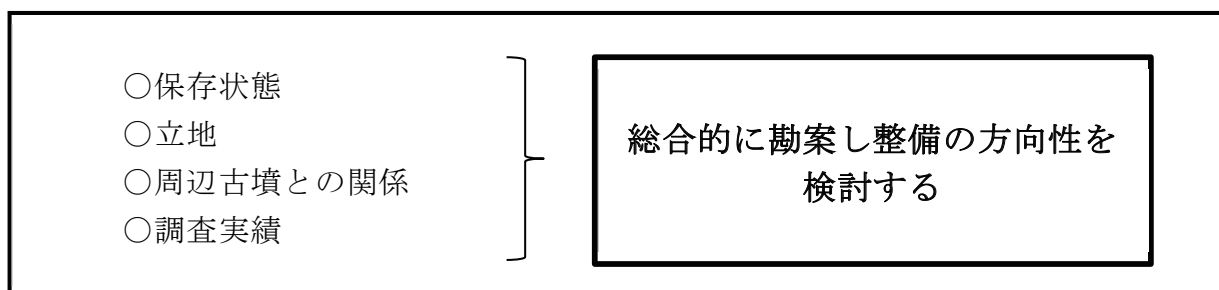
- ・造出しや渡り土手が、現在の状態や発掘調査などにより確認されている場合、規模や形状について、調査成果に基づき展示または表示を行う。
- ・復元展示の場合は、葺石や形状はもちろんのこと、墳丘と造出し、渡り土手の取り付け部分について調査成果に基づき忠実に復元するものとする。
- ・平面表示する場合は植栽や舗装などにより規模や形状を表示する。

整備の方向性の検討

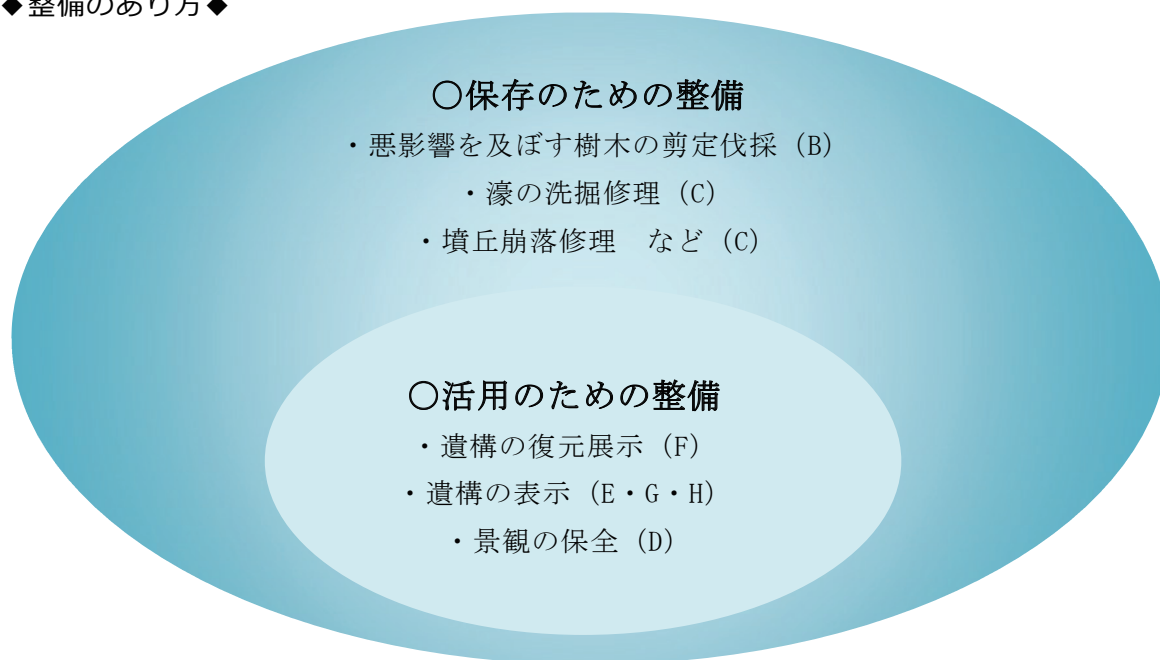
◆基本方針◆



◆諸条件の検討◆



◆整備のあり方◆



保存のための整備

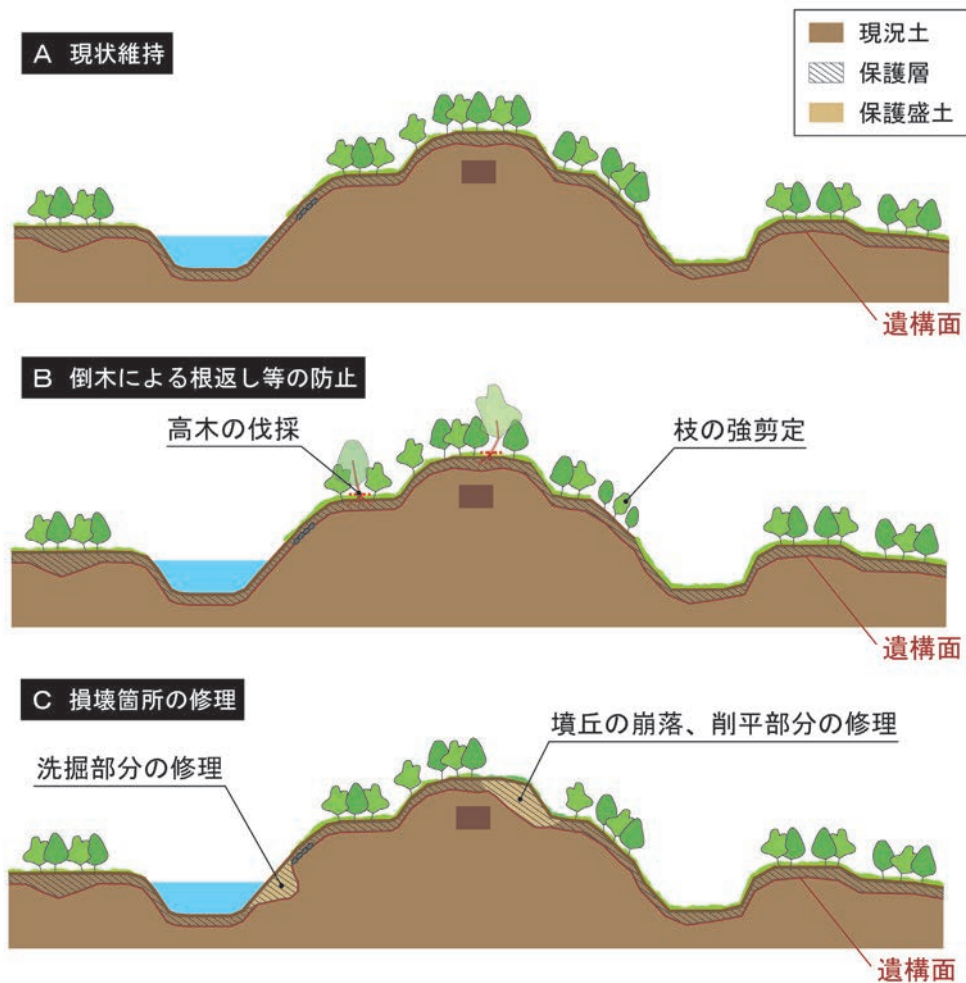


図 5-1 古市古墳群 整備手法模式図（保存のための整備）

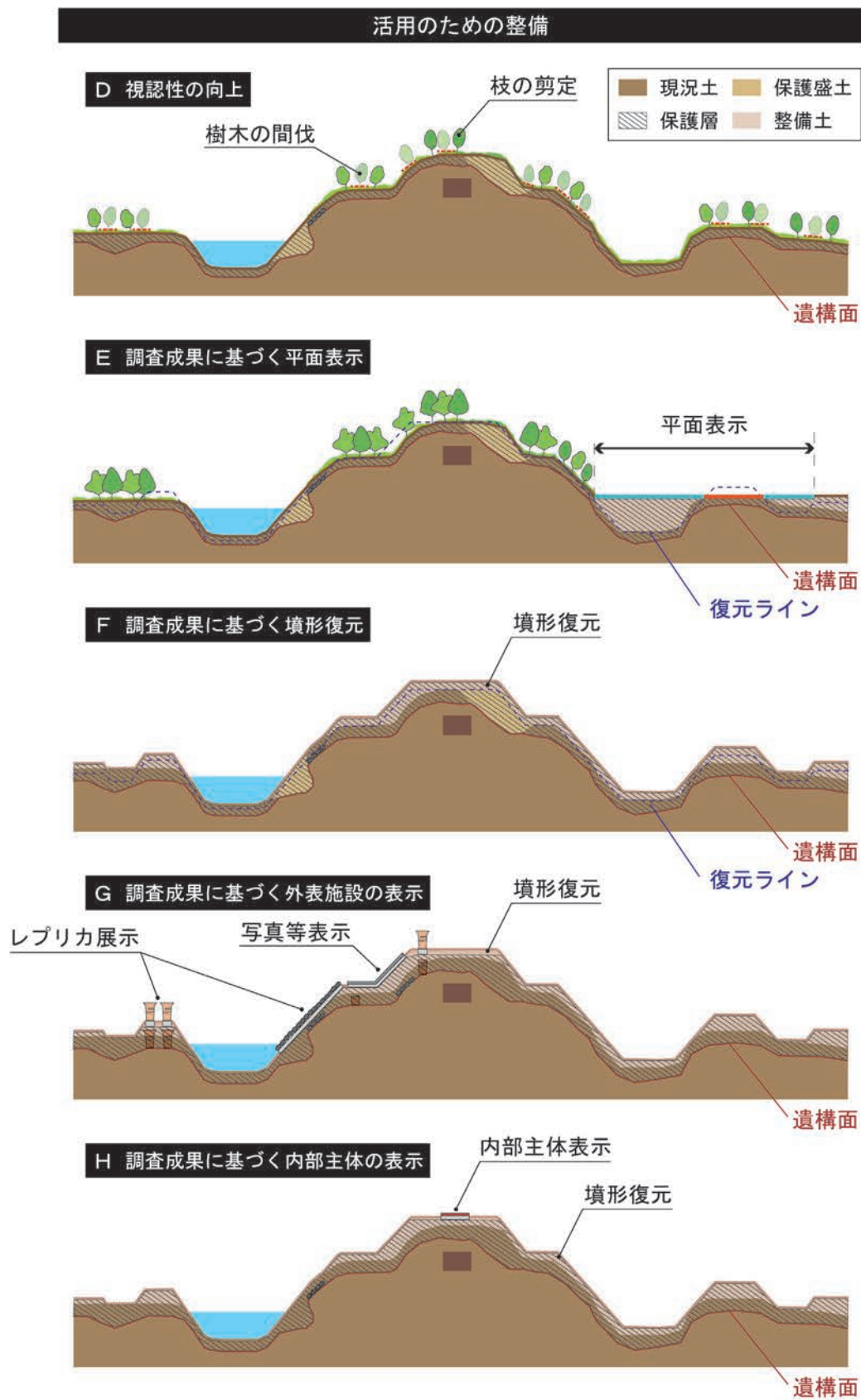


図 5-2 古市古墳群 整備手法模式図（活用のための整備）

4. 遺構保存計画

遺構に損壊を与え得る行為や事象を想定し、遺構の遺存状態を確認した上で、それらに対する具体的な保存対策を実施する。本計画においては樹木伐採、遺構保護盛土、洗掘防止対策の3項目を検討する。

(1) 悪影響がある樹木の伐採

史跡指定地内の樹木は樹根による遺構の損壊を防ぐため、地表面と遺構との間に保護層が確保できない場合は、除却することが望ましい。しかし、本古墳群は市街地の中にあり貴重な緑地として親しまれている。したがって、遺構を攪乱もしくは攪乱する可能性がある樹木や竹類、枯損木や危険木、外来植物等を選択し、優先的に伐採する。

また、大きく成長した樹木が下草の生育を妨げ、表土の裸地化の要因となることから、適切な伐採・剪定をして下草の成長を促す。伐採後は侵食の著しい箇所には張芝も併せて行う。下草の生育が安定するまで状況を観察しながら必要に応じて雨水や踏圧による侵食の軽減を図るよう措置を講じる。



伐採後、下草が回復しつつある墳丘

(2) 遺構保護盛土

雨水の表流水によって墳丘土が流失している古墳が多くみられることから、保護盛土を施し、十分な保護層を確保する。

表土流出による遺構崩壊防止のため、保護層を設け、地被植栽等を用いて被覆を施すことを基本とする。また、城山古墳のように緊急措置として樹木伐採とあわせて部分的な保護盛土を計画する際も、勾配の変化等で新たな雨水集中箇所や表土流出が生じないように留意する。

踏圧の影響を受ける古墳は遺構面の上に、30 cm以上の保護層を確保する。墳丘や周堤へのアプローチとなる斜面にも同程度の盛土による保護層を設ける。

(3) 周濠の洗掘防止対策

湛水状態の周濠を有する古墳で墳丘や周堤の侵食がみられる場合は、洗掘防止のための護岸方法を検討し、保護措置を行うものとする。復元を計画している峯ヶ塚古墳の修復方法と、それ以外の現状維持を前提とする古墳（はざみ山古墳他）の2つの方法に区分する。

① 峯ヶ塚古墳墳丘裾部の修復

峯ヶ塚古墳は墳丘復元を計画しているため、墳丘裾部の洗掘防止対策として復元工事の基盤整備を兼ねた工法を選定した。主に、1) 法尻部の空洞の充填、2) 喫水部の洗掘防止対策、3) 喫水部より上部の盛土・整形・崩落対策の3つの工程を実施している。

修復方法は、金属の使用や杭の打ち込みは行わない工法とし、本来の墳丘盛土、葺石等と識別可能な材料を使用した。

1) 法尻部の空洞の充填

空洞部に対しては本来の墳丘盛土と識別可能なマサ土を充填して、十分に突き固めを行った。また、土砂の流出防止のために仮設土のうを設置した。復元までの期間が長いと想定されることから吸出し防止措置も実施した。

2) 喫水部の洗掘防止対策

土砂以外の枝葉等を除去したのち土のうを積み上げ、吸出し防止材を設置した。これらの土のう・吸出し防止材は短期的な対策として設置したため、復元工事の際に撤去する。

3) 喫水部より上部の盛土・整形・崩落対策

空洞上部のオーバーハングした箇所を崩落を抑えるため、現地形状に合わせて植生マットを敷設した。

以上の作業を平成 30 (2018) 年度に実施し、現在までその効果等の経過観察中で、補填土の安定性や植生の状況等の経過を見極めた上で、実施した作業内容を検証し、追加の作業や作業内容を修正する。



土砂流出防止のための仮設土のう



敷設した植生マット

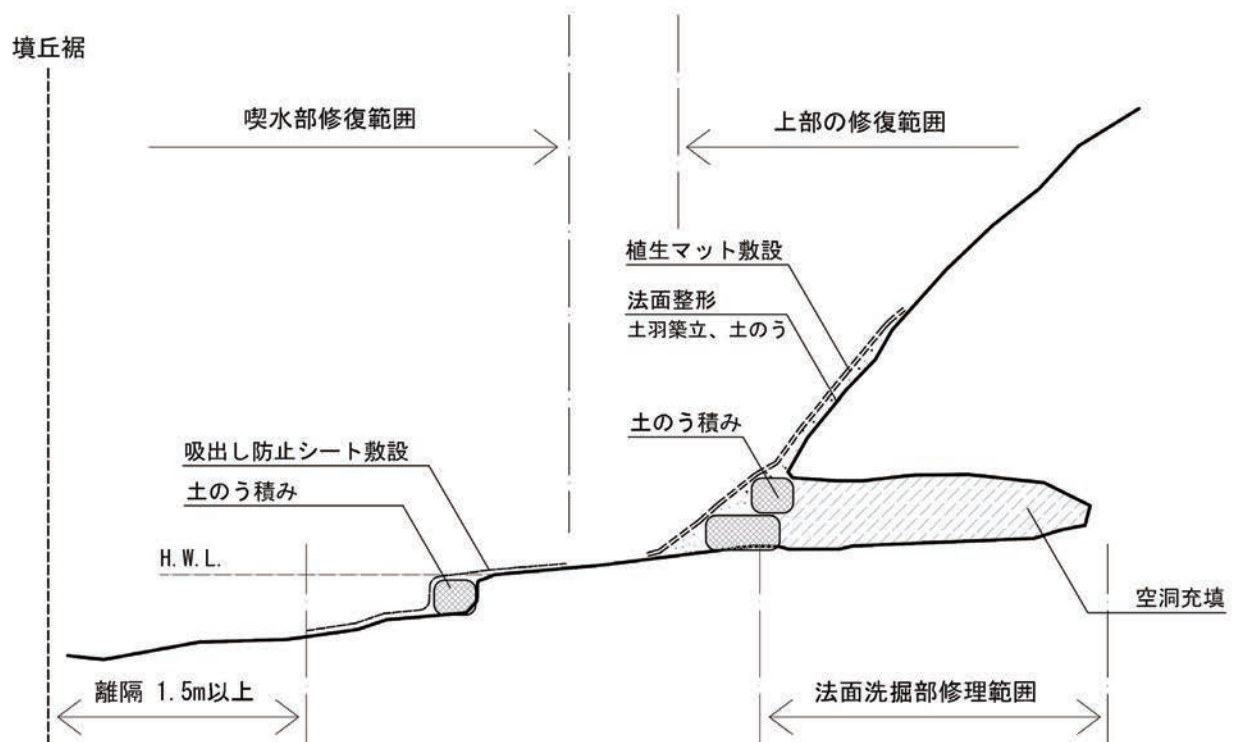


図 5-3 峯ヶ塚古墳 墳丘裾部修理断面模式図（喫水部の修理及び空洞部の充填）

②その他の護岸整備

はざま山古墳と青山古墳は、ため池としての利用を継続することを前提に墳丘裾部の洗掘の進行状況を確認した上で、必要な護岸工事を検討する。これまで、周濠を有する陵墓（例：ニサンザイ古墳（百舌鳥古墳群））や野中宮山古墳（未指定）で実施された方法と同様、水が直接墳丘にあたることのないように墳丘裾部にじゃかご（ふとんかご）の設置を検討する。

墓山古墳の周濠は前方部側の陸化が進んでいるが、後円部側は湛水状況を維持することから、洗掘の状況を確認した上で、水質浄化とともに必要な箇所へのじゃかごの設置を検討する。なお、じゃかごは、墳丘本来の盛土や葺石と混在せず、識別が可能な材料を使用し、可逆的な施工とする。



じゃかごと植生シートによる
浸食防止対策の例

5. 環境保全計画

史跡指定地内の環境保全に関わる濠水の確保と管理、濠水の浄化・水質改善、修景を目的とした樹木の剪定・植栽の他、古墳群の眺望景観の改善について示す。

（１）水の確保と管理

周濠内に滞水する水は、既に農業用水としての役目を終えているものが大半であり、流入や流出に関わる管理については水利組合等の手を離れているものが多い。

峯ヶ塚古墳は水利組合がため池として管理し、東側の水田に用水を供給していたが、整備を実施する際に史跡地管理として文化財担当部局に管理を移行する予定である。江戸時代に周堤を嵩上げしたことによる高い水位は既に低く変更されているため、整備する周濠に想定される設定水位を基準に水位管理を行うようにする。

墓山古墳ではため池部分の公有化に伴い水利権も羽曳野市に移管され、同市が管理を行っている。周辺農地の消滅から用水の供給が絶たれて、周濠の水は減少しつつある。水量は後円部側（東半分）で維持されているが、これ以上の減水・枯渇を避けるには雨水以外の水の供給が必要である。そのため、青山古墳の用水を引き込むための管理と整備について、関係者と協議・調整を行うこととする。その上で、周濠内に用水を引き入れて水量を確保し、あわせて給排水施設を整備して適切な水位管理を行うこととする。

（２）周濠内の水質改善

墓山古墳では、周濠の水量の確保に加え水質改善に向けて、水質浄化用キューブを活用した浄化実験を実施しており、その効果を見ながら他の古墳での活用について検討する。

（３）樹木伐採、剪定、植栽

かつて多くの古墳は樹木に覆われ、その中には本来の規模形状を良好に留めているものの古墳であることがわかりにくいものもあった。整備基本計画（第１次）を策定後、眺望の阻害要因となり、古墳群の見通しや古墳形状の維持を妨げている高木類の伐採や剪定を随時計画的に実施している。

史跡指定地の植栽は、裸地の緑化など墳丘表土の安定を促す地被類の増殖を基本とする。

樹木の伐採や植栽等の修景整備は、枯損木や危険木の伐採以外は修景計画図を作成するなど眺望や古墳各部への影響を十分検討した上で実施する。

なお、「ナラ枯れ」、桜や梅などに対するクビアカツヤカミキリの被害、周濠における黄菖蒲やカミガヤツリ（パピルス）などの外来植物の繁茂などについて、定期的な観察により繁茂状況の拡大を把握し、適宜、対策を検討する必要がある。

これまでに、鍋塚古墳では墳丘上の樹木を伐採し、保護層を確保した上で芝などの地被類を植栽した。墳頂からは仲姫命陵古墳や允恭天皇陵古墳への眺望を確保できており、先行するこれらの成果を踏まえつつ、他の古墳においても計画的に実施する。



鍋塚古墳の墳頂から望む仲姫命陵古墳

（４）古墳群の眺望景観の改善

規模や形が多様な古墳が密集して築造されていることが、本古墳群の大きな特徴である。さらに、本古墳群が成立した古墳時代中期には巨大前方後円墳の周囲に中小古墳を配置することが一つの特徴となる。このようなことから、群の中の古墳を相互に認めることができ、巨大前方後円墳と周囲の中小古墳との関係が確認できる整備が必要となる。

史跡指定地や未指定古墳、陵墓等の周辺環境は都市計画や景観条例等に基づき、建築物等の高さや形態、意匠、屋外広告物を制限し、環境保全を図っている。

その目的は古墳間の眺望を確保し、密集した墳形や規模が多様な古墳を見通し、古墳の形状や各部が観察できる状態を維持することである。また、巨大前方後円墳については、周濠越しに壮大な墳丘を眺めた際に違和感のある建物が見えないように建物の高度に制限を設けている。

史跡整備としては、例えば鍋塚古墳や古室山古墳の墳頂から隣接する古墳を眺望できるように、古墳相互が視認できる場所（ビューポイント）を整え、隣接する古墳の眺望を意識した整備を行う。また、古墳の形状や規模を展望できることで、本古墳群の価値に対する理解の促進に役立てるようにする。

6. 公開計画

（１）古墳内の公開

史跡指定地内の見学のために、墳頂部への誘導、あるいは内・外堤上を周遊できるようルートを設定する。また、墳丘上から隣接する古墳を望める位置、墳丘の形状を展望しやすい外周部では視点場として園路の一部を拡幅するなど、滞留スペースを確保する。

（２）古墳群の周遊

本古墳群への誘導の起点となる道路や駅、史跡間を散策するための動線を定めて、周遊路の整備を推進する。

①古市古墳群周遊路の起点

本古墳群にアクセスする交通手段は、公共交通である電車・路線バスによる他、観光バス・車・自転車・徒歩などが想定される。

来訪者が公共交通を利用する場合は、最寄りの駅※1や停留所が起点となる。観光案内所のある駅は、藤井寺駅と古市駅である。来訪者が観光バス、車や自転車を利用する場合は、主要な幹線道路※2から、史跡の近隣にある駐車場に誘導する。駅から古墳への誘導、主要幹線道路から駐車場等への誘導、いずれの場合も経路案内が不十分であることから、道路管理者等と連携して案内標識等の設置を進める。

駐車場については、現状では峯ヶ塚古墳（峰塚公園内）や城山古墳（ふじみ緑地駐車場）以外は見学に適した駐車場が配置されていないため、来訪者には公共交通の利用を呼びかける。

※1 近鉄南大阪線 高鷲駅、藤井寺駅、土師ノ里駅、道明寺駅、古市駅

※2 西名阪自動車道、国道170号（枚方富田林和泉佐野線）・大阪外環状線、国道166号、府道堺羽曳野線、府道堺大和高田線



はびきのビジターセンター

②古市古墳群のエリア内の周遊路

最寄り駅や駐車場等を起点とした周遊路は、徒歩あるいは自転車利用を前提とし、既存のモデルコースを基本に、各ゾーンに含まれる史跡や陵墓を周遊するルートと、ゾーン間をつなぐルートを設定した。また、本古墳群のエリア内に存在するガイダンス施設・古墳関連展示施設や見学できる歴史遺産も含めて、積極的に来訪者の誘導を行う。

また周遊路には、地域住民の生活道路、歩道等の整備が不十分な箇所、自転車通行には幅が狭い箇所が含まれている。このため、地域住民の生活環境に配慮しつつ、来訪者の安全を確保し適切に誘導できる道路整備を進めるものとする。周遊路の整備とあわせて、散策中の休憩スポットとなる施設やポケットパークを確保する。史跡及び陵墓等を展望できる位置を選びポケットパークを設けるなど、古墳群を視覚的に理解できる空間づくりを考慮して行うものとする。

なお、両市内にはシェアサイクルを設置しており、現在、藤井寺市内で18ヶ所、羽曳野市内で21ヶ所のステーションがあるが、今後、随時増築していく。



向墓山古墳（陵墓）の前に設置された
ポケットパーク

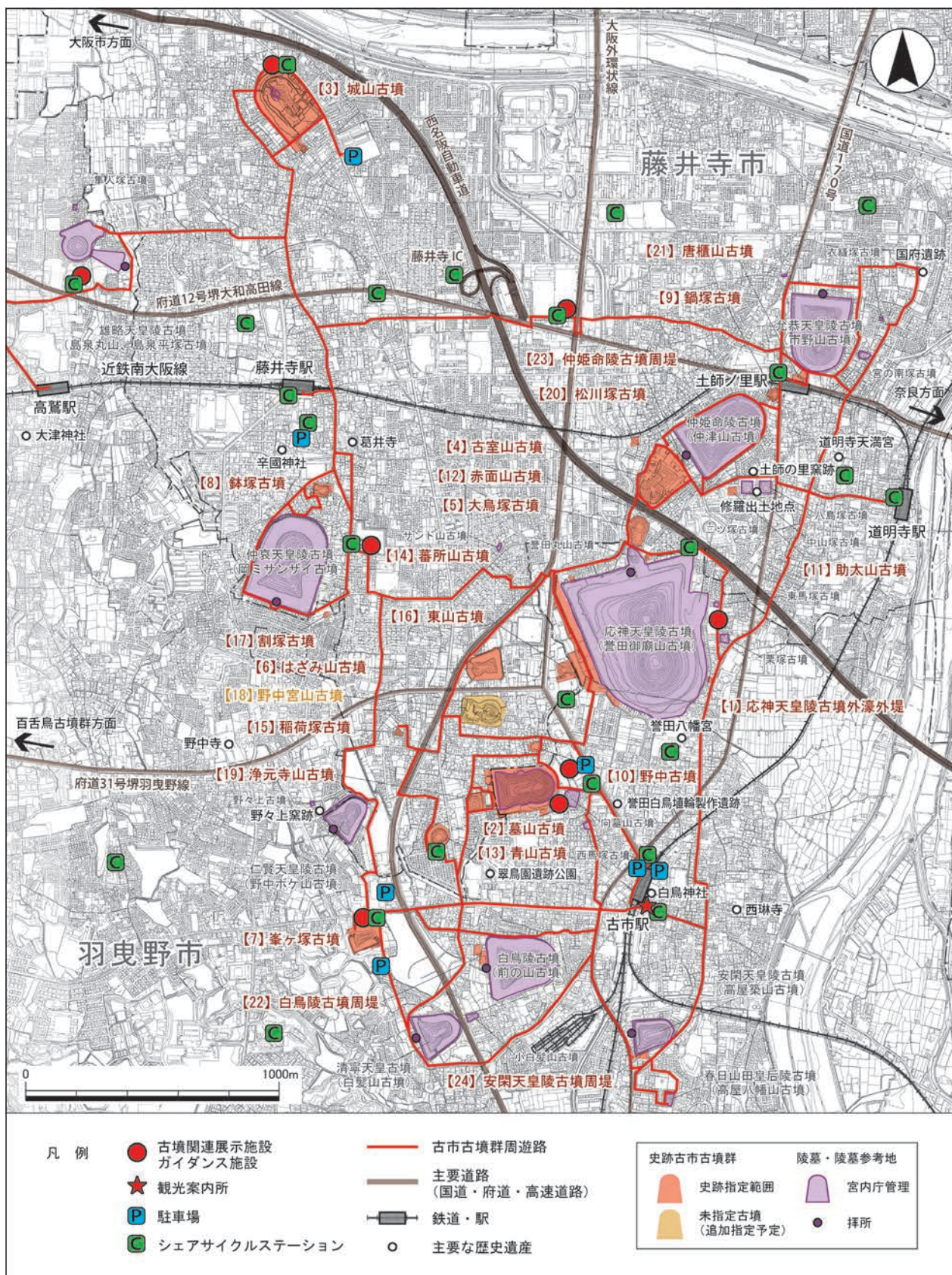


図 5-4 古市古墳群 動線計画図

7. ガイダンス、便益、管理施設計画

史跡古市古墳群への主な来訪者は、市民の他、個人もしくは少人数、ウォーキングやツアー企画に参加する大人数の団体など多岐にわたる。このような来訪者層を想定して、ガイダンス施設、便益施設、休憩施設の設置を進める。

これらの施設の整備に際しては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する。

(1) ガイダンス施設

本古墳群のエリア内には、現在、8ヶ所のガイダンス施設や展示施設が設置されている（P.51 表 2-31 参照）。既存の8ヶ所の施設のネットワークを構築し、施設毎の特色や専門性を発揮した展示や解説機能を持たせて、施設が点在するメリットを最大限に活かすよう取り組む。そして、来訪者が本古墳群のエリア内を巡って、本古墳群の一体性を学習することできるように環境を整備する。



アイセルシュラホール

核となる拠点施設は、当面、本古墳群の北側にあるアイセルシュラホール、南側にある羽曳野市文化財展示室を活用する。なお、令和7（2025）年度からは、アイセルシュラホールで、来訪者の受け入れ機能と本古墳群に関する解説の充実化を図る計画である。

また、峯ヶ塚古墳に隣接する公園の管理棟については、早期に学習室を改修して展示機能を備え、副葬品や埴輪・葺石の実物を展示し、峯ヶ塚古墳や本古墳群を学習する場の充実を図る。

(2) 便益施設

現在、史跡古市古墳群のエリア内にある便益施設は、城山古墳、応神天皇陵古墳外濠外堤、墓山古墳、峯ヶ塚古墳の隣接地または近接地に便所が設置されている。また、史跡間の動線上には、市役所などの公共施設や休憩施設が既存している。なお、昨今の猛暑対策として周遊の拠点の一つである古市駅周辺や土師ノ里駅ではミストを設けて涼を得られるようにしているが、十分とは言えない状況である。

そのため、当面はエリア内の民間事業所（コンビニやスーパー等）の協力を得て利便を図っている。また、見学ルートで立ち寄ることの多い神社や寺院へも使用の協力を依頼する。さらに、来訪者の受け入れ窓口である周遊の発着点は鉄道の駅が多いことから駅構内の利用も関連組織と協議する。

なお、便益施設を新設または修繕する場合は、両市の景観計画や公共施設景観ガイドラインの基準に従い古墳と周辺景観の調和を意識し、デザインや色彩に配慮する。

① 便所

史跡古市古墳群南西部にあたる仲姫命陵古墳から古室山古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳、応神天皇陵古墳にかけては多くの見学者が訪れるルートとなっているが、公設の便所は設置されていない。現在、赤面山古墳周辺に便益施設を設置するために、長期的な展望に立ち土地所有者と協議を実施している。

その他の地域において新たに便所を設置することは、中長期的な観点で判断することとし、当面は既存施設の便所をホームページやパンフレット等で明記することで対応を図ることとする。



設置施設イメージ



勾配屋根の施設で、トイレとガイダンス機能を併せ持つ。形状、色調については景観に配慮する。

施設規模 (予定) 約43㎡
トイレ 約21㎡ ガイダンス 22㎡

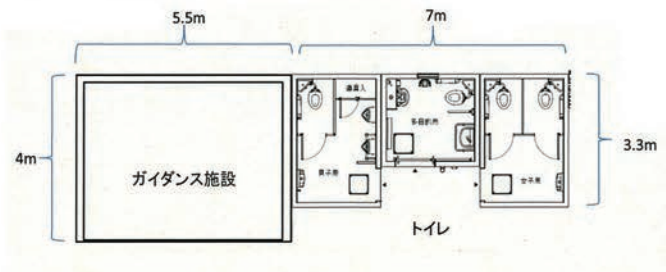


図 5-5 西名阪高架下 (赤面山古墳) の便益施設計画案

②休憩施設

休憩施設はベンチやテーブル等の小規模なものを対象とし、主要な動線のうち、巨大古墳を眺望できる視点場や適度に日差しが遮られる場所等において、遺構の保護及び景観に配慮しつつ配置する。

(3) 管理施設

①安全柵など

かつては、古墳に設置されている安全柵やフェンスについては、グリーン系やシルバー系の色彩のものが多く、さらには有刺鉄線が張られ景観の阻害要因となっているものも多かったが、整備基本計画 (第1次) に基づき古墳の眺望を意識した形態とし、デザインや色彩、高さなどに工夫をして設置しており、今後もこの方針を継続する。

②標柱

現状において、標柱が未設置の古墳に対しては、文部科学省令の定める基準に沿って順次設置を進める。

8. 説明、案内施設計画

案内板や説明板は市民や来訪者に向けた史跡への導入案内と理解を助けるための施設であり、これまでも計画的に配置してきた。

なお、新規に追加指定した古墳や箇所についても順次、新設・更新している。

また、設置後 10 年近くが経過した説明板・案内板については劣化が認められるものもあり、随時計画的に更新を図る。近年の発掘調査で得た新たな知見についても随時説明板に反映する。

(1) 共通の方針

- 設置場所は古墳の眺望を妨げないなど周辺の景観に配慮する。
- 調査成果に基づく更新など最新情報に対応できるよう板面は取換えが容易な仕様とする。
- 児童に分かりやすい平易な表現による解説や外国からの来訪者が理解できるように多言語表記に努める。
- 施設の設置については過大になり過ぎないように諸計画と調整を図る。また、堺市に所在する百舌鳥古墳群と連携し、統一したデザインとする。
- 板面に記載できる内容は限られることから、スマートフォンなど情報端末機器と連携して豊かな情報を入手できる手法を検討する。
- 説明板や案内板を設置する場合は、発掘調査を行った上で、遺構を保存するための十分な保護層を設け、その上に基礎を設置する。

(2) 案内・解説板の種類と計画概要

①古市古墳群の総合的な解説サイン

古墳群としての解説とともに、見所やモデルルートなども掲載する。見学のエントランスとなる駅前やガイダンス等の拠点に設置する。古墳の魅力を伝えるため、単なる解説文だけではなく、古墳の風景写真などを挿入する。

②古市古墳群平面模型

本古墳群の立地や周辺環境の理解を深めるものとする。また、必要に応じて立体模型や復元図なども取り入れ、古墳の規模や形状をよりわかりやすく伝える。

③各古墳の名称表示サイン

古墳の名称は陵墓名を冠した名称とそれ以外の名称を併記し、適切な場所に表示する。ただし、大きさや色調に配慮し、古墳周辺の景観保全に努める。

④各古墳の総合的解説サイン

古墳の位置、規模、構造など発掘調査に基づいた解説を記載する。理解を深めるため写真や図面などを適宜使用する。

なお、隣接する古墳との位置関係を示すことで古墳群としての連続性を示す。

⑤遺構解説サイン

周濠、周堤、墳丘、造出しなど古墳の外部施設が分かるように遺構を解説する。

埋葬施設については、調査等で確認できた内容を写真等も活用し掲載する。

⑥誘導サイン

各古墳や施設への誘導を行う。目的地までの距離もしくは所要時間などを記載し、周遊の利便性を高める。また、古墳間の動線計画とも連携し、有効性を図る。

⑦注意書きサイン

史跡としての適正な管理に必要な事項を簡潔、明瞭に記載する。なお、設置数については注意喚起に必要な最低限度の数とし、景観などに配慮し、設置場所も十分検討する。



図 5-6 総合的解説サイン板面の例



図 5-7 誘導サイン板面の例

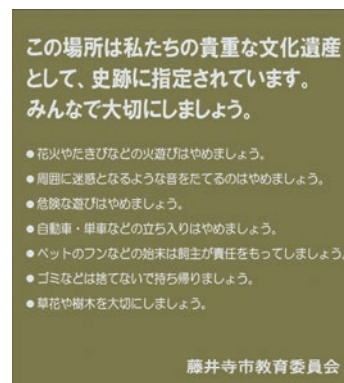


図 5-8 注意書きサイン板面の例

9. 設備（給水、排水、電気等）計画

史跡を適切に保全するために必要不可欠な給水、排水、電気、防災、防犯設備の適正な敷設計画を示す。また、諸設備を設置する場合は遺構の保存に配慮するとともに、藤井寺市公共施設景観ガイドラインなどの基準に従い、古墳と周辺景観の調和を意識し、デザインや色彩に配慮する。

（１）給水設備

史跡古市古墳群で必要となる給水設備には、墓山古墳や峯ヶ塚古墳の周濠が想定されるが、これらは農業用水等の水系を利用することを前提とし、かつての水系が分断されている場合においても近接する水系からの引き込み経路が確保できるように検討する。管路の埋設は地中を掘削する行為であり、史跡指定地内の取水施設の設置に際しては、できる限り既存の埋管を活用する。

この他、史跡の活用に用いる給水設備としては、植栽への散水や水飲み場等が想定される。水飲み場については、水筒などを携帯している来訪者が増えているが、近年の夏の猛暑への対策上設置が望ましいと考えられる。また、今後イベントや校外学習などで史跡の活用が促進されることが想定され、参加者の安全性や衛生面を考慮し、便所などの便益施設に手足洗い場を設置することを検討する。

（２）排水設備

史跡指定地の降雨による表流水、便益施設の屋根からの排水等は、既設の雨水管渠に繋ぎ込み、適切に排出する。特に、民地に接している史跡指定地が多く、史跡地から周辺地へ表流水の流出が生じないように、可能な限り史跡境界の外側に沿って側溝を配置し、公共下水道に接続して排水する。

保存及び活用のための整備に際しては計画的な排水計画をそれぞれの古墳の実情に応じて講じる必要がある。

（３）電気設備

史跡指定地における電気設備には、照明灯やライトアップ照明、屋外コンセント、便益施設の設備、Wi-Fi 設備、防犯カメラ設備等が想定される。

史跡指定地内における電線管の埋設にあたっては、十分な保護盛土を設けて施工しなければならない。柵などの構造物や照明の基礎の設置深度は深くなる可能性があり、遺構を損なうことのないよう位置と形状を検討して、整備の際に設置する。

城山古墳や古室山古墳などでは夜間や早朝にウォーキングや散歩などを楽しむ市民が増えており、日常的に史跡指定地内の通り抜けも多い。来訪者の安全面からも一定の照明が必要となる。今後、それぞれの古墳の活用方法や現状を見ながら整備計画の中で照明の設置についても検討する。したがって、史跡指定地内には景観に配慮しつつ、必要に応じて照明灯や足元灯を設置することを検討する。

（４）防災防犯設備

史跡指定地には、史跡の保存及び維持管理と夜間の管理、いたずら防止等の観点から防犯カメラの設置について検討する。

このほか史跡に隣接する便所や管理施設等に対しては、来訪者の安全確保のため自動火災報知機などの設備を設置する。

（５）その他

近年、７月・８月は猛暑に襲われ、熱中症の危険があるため、外出を控えるように周知されることが常態化している。その前後の季節についても暑さが続いているため、見学用の日陰を設けるなど、各古墳に出来るだけ日除け対策を講じる等工夫が必要となり、安心して見学することができる環境整備を検討する必要がある。

１０．整備後の公開活用計画

本古墳群の価値や魅力を多くの人に伝達し、その保護と継承等に対する理解を深め協力を得ることを目的として、次のような取り組みを実施する。

（１）古市古墳群の魅力を情報発信

本古墳群の価値に対する理解をより向上させるためには、積極的に情報発信することが重要である。そのためには、本古墳群の周辺にある、古墳造営に関する各種施設の跡や誉田八幡宮や葛井寺、道明寺などの寺社、その他周辺の遺跡などを含めて国内外に総合的な情報発信を行う。

①市民に向けた本質的価値の発信

本古墳群の史跡としての本質的価値、世界遺産に登録された顕著な普遍的価値をより分かりやすく理解できるように、本古墳群や関連する文化資産に対する講座や展示を積極的に実施する。この他、学校教育での地域学習や生涯学習事業との連携、地域住民や市民団体等が開催する勉強会や講習会などへの協力を通じて、市民への学習機会を提供する。

②国内外に向けた多様な情報媒体の活用

市民や来訪者へのサービスの向上と PR 活動のため、インターネットやパンフレット、講演会やシンポジウムなど、様々な媒体を利用した情報提供を行う。

市民や来訪者に向けて、史跡の配置図や解説等を加えたパンフレットやガイドブック、本古墳群の周遊、見学ルートを示したマップなどの充実を図る。さらに、最新のイベント案内、周辺の観光案内などの情報も合わせて紹介できるよう工夫を行う。また、本古墳群を訪れなくてもその価値を学べるよう、ホームページや SNS を活用して国内外に向けて史跡概要、調査研究、整備状況などの情報を充実させて発信する。

これらの情報提供に関しては、利用実態や利用者のニーズの把握に努め、児童向けや国外からの来訪者に対応した多言語版を提供する。

以上のような情報発信は、本古墳群については羽曳野市・藤井寺市が一体感をもって実施し、世界遺産としては、大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市の四者で調整し、取り組んでいく。

(2) 地域の誇りになる歴史体験の場としての活用

本古墳群の歴史的な価値や魅力をわかりやすく解説し、円滑な案内や誘導を行うことにより市民にとって誇りとなり、かつ、国内外からも見学者が訪れるような歴史体験の場としての活用を図る。

①古市古墳群の特性を活かしたイベント開催

本古墳群の各古墳は、バードウォッチングやウォーキング、そして、四季折々の花見の場としても市民に浸透し、親しまれている。古墳の風景を楽しめるようなイベントや本古墳群の特性を踏まえたイベントを開催し、価値理解へのアプローチとする。

これらのイベントの開催に際しては、史跡の保護の観点や、住宅地の中にあるという立地に配慮した利用条件や制限などについても指針を示しているため、周知を徹底することとする（『保存活用計画』P.179 参照）。

②学校教育における体験学習の場としての活用

郷土に対する誇りや愛着を育むため、現在、小学生・中学生に対して実施している世界遺産学習をさらに発展させて、史跡を未来へと伝える大切な担い手である小・中学生に対して本古墳群を含む史跡、郷土の歴史や文化に関する広い視点での学習計画をカリキュラムの中に位置付け、総合学習における教材として授業や校外学習、遠足等の学外レクリエーション活動の場としての活用を促す。

また、教職員を対象とした勉強会や現地研修会などを開催して、学校教育における歴史学習を支援する。

③生涯学習における郷土の歴史を体感できる活用

生涯学習における郷土の歴史を体感できるように、本古墳群の価値や魅力について具体的でわかりやすい展示や解説、体験学習の充実を図る。出土遺物についてもわかりやすい解説を加えて展示し、模型や情報端末機器を活用したVR技術やAR技術によって復元展示するなど、これまでの発掘調査や研究の成果を発信する。また、案内板やガイドスタッフによる案内などによって、本古墳群の歴史を体感できる活用を図る。

④市民団体との連携

令和元（2019）年の世界遺産登録決議の際、追加的勧告で「管理システムにおける地域住民のより公式的な関係のあり方を検討すること」を示されており、市民団体を含め地域住民との関係を深める必要がある。

地域住民や市民団体が、本古墳群の価値の理解に自主的に取り組むような体制を構築する。

世代別のワークショップを開催して目的や対象別に応じたパンフレットやガイドブックを検討したり、地域資源を発見しながら周遊・見学ルートのマップを作製したり、地域行事と併せて本古墳群の年間イベントの企画運営を検討し実行するなど、本古墳群の保存・活用に関する意見交換会やワークショップなどを開催する。

（３）多世代が親しみを感じる憩いの場としての活用

現在、本古墳群の各古墳は多くの市民の憩いの場となっている。史跡としての価値を損なうことなく、集い、憩い、交流し、安らげる場として機能させることによって、より多くの市民の生活に溶け込み、親しまれるような活用を図る。

①日常生活における安らぎの場としての活用

市民が日々の散歩やウォーキングなどで史跡を訪れるような快適な日常生活の場としての活用を図る。史跡が歴史を学ぶ場だけでなく、安らぎ場として機能し、まちづくりの核となることを目指す。

②自然環境と調和した憩いの場としての活用

現在、住宅街の中で貴重な緑地や水辺空間として親しまれている各古墳の環境整備を推進することによって、自然環境と調和した憩いやコミュニティの場としての活用を図る。

③地域の活動の中心の場としての活用

本古墳群の周辺にあるさまざまな歴史文化資産と連携したイベントや健康ウォーキング、清掃活動、野外音楽会、地域のフェスティバルなど、これまで古墳への関心が低かった市民にも来訪の機会を促す多様なイベントを藤井寺市と羽曳野市で一層の連携を強化したうえで企画し、実施する。

１１．整備後の管理運営計画

（１）管理運営に関する基本方針

現在、公有化された史跡指定地において、公園としての活用に関わる管理は公園担当部署が主体的に行い、その他は文化財担当部署が主体となって、相互に連携を図りながら行っている。今後は、庁内関係部署との連携をさらに緊密にし、歴史文化の薫り高いまちづくりを進める。そのためには、文化庁をはじめとした関係機関と密接な情報共有を行う必要がある。

また、公有地の日常的な維持管理は、本古墳群への愛着の醸成のため、両市の文化財担当部署が市民や市民団体と協働で実施していく。

なお、整備後の史跡地の適正な管理や公開・活用については専任の職員の配置が不可欠であることから文化財担当部署の体制等の強化を図る。

（２）管理運営の対象と内容

①植生管理

現在、植生管理は、文化財担当部署と公園担当部署が実施しており、今後も基本的には両部署が管理を継続する。ただし、本計画で位置付けた考え方を踏まえ、史跡を表現する重要な要素と、公園の良好な景観を形成する要素としての両面から、適切な植生管理を行う。また、枯損木の伐採、修景としての枯枝剪定や整枝、阻害要素の遮蔽などを目的とした樹高管理、実生の除去を実施する。

定期的に樹木の生育状況について調査を実施し、樹高管理を行う樹木が設定した高さを超えて伸長している場合は整枝剪定を行い、遺構表示した箇所に実生で生えた樹木については伐採、あるいは可能な場合は移植を行う。

②モニタリングと維持管理

自然や人為を要因とした破損や劣化等のモニタリングを行い、破損や劣化の状況に応じて保存のための整備を実施し、良好な状態の維持に努める。材料によっては摩耗や退色に対し定期的なメンテナンスを行う。

整備後の公開の中で、特に人為的要因による破損が大きい場合には、監視カメラの設置や公開方法の再検討を行う。

③災害対策

都市公園の場合、災害避難所等の指定を受ける場所でもあり、有事の際における機能や役割分担などの対策や管理等を関係部局と協議を行う。復元展示された構造物については、火災やその他の災害に備える。

④公開・活用上の管理

史跡指定地及び学習施設などで行う企画やイベントについては文化財担当部局のみならず関係部局が実施し、市民や民間団体の活力を効果的に取り入れられるよう、協働して実施することも検討する。

また、日常管理の清掃作業等については、学校や地域住民の理解と協力のもと、活動を行うことで市民が本古墳群を身近に感じ、愛着を深めることにもつながることから『住民参加型』の管理手法も検討する。

(3) 管理予定表の作成

公園管理や史跡管理、イベントの開催などの史跡古市古墳群に関わる庁内部署や市民ボランティアなどが協議して、草刈りや剪定などの植生管理、表示遺構のモニタリングなどの予定、花見や祭礼などのイベントを記載した年間予定表を作成し、維持管理に活用する。

また、長期的な管理スケジュールを作成し、樹木の生長や表土流出など世界遺産としてのモニタリングを行うとともに、定期的な調査やメンテナンスを計画的に行う。

1 2. 各古墳の整備方針

史跡古市古墳群における現状と課題を踏まえ、各古墳の整備方針を一覧でまとめる。

表 5-1 に各古墳における整備の基本方針、事業推進の考え方を記載した。整備の基本方針については、効果・目的、調査、保存のための整備、活用のための整備に区分して記載した。また、事業推進の考え方では、各整備時期の内容を記載した。

なお、将来計画とした古墳は、本計画においては整備の基本方針のみ示す。公有化や追加指定等の条件を整え、整備基本計画（第3次）以降に詳細を検討する。

表 5-1 整備基本方針一覧

番号	名称	整備の基本方針	事業推進の考え方
【1】	応神天皇陵古墳 外濠外堤	(効果・目的) - 史跡指定地全体を史跡公園としての公開活用を目指していく。 - 現状の花畑や通路を極力活かしつつ、周堤と周濠の段差地形の表現や、内堤や墳丘を眺めるビューポイントについて検討する。 (調査) - 外濠外堤の規模や構造を明らかにするための調査を行う必要がある。 (保存のための整備) - 里道については、周遊路等に整備し、交通量を抑制につなげる。 (活用のための整備) - 史跡指定地を南北に通過する通路は陵墓を眺めながら応神天皇陵の拝所と誉田八幡宮とを結ぶ散策道として整備が必要である。 - 史跡指定地に隣接する場所に、便益施設や管理施設の確保を行っていく。	- 第1期整備事業においては、追加指定と公有化を実施した。 - 第3期整備事業以降に、追加指定範囲を含めた整備計画を検討する。
【2】	墓山古墳	(効果・目的) - 周濠と周堤に該当する市有地部分については、巨大古墳を見学できるビューポイントと遊歩道の整備を検討する。 (保存のための整備) - 浸食を受けている墳丘水際の洗掘対策については、宮内庁が管理する墳丘部分と羽曳野市が管理する周濠との境界に位置することから、管理者相互の調整のもと進めていく。 - 両市に跨る巨大古墳の史跡であり、かつ墳丘部分は陵墓として管理されている。 - 濠水の浄化に向けて引き続き取り組む必要がある。 (活用のための整備) - 周囲に陪塚を配する巨大古墳であり、墓山古墳と陪塚群、さらには隣接する羽曳野市文化財展示室とを周遊できる見学路を検討する。 - 史跡指定地内の墓地については、将来の移設に向けた協議・調整を行っていく。	- 周辺にある浄元寺山古墳、野中古墳も含めた整備を推進する。 - 第1期整備事業では、追加指定地の樹木伐採を実施した。 - 第3期整備事業以降で実施を検討する。

番号	名称	整備の基本方針	事業推進の考え方
【3】	城山古墳	(効果・目的) ・本古墳群唯一の墳丘や周濠部を散策できる巨大前方後円墳として整備を検討する。 ・周濠部は、花しょうぶ園・草花園として、地域住民に親しまれている。良好な環境の維持に努める。 (調査) ・周濠西側は未整備のため、将来の整備に向けての範囲確認調査等を行う必要がある。 (保存のための整備) ・墳丘部分は神社や陵墓参考地が存在することから、現状を維持することを前提に、表土流失、斜面崩壊を防ぐ遺構保護対策を実施していく。墳丘上にある公園遊具や記念植樹された樹木等は、将来の移設に向けて協議・調整を進めていく。 ・中世城郭の痕跡は、墳丘の保存に影響を与えない限り現状維持を考える。 ・野外に配置している竪穴式石槨（蓋石）と復元した石棺は屋根架け等により保存環境を改善する必要がある。 (活用のための整備) ・周濠全周を回遊できる府道と共用する外周路の整備を進める必要がある。 ・外濠外堤は指定範囲が限られているが、二重の濠と堤を巡らせていた古墳の大きさを表現できるよう、将来の整備活用に向けた検討を継続していく。 ・ガイダンス施設は改修とともに展示内容の更新を検討する。	・第1期整備事業で、西側の外周路の整備、墳丘の盛土の修復を実施した。 ・第2期整備事業で、引き続き墳丘の修復、府道及び東側周遊路の設置を検討する。併せて、墳丘に影響を及ぼしている樹木の伐採を検討する。 ・第3期整備事業以降に竪穴式石槨（蓋石）の覆屋の設置を検討する。 ・上記以外は将来計画とし、詳細は第3期整備事業以降に検討する。
【4】	古室山古墳	(効果・目的) ・前方後円墳の墳形が明瞭に分かる状態を維持しており、墳丘に上がる事により前方後円墳の詳細が理解できる古墳である。 ・墳丘は、現状地形を維持することを基本方針として考える。大きく生長しすぎた樹木は遺構保存に影響を与えないよう伐採を検討するが、それ以外の樹木は日常的な剪定等の管理を継続していく。 (保存のための整備) ・後円部の墳丘盛土が流れており、日常管理の範囲で計画的な修理を実施していく。 (活用のための整備) ・将来（公有化の完了時）に向けて、調査に基づく周濠範囲の表現と、史跡指定地の西側に沿った外周路の整備を検討する。 ・隣接する古墳や周辺古墳との連続性がわかるビューポイントの確保を目指す。	・第1期整備事業において墳丘に影響を及ぼしている樹木を剪定（一部伐採）した。 ・第3期整備事業以降で墳丘の修復を検討する。

番号	名称	整備の基本方針	事業推進の考え方
【5】	大鳥塚古墳	(効果・目的) - 形がよく残る前方後円墳であり、隣接する応神天皇陵古墳への眺望に配慮した整備を検討する。 (保存のための整備) - 墳丘上の樹木は整理し、改変を受けている墳丘の保護措置を検討する。 - 後円部に残る戦時中の遺構については、現状のままとするが、崩落等が進まないように取り扱いを検討する。 (活用のための整備) - 南側に隣接する応神天皇陵古墳（陵墓）を遠望できるビューポイントとして、見通しを良くする必要がある。 - 赤面山古墳との間の周濠部分は、追加指定と公有化の後、平面表示等の遺構の表現について検討する。	- 第1期整備事業で墳丘に影響を及ぼしている樹木を伐採した。 - 改変を受けている部分については経過観察を行いつつ保護の措置を検討する。 - 上記以外は将来計画とし、詳細は第3期整備事業以降に検討する。
【6】	はざみ山古墳	(効果・目的) - 墳丘の残りが良く、現状維持を基本に検討を行う。 (保存のための整備) - ため池としての利用を継続しているため、墳丘裾の洗掘防止対策と墳丘部分の樹木伐採を優先的に検討する。 - 後円部の削平を受けている箇所を修復する必要がある。 (活用のための整備) - 濠への転落防止等、見学の際の安全性を考慮した適切な動線を検討する。陸地化した周濠部分で平面表示等を検討する。	- 第1期整備事業で墳丘（後円部頂部）に影響を及ぼしている樹木を伐採した。 - 保存及び活用のための整備は第3期整備事業以降での実施を検討する。

番号	名称	整備の基本方針	事業推進の考え方
【7】	峯ヶ塚古墳	(効果・目的) - 都市公園の中に立地し、周囲から観察できる古墳として、本格的な価値を示す復元整備を検討する。 - 往時の古墳を体験し、楽しめる整備を考える。 - 古市古墳群において、埋葬施設及び副葬品が明らかになっている稀有な古墳であり、峯ヶ塚古墳を紹介し、出土遺物を展示・公開できるよう既存施設（管理棟）の改修を行っていく。 (保存のための整備) - 先行的に実施している墳丘裾部の洗掘防止対策について経過観察を継続していく。 - 残存する副葬品等の取扱いについては、今後専門家等との協議の上、最適な保存方法を考える。 (活用のための整備) - 墳丘は発掘調査成果に基づき墳丘復元を行い、あわせて埴輪列及び、二段目の墳丘裾に回る葺石の写真を焼き付けた陶板を設置し、表示していく。 - 確認された造出し部分は立体的に整備し、調査成果や大型木製品の出土状況を陶板で表示する。 - 園路については具体的な整備内容により再検討する。 - 周濠のうち、湛水部は水位を低く設定した上で湛水状態を維持し、陸化した部分は、周濠が想定される位置の平面表示を検討する。	- 第1期整備事業で墳丘裾の洗掘防止対策を実施した。また、高木の除去を行い、墳丘を顕在化した。 - 第2期整備事業で引き続き調査を実施後、墳形や規模・構造が判る整備を検討する。
【8】	鉢塚古墳	(効果・目的) - 小型の前方後円墳であり、墳形を体感できる整備を検討する。 (保存のための整備) - 墳丘保護の対策を優先的に実施する必要がある。 - 高木の伐採、墳丘盛土の流出防止、地被類の育成による墳丘の安定化を目指す。 (活用のための整備) - 園舎の撤去を検討し、墳丘と濠の一体的整備を行う必要がある。	- 第1期整備事業で樹木伐採を行った。 - 第2期整備事業において墳丘盛土の保護対策を検討する。 - 幼稚園の移転が決定した時点で、整備を検討する。
【9】	鍋塚古墳	(効果・目的) - 駅前に位置しており、墳丘に上がる事により規模や墳形が体感できる古墳としての活用を目指す。 (保存のための整備) - 墳丘裾部を含め、墳丘の保護措置の強化を検討する。 - 追加指定の進捗を見ながら、当面は現状を維持していく。 (活用のための整備) - 石製階段を含め再整備について検討する。	第3期整備事業以降、周濠部分の追加指定が進んだ段階で、整備を検討する。

番号	名称	整備の基本方針	事業推進の考え方
【10】	野中古墳	(効果・目的) ・本古墳群の中で、数少ない埋葬施設の調査を行った古墳であることから、これらの成果が十分に伝えられる整備を検討する。 (保存のための整備) ・墳丘を満遍なく地被類で覆い、墳丘表面の安定化を目指す。 (活用のための整備) ・埋葬施設の表示を検討する。 ・周濠は平面表示を検討する。 ・墳丘へのアクセスの改善を検討する必要がある。 ・出土遺物の特徴については、説明板を用いた紹介を検討する。	・第3期整備事業以降に、墓山古墳とともに整備を検討する。
【11】	助太山古墳	(効果・目的) ・隣接する中山塚古墳への見通しの改善を図り、古墳が連なる様子を観察できるように整備を検討する。 (保存のための整備) ・墳丘からの流水を抑制できる整備を検討する。 (活用のための整備) ・周濠部分の追加指定後、再整備の検討を行う。その際、出入口の整備、石製階段の見直しを行っていく。 ・周濠を含めた整備に際しては、隣接する中山塚古墳との関係上、宮内庁との調整が必要である。	・第3期整備事業以降に、周濠部分の追加指定が進んだ段階で、整備計画を検討する。
【12】	赤面山古墳	(効果・目的) ・古室山古墳、大鳥塚古墳相互の連続性が分る整備を検討する。 (保存のための整備) ・高架下における日照不足により、地被類が育たず墳丘盛土が流失しやすいため、保護措置を検討する。 ・現在の指定範囲は墳丘の一部であり、墳丘全体の追加指定が必要である。 (活用のための整備) ・高架下の空間を活用し、展示・休憩スペース、トイレを併設した便益施設が必要である。	・第3期整備事業以降、高速道路耐震工事等が完了してから、遺構の保護盛土、地被類の育成等を検討する。

番号	名称	整備の基本方針	事業推進の考え方
【13】	青山古墳	(効果・目的) ・周辺からの眺望が良く、周濠、墳丘を見通すことができることから、墳形の特徴が分かる整備を検討する。 (保護のための整備) ・湛水状態を維持することを前提に、墳丘裾の洗掘防止対策と墳丘上の樹木伐採を検討する。 (活用のための整備) ・見学用として周濠外縁部に周遊路を整備するとともに、隣接する児童公園を古墳眺望のビューポイントとして整備を検討する。	・当面は墳丘の公有化に取り組み、詳細は第3期整備事業以降に検討する。
【14】	蕃所山古墳	(効果・目的) ・周囲から墳丘を見渡せる整備を検討する。 (保存のための整備) ・墳丘盛土が部分的に流失しており、盛土の安定化が必要であり、樹木を残しつつ墳丘表土の修復を実施していく。 (活用のための整備) ・周辺環境に即した整備を検討する。	・詳細は第3期整備事業以降に検討する。
【15】	稲荷塚古墳	(効果・目的) ・数少ない墳形である帆立貝形墳であるため、墳形復元を目指す。 (保存のための整備) ・生育しすぎた樹木伐採とともに、草地化による墳丘の保護を図る。 ・切通面が急傾斜であるため、崩落防止の措置を検討する。 ・現状では墳形が分からないため、調査の上、周辺の追加指定を行う必要がある。 (活用のための整備) ・墳丘範囲の正確な情報を得るための調査が必要である。	・第1期整備事業で墳丘上の高木の伐採を実施した。 ・当面は公有化と追加指定に取り組み、詳細は第3期整備事業以降に検討する。
【16】	東山古墳	(効果・目的) ・墳頂から応神天皇陵古墳を眺望できる、数少ない古墳であることを活かした整備を検討する。 (保存のための整備) ・墳丘上は遺構保護と主墳への展望確保のために樹木を整理し、ビューポイントの整備を検討する。 (活用のための整備) ・応神天皇陵古墳外濠外堤と一体的な整備を検討する。周濠の平面表示等の整備を検討する。 ・墳丘全域が民有地である。	・活用のための整備は第3期整備事業以降、追加指定、土地の公有化等の条件が整った段階で実施する。詳細は第3期整備事業以降に検討する。

番号	名称	整備の基本方針	事業推進の考え方
【17】	割塚古墳	(効果・目的) - 仲哀天皇陵古墳と隣接しており、立地を活かした整備を検討する。 (保存のための整備) - 墳丘南側の削平を受けて墳丘土がむき出しとなっている箇所に対し、遺構保護盛土を行っていく。 (活用のための整備) - 民有地に囲まれているため、出入口と通路を確保し、本古墳から仲哀天皇陵古墳を見通せる整備を検討する。	当面は周辺部の公有化と調査に取り組み、詳細は第3期整備事業以降に検討する。
【19】	浄元寺山古墳	(効果・目的) - 墳丘の形状が良く残っていること及び主墳である墓山古墳と隣接しており、計画的に築造されたことが分かる整備を目指す。 (保存のための整備) - 墳丘上は樹木が繁茂しているため、見通しや遺構の保存を考慮した適度な剪定及び伐採を行う必要がある。 (活用のための整備) - 本古墳と墓山古墳を相互に視認できる整備を検討する。 - 指定地に含まれる道路については墳丘の一部であることが分かる表示を行っていく。 - 墓山古墳と接する範囲、周濠の追加指定及び公有化を図り、連続性のある見通しを踏まえた整備を検討する。	墓山古墳を中心とした整備エリアの一部とし、本格的な整備は第3期整備事業以降に検討する。
【20】	松川塚古墳	(効果・目的) - 周辺から眺望が良いため、墳形の復元に努める。 (保存のための整備) - 墳丘のき損箇所の保護盛土・地被類の植栽を行い、墳丘表面の安定化を図る。 - 根幹等の除去を適切に行っていく。 (活用のための整備) - 調査の上、方墳であることを顕在化させる整備を検討する。	当面は公有化に取り組み、詳細は第3期整備事業以降に検討する。

番号	名称	整備の基本方針	事業推進の考え方
【21】	唐櫃山古墳	(効果・目的) ・ 允恭天皇陵古墳への眺望を活かした整備を目指す。 ・ 最寄りに近鉄土師ノ里駅があるため、周遊の拠点となる整備を検討する。 (保存のための整備) ・ 削平面、墳丘南側の道路側切通面の修復を行う必要がある。 (活用のための整備) ・ 墳丘の復元、周濠の平面表示を検討する。 ・ 允恭天皇陵周堤に認められた敷石の範囲を平面表示での表現を検討する。 ・ 整備の一環として、出土した家形石棺に覆屋を設け展示を考える。 ・ 本古墳群全体及び世界遺産に関する説明板の設置を検討する。	・ 第2期整備事業期間中に完成を目指して整備を検討する。
【22】	白鳥陵古墳 周堤	(効果・目的) ・ 前方部への良好な眺望が得られることを活かした整備を目指す。 (保存のための整備) ・ 保護盛土を一様に施し、離れた史跡指定地を一体的に保護する必要がある。 (活用のための整備) ・ 侵入方法の検討を図り、白鳥陵古墳の解説場所等の活用を図る。 ・ 区画溝の平面表示を検討する。	・ 第3期整備事業以降に周囲の公有化を進める。
【23】	仲姫命陵古墳 周堤	(効果・目的) ・ 隣接する古室山古墳への眺望の確保に努める。 (保存のための整備) ・ 公有化し、保護盛土を施す必要がある。 (活用のための整備) ・ 隣接する古室山古墳を遠望できる場所として活用を検討する。	・ 第3期整備事業以降に、公有化の進捗を見ながら検討する。
【24】	安閑天皇陵古墳 周堤	(効果・目的) ・ 安閑天皇陵古墳への眺望の確保に努める。 (保存のための整備) ・ 公有化を進め、保護盛土を施す必要がある。 (活用のための整備) ・ 安閑天皇陵古墳を眺望できる場所として活用を検討する。	・ 第3期整備事業以降に、公有化の進捗を見ながら検討する。

番号	名称	整備の基本方針	事業推進の考え方
【18】	野中宮山古墳 (未指定)	(効果・目的) - 安全に墳丘部に上ることができる前方後円墳である。 - 市民に親しまれた場所であり、整備に際しても市民が活用しやすい整備を検討する。 (保存のための整備) - 墳丘き損箇所を復旧を行っていく。 (活用のための整備) - 神社用地を活かしながら、併存できる整備を検討する。	史跡指定後に、十分な検討を図る。

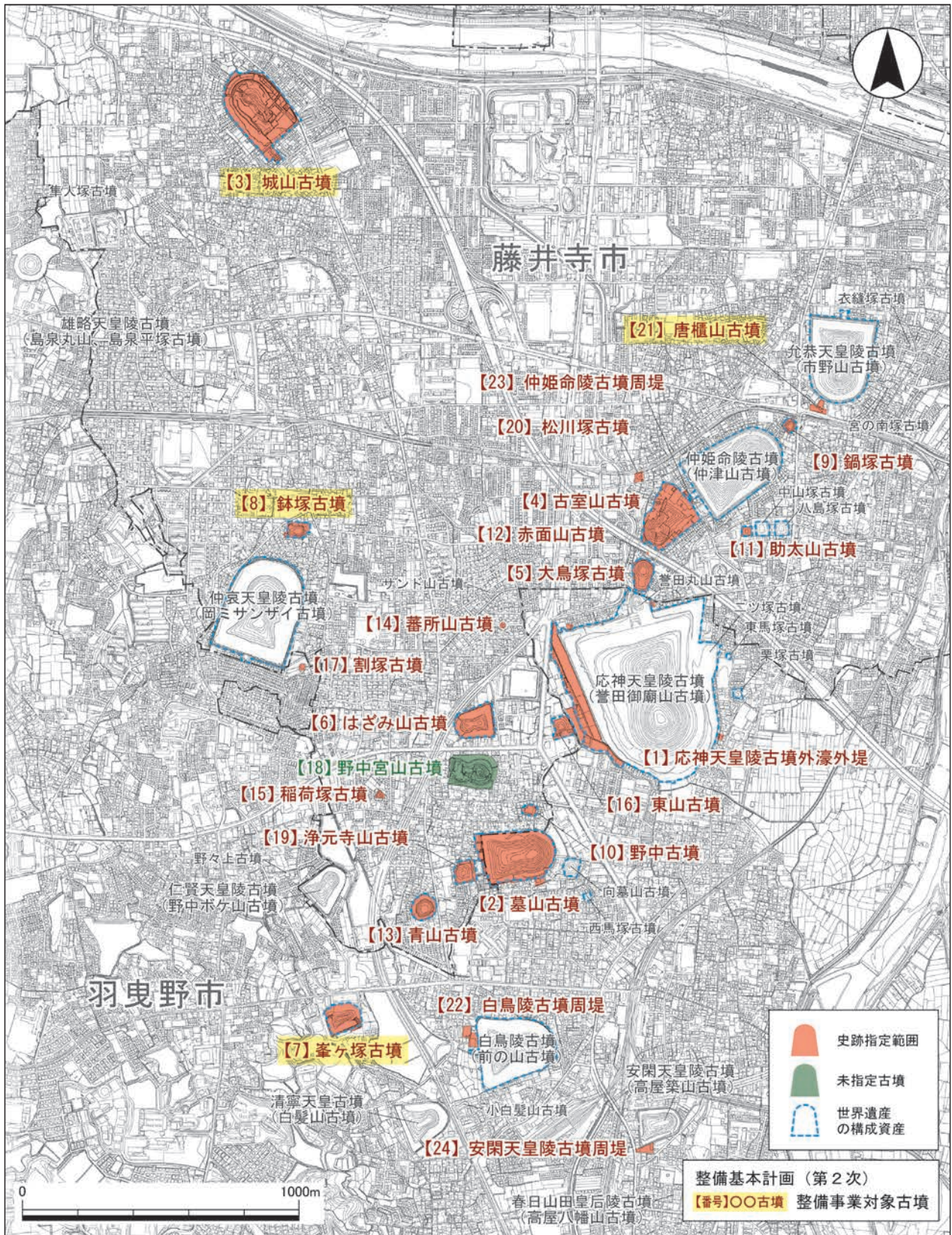


図 5-9 古市古墳群整備基本計画（第2次）整備事業対象古墳

第6章 個別計画

1. 第2期整備事業対象古墳の計画

史跡古市古墳群の第2期整備の対象とする古墳について、以下に整備計画を示す。

なお、各古墳の整備計画図、整備イメージ図は現時点のものであり、将来的に詳細な検討を行った際に変更があり得ることを申し添えておく。

(1) 峯ヶ塚古墳【7】

テーマ：往時の古墳を体験し親しめる整備

○古墳の復元展示を目指し、築造当初の規模と墳形を体感できるようにする。

○副葬品や埴輪等の出土遺物を紹介するため、既存施設を活用して、現物を見学できる機会を増やす。

①保存のための整備

- ・墳丘裾部の洗掘防止対策については緊急性が高いことから、既に実施しているものの、施工後の経過観察中で、竹や笹の繁茂により充填土や植生マットの定着状況が良くない。については、前回の施工内容やメンテナンスを改めて点検し、引き続き洗掘防止対策を検討する。
- ・墳丘の南側及び西側は大きく崩落しているため、早急に修復をおこなう。修復にあたっては調査成果を基に、本来の墳丘盛土と識別可能な素材を使用する。
- ・南東部の堤は、江戸時代と現代に嵩上げされたものであり、本来の堤を保護する観点から、現代の嵩上げ部分は取り除く。江戸時代の嵩上げ部分については、古墳の活用の歴史を表す遺構であるため、活かしながら整備を行う。
- ・現在の史跡指定地の範囲は、遺構表示を行う周堤までであるが、外濠を含めた古墳本来の範囲までの追加指定を早期に行う。

②活用のための整備

〈墳丘形状の復元、埴輪・葺石の表示〉

- ・墳丘の修復をおこなう際、調査により得られた成果により、規模や形状を正確に復元し、古墳を体感できるようにする。
- ・後円部墳頂では、本古墳群で唯一主体部の発掘調査を実施しているため、石室の写真を焼き付けた陶板を展示する。また、ここからは白鳥陵古墳等の本古墳群南西部の前方後円墳を眺望することができるため、墳丘上の植生を適切に管理する。
- ・確認された北側の造出し部分については、調査成果に基づき、規模や形状、位置が分かるように平面のみではなく立体的に復元し、検出状況や大型木製品、埴輪の出土状況の写真を焼付けた陶板を展示する。
- ・埴輪、葺石については、本来の姿を復元できるほど解明が進んでいないため、調査成果で遺構が分かっている箇所のみ出土状態の写真を焼き付けた陶板で表示する。
- ・墳丘上の園路については、踏圧による墳丘への影響や安全性の確保が必要なため、立ち入れる範囲や具体的な整備内容に基づき再検討を行う。

〈周濠・内堤の表示〉

- ・墳丘南側、西側の周濠は滞水状態を維持しており、水を湛えた周濠として整備する。ただし、前述したようにため池の土手にある現代に嵩上げされた盛土は除去した上で、江戸時代の嵩上げ部分を活かして整備する。
- ・墳丘北側の現在盛土している内濠部分については、その規模と位置が分かるように平面表示を行う。内濠にかかる用水路については、現在の使用状況を確認の上、不要であれば撤去する。

なお、外濠の位置については、既に公園の園路を兼ねて平面表示しており、今後、史跡指定地外も含めて表示の拡張をおこなう。

- ・公園の中にあるため、樹木や東屋等の公園施設が眺望を阻害しない所にビューポイントを設け、古墳の全景を観察できるようにする。また、改修を予定しているガイダンス施設のデッキからも古墳を眺望することができるため、展示解説と併せて理解を深める場所を設ける。



峯ヶ塚古墳主軸の延長上から展望できる
ビューポイントからの景色

③ガイダンス棟の充実

- ・峯ヶ塚古墳は、本古墳群の中でも発掘調査に基づき、埋葬施設や副葬品の一部が明らかとなっている稀有な古墳である。発掘調査では、一部とはいえ豊富な副葬品や大型木製品が出土しており、入念で独特な埋葬の一端が明らかになっている。そのため、これらの出土品については、現在の管理棟の学習スペースとエントランスを改修し、展示の充実と本古墳群のガイダンス機能の向上を図る。
- ・独立した展示ケースを配置し、出土した副葬品のなかで被葬者像をよく示す大刀やその付属品、アクセサリー類の装飾品、武器や武具、馬具等を展示するとともに、これらを分かり易く解説した説明パネルや出土状況の写真パネル等を活用し、貴重な副葬品の理解を促進する。
- ・保存処理が完了した大型木製品や完形に近い形に復元された円筒埴輪、出土した葺石等を展示することで、その大きさや形を実見・観察し、葺石が敷かれ埴輪が樹立していた峯ヶ塚古墳の築造当時の墳丘上の様子を理解することができるよう努める。



峰塚公園管理棟（時とみどりの交流館）



図 6-1 吉ヶ塚古墳 整備計画図



図 6-2 峯ヶ塚古墳 整備イメージ図（北東側から）



図 6-3 峯ヶ塚古墳 整備イメージ図（南西側から）

(2) 唐櫃山古墳【21】

テーマ：古墳間の展望と埋葬施設の展示

○土師ノ里駅の目の前に位置していることから、本古墳群周遊の起点となる整備を検討する。

○唐櫃山古墳墳頂から允恭天皇陵（市の山）古墳を眺望し、古墳群を体感できる整備を検討する。

①保存のための整備

- ・墳丘は削平を受けており、北側の一部は切通となっている。崩落が進まないように保存のための盛土を行う。
- ・墳丘の南側は府道の築造工事により切断面を見せており、崩落の恐れがあるため、墳丘保護のために土留めを設置する。
- ・活用のための整備に先立ち遺構面と整備面の離隔を考慮し、保護層を設けることとする。

②活用のための整備

- ・墳丘は調査成果に基づき復元を行う。墳丘は二段築成とし、葺石・埴輪列については、発掘調査により確認した位置に写真を焼き付けた陶板を表示する。渡り土手については、墳丘の取り付け位置に留意しつつ、平面表示を行う。
- ・周濠、敷石遺構、允恭天皇陵古墳周堤については、調査成果に基づき、それぞれの位置や範囲について平面表示を行う。
- ・墳丘表面は張芝を基本とし、平面表示の仕上げについては、周辺の景観、表示する遺構の性格や機能、今後の活用などを考慮しつつ、維持管理や耐久性等も含め、設計段階で詳細な検討を行う。
- ・史跡指定地への出入口は、隣接道路と史跡指定地内の比高差から、東側と北側の2ヶ所に設ける。

③展示及び解説

- ・唐櫃山古墳石棺1基及び長持山古墳石棺2基を公開環境に配慮した上で展示を行う。なお、将来的に保存処理や貸し出しに対応できるよう、石棺本体の移動を可能にしておく。
- ・石棺の展示が露天となることから、紫外線や雨水対策として、屋根の設営を考慮するが、墳丘を見通す際の阻害とならないように配慮した設計とする。
- ・解説板は唐櫃山古墳や允恭天皇陵古墳周辺の古墳の解説のみではなく、本古墳群の全体にわたる説明や、周遊ルートの案内なども含める。土師ノ里駅前である交通至便上の立地を考慮し、本古墳群周遊の起点となる設えを検討する。



図 6-4 石棺展示イメージ図

④その他

- ・近鉄土師ノ里駅に近いことで周遊の拠点にもなることから、多面的な活用を図るため、電力及び水道の設置を考慮した整備を行う。
- ・夏季の猛暑対策を念頭に置き、日陰を作り、安全に見学できる環境整備を行う。
- ・整備の結果、隣接する民家に悪影響を与えないように、色彩、日照、騒音等に配慮する。



圖6-5 唐櫃山古墳整備計画図



図 6-6 唐櫃山古墳 整備イメージ図（南側から）



図 6-7 唐櫃山古墳 整備イメージ図（北側から）

(3) 城山古墳【3】

テーマ：古墳へのアプローチと周囲からの眺望の改善

○古墳の墳丘を周囲から眺望できる場所を整えることにより、巨大さ、形状など、価値理解を促進する。

①保存のための整備

- ・墳丘斜面の表土流出が墳丘西側及び東側のくびれ部から前方部、後円部、及び前方部の先端で認められる。墳丘表面に樹木の根幹が露出し、地被類の安定化が認められない部分を中心に墳丘の表土が流出している状態である。表土の安定化を図るために下草の育成が促進する環境を整える必要がある。樹木の間伐、枝打ちを行い、適度の日光と雨水を確保できるようにした上で、根幹を除去し、保護盛土を行った上で、種子マット等で地被類の植栽を行なう。

なお、墳丘は後円部の陵墓参考地を除いて常時開放されているが、保護対策を行なった範囲については長期に立ち入りを禁止し、地被類の生育を待つ必要がある。

②活用のための整備

- ・城山古墳では、古墳の周囲を巡る水路上の遊歩道化を進めている。西側についてはほぼ完成しており、北側、東側の整備を進めていく。
- ・城山古墳から200mほど南側に来訪者専用公営駐車場「ふじみ緑地駐車場」を設置しており、観光バス等の使用ができる。この駐車場や最寄りバス停から城山古墳へのアクセスは府道の歩道部分を通行することになるが、狭小であり多数の来訪者が通過するには危険である。歩道を拡幅し、城山古墳を見ながら安全に通行できるように整備を進める調整をしていく。併せて、拡幅した歩道を周遊路の一部として活用し、全周から城山古墳をながめ、安心して周遊できる環境を整える。北側は民地と接しており、今後、所有者と遊歩道の設置について調整を図っていく。



水路の遊歩道化を進めている外周路

③ガイダンス棟の充実

- ・本古墳群を代表する城山古墳のガイダンスを通じて、本古墳群の価値や世界遺産登録の意味がわかるガイダンスを行う。史跡指定地内のみならず、周辺の調査からも新たな発見が蓄積されているため、それらを反映したガイダンスとする。
- ・散逸していた竪穴式石槨の石材（天井石）を集め、ガイダンス棟の敷地で展示を行っている。一部には朱が残存しており、覆屋を設ける等公開環境の改善を図る。

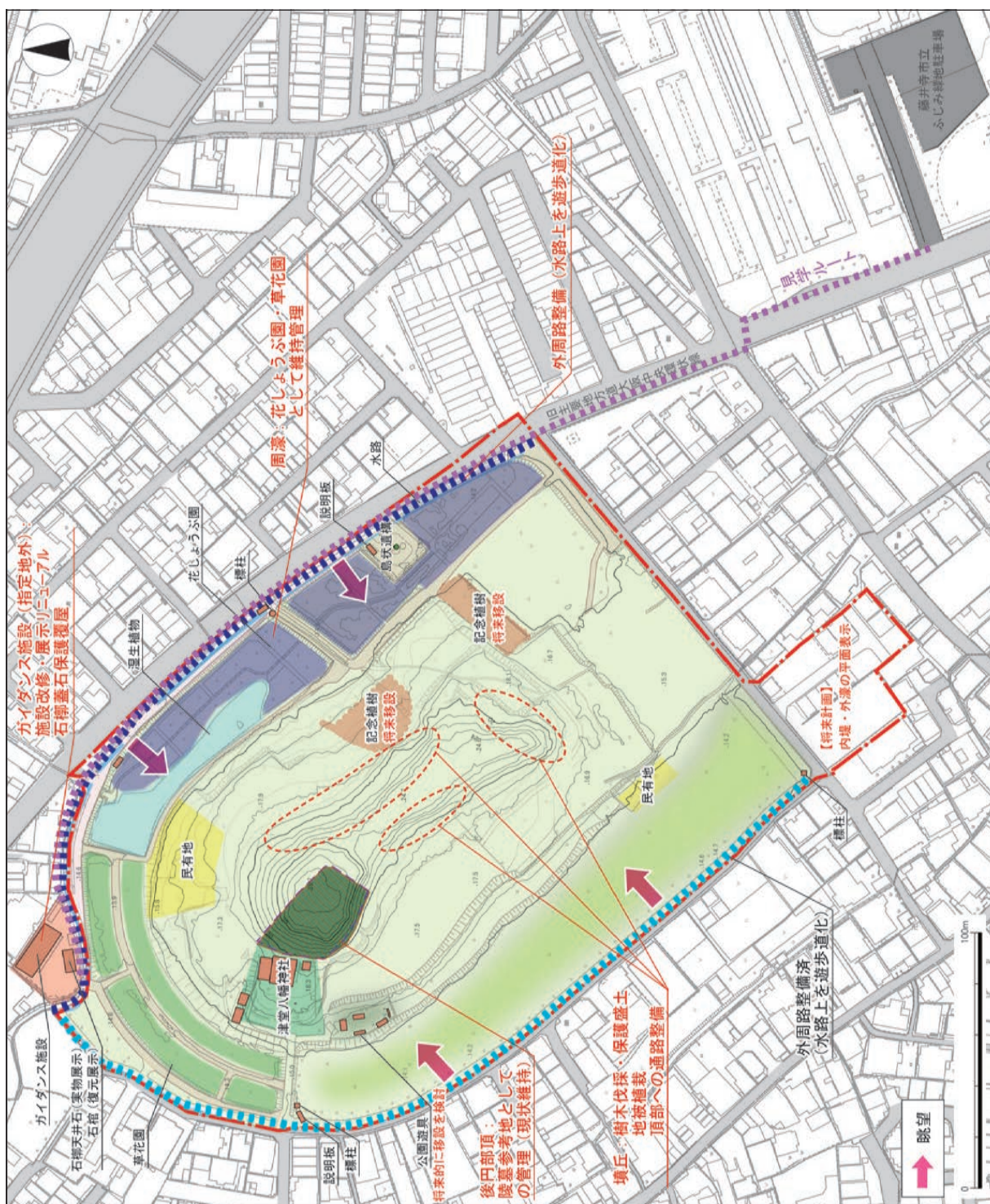


図 6-8 城山古墳 整備計画図

(4) 鉢塚古墳【8】

保存のための早期の整備が必要な古墳として、鉢塚古墳の整備計画を以下に示す。

①保存のための整備

- ・ 墳丘斜面の表土流出が各所で認められるため、表土の安定化を図るために地被類の育成が促進する環境を整える。特に後円部では、樹木の伐採、枝打ちを行い、適度の日光と雨水を確保できるようにした上で、保護盛土上に種子マット等で地被類の植栽を行なう。

なお、墳丘は常時開放されているが、保護対策を行った範囲については立入りを禁止し、地被類の生育を待つ。

- ・ 周濠に残る旧幼稚園舎については、条件が整い次第撤去する。



図 6-9 鉢塚古墳 整備計画図

第7章 連携計画

1. 周辺文化財との連携計画

本古墳群のエリア内には、埴輪を生産・供給した埴輪窯跡や工房など同時代に存在した遺跡や、古墳築造や埴輪生産に深く関わったとされる氏族に縁の深い神社や遺跡などが多数存在する。本古墳群の保存活用においては、これらの歴史資産と連携した取り組みについても、積極的に検討を行うものとする。

(1) 埴輪窯跡

本古墳群に関連する埴輪窯跡は、現在4つの遺跡が確認されている。本古墳群の保存活用と併行して、これらの史跡指定や現地来訪者への情報発信など、保存活用の取り組みについて今後検討を進めるものとする。

①史跡菅田白鳥埴輪製作遺跡

所在地：羽曳野市菅田3丁目

昭和44（1969）年の国道170号改修工事の際に、低位段丘の北側斜面に埴輪窯が見つかり、大阪府教育委員会によって発掘調査が行われた。この調査によって^{あながま}窖窯9基が確認され、その後の調査で2基の窯が発見され、総数11基が確認されている。

また、平成3（1991）年には、羽曳野市教育委員会による窯跡北部分の調査で、灰原と埴輪を作るために粘土を採取したと見られる土坑を確認した。灰原からは円筒埴輪や形象埴輪（家・盾・^{きぬがさ}蓋・^{ゆき}靱・馬・水鳥）など、5世紀後半から6世紀前半を中心とした遺物が出土した。

この埴輪窯は本古墳群に埴輪を供給した重要な遺跡と考えられることから、昭和48（1973）年6月2日に国の史跡に指定された。羽曳野市では史跡の恒久的な保護を図るため地権者の協力を得て土地の買収事業を進め、現在約90%が公有化されている。

史跡指定地の公開・活用のため、一部はポケットパークとして整備し、フラワーロードのオアシスとして緑を多く取り入れたエリアの中に、窯跡の遺構表示や埴輪を焼く風景を模型で野外展示したり、いろいろな種類の形象埴輪を紹介したカラー陶板を設置したりしている。



史跡菅田白鳥埴輪製作遺跡 現況写真

②土師の里埴輪窯跡群、③土師の里南埴輪窯跡群

所在地：藤井寺市沢田4丁目、藤井寺市道明寺6丁目

土師の里埴輪窯跡群は、仲姫命陵古墳の前方部南側の堤斜面から道明寺天満宮の南側斜面の300mの範囲にかけて展開し、これまでに16基の埴輪窯が確認されている。平成19（2007）年に確認された埴輪窯は、上部はすでに削平されていたが、最大幅1.3m以上、長さ7.5m以上で3回の焼成面が確認されている。

土師の里南埴輪窯跡群は、応神天皇陵古墳の前方部北東角から東へ約250mの埋没谷の斜面に展開する。これまでに2基の埴輪窯が確認されている。1号窯跡は、最大幅1.7m、長さ5.5mで、円筒埴輪や盾、船、鳥形などの形象埴輪が出土した。また焚口付近からは滑石製有孔円板3枚が出土している。2号窯跡は、最大幅1.7m、長さ8mで、3回の焼成面が確認されている。また、

窯跡の下方には、焼成面が確認されたことから、2号窯跡に先行する埴輪窯が操業されていたことが分かっている。

埴輪窯から出土した埴輪の特徴から、5世紀中頃に操業したものと考えられている。

両埴輪窯跡群の確認されていない埴輪窯については、地下に依存していると考えられる。

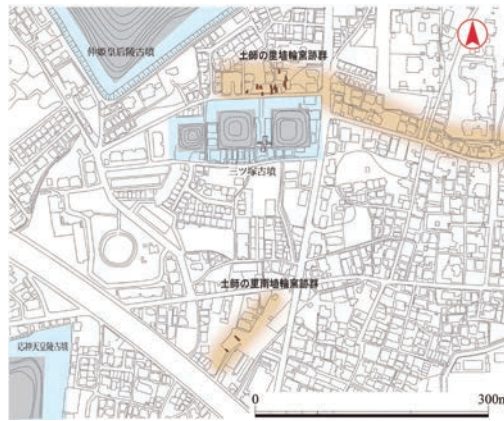


図 7-1 位置図



土師の里南1号埴輪窯

④野々上埴輪窯跡群

所在地：羽曳野市野々上3丁目

昭和56（1981）年に仁賢天皇陵（ボケ山）古墳の北西に隣接する丘陵斜面で、並んで築かれた2基の埴輪窯が発見され、羽曳野市教育委員会によって発掘調査が行われた。

東側の1号窯は地下式窖窯で天井部はすでに崩落していたが、全体としては比較的良好に残存していた。焚口から焼成部までの長さは6.5m、焼成部の最大幅は1.6mあり、中からは円筒埴輪や人物埴輪、盾形埴輪などが多数出土した。

西側の2号窯も同じく地下式の窖窯で、保存のため内部の発掘を行ってはいないが、長さ約5m、幅1.4mの大きさであることが確認されている。

埴輪窯が作られたのは6世紀前半頃で、すぐ南にある仁賢天皇陵古墳で使う埴輪を焼いていたと考えられる。

この1号窯跡の断面土層は樹脂を用いた剥ぎ取りを行い、陵南の森総合センターの歴史資料室において展示している。



図 7-2 遺構範囲図



野々上埴輪窯跡群 発掘状況

表 7-1 古市古墳群に関連する埴輪窯跡整備の考え方

名 称	整備概要	現状と課題	整備方針
史跡菅田白鳥埴輪製作遺跡	一部をポケットパークとして整備し、埴輪窯の陶製模型や形象埴輪の種類を紹介した案内板を設置している。	史跡指定地内を国道が通過しており、一体的な整備が難しい。	ポケットパークの範囲を拡張し、埴輪窯跡と工房跡の遺構表示を行い、埴輪製作過程の一連を紹介する。
土師の里埴輪窯跡群 土師の里南埴輪窯跡群	住宅地にあり、現在までに整備された埴輪窯は無い。確認されていない埴輪窯については、地下に保存されていると考えられる。	周辺は宅地化が進んでいるが、一部寄付を受け公有地となった箇所がある。一部寄付を受け、公有地となった箇所については、市指定史跡として保存する。	公有地となった箇所の調査を実施し、整備方法の検討を進める。
野々上埴輪窯跡群	斜面地の南側に擁壁を設け、盛土を施して地下に埋没保存されている。	道路面より高い位置で、平坦面が矮小なため、見学施設などの設置が難しい。	窯跡の調査成果や仁賢天皇陵古墳との築造順を示す説明板の充実を図る。

(2) 同時代の集落跡

上記の埴輪窯跡の他に、本古墳群の築造時期に営まれた遺跡がある。土師ノ里遺跡や菅田白鳥遺跡、茶山遺跡などからは円筒棺墓が多数発見されており、竪穴住居も多く見つかっていることから古墳造営に関わる人々の集落遺跡と思われる。当該地は、住宅地が広がっており、開発に伴う発掘調査が繰り返し実施されている。

また、近年、城山古墳の西方に広がる津堂遺跡で城山古墳と同時期の建物跡が発見された。建物が複数認められ、総柱の建物が並ぶなど通常の集落と異なっている。立地や出土土器が示す時期から城山古墳との関係が窺える。

本古墳群との関係が無視できないものとして、調査成果等について併せて活用していくことにより、本古墳群の価値を雄弁に物語るものである。

表 7-2 集落跡の概要

名 称	概 要
土師ノ里遺跡	仲津山古墳の東側に広がる。 竪穴住居の存在が明らかとなっている。一帯からは埴輪円筒棺や埴輪円筒棺を埋葬施設とする小古墳が見つかっており、古墳築造と関係の深い遺跡である。
菅田白鳥遺跡	大規模な掘立柱建物や溝状の遺構が見つかっている。併せて埴輪円筒棺などが見つかっており、古墳築造との関係の深さを窺わせる。
茶山遺跡	埴輪円筒棺が多く見つかっており、削平された小古墳もあることから、古墳築造と関わる遺跡と考えられる。また、古墳時代以降の土師器も製作されている。
津堂遺跡	城山古墳の西側約 800 m に広がる集落跡である。 城山古墳と同時期の掘立柱建物が見つかっており、並び倉も認められることから、城山古墳築造時の拠点的な性格を持つものと考えられる。

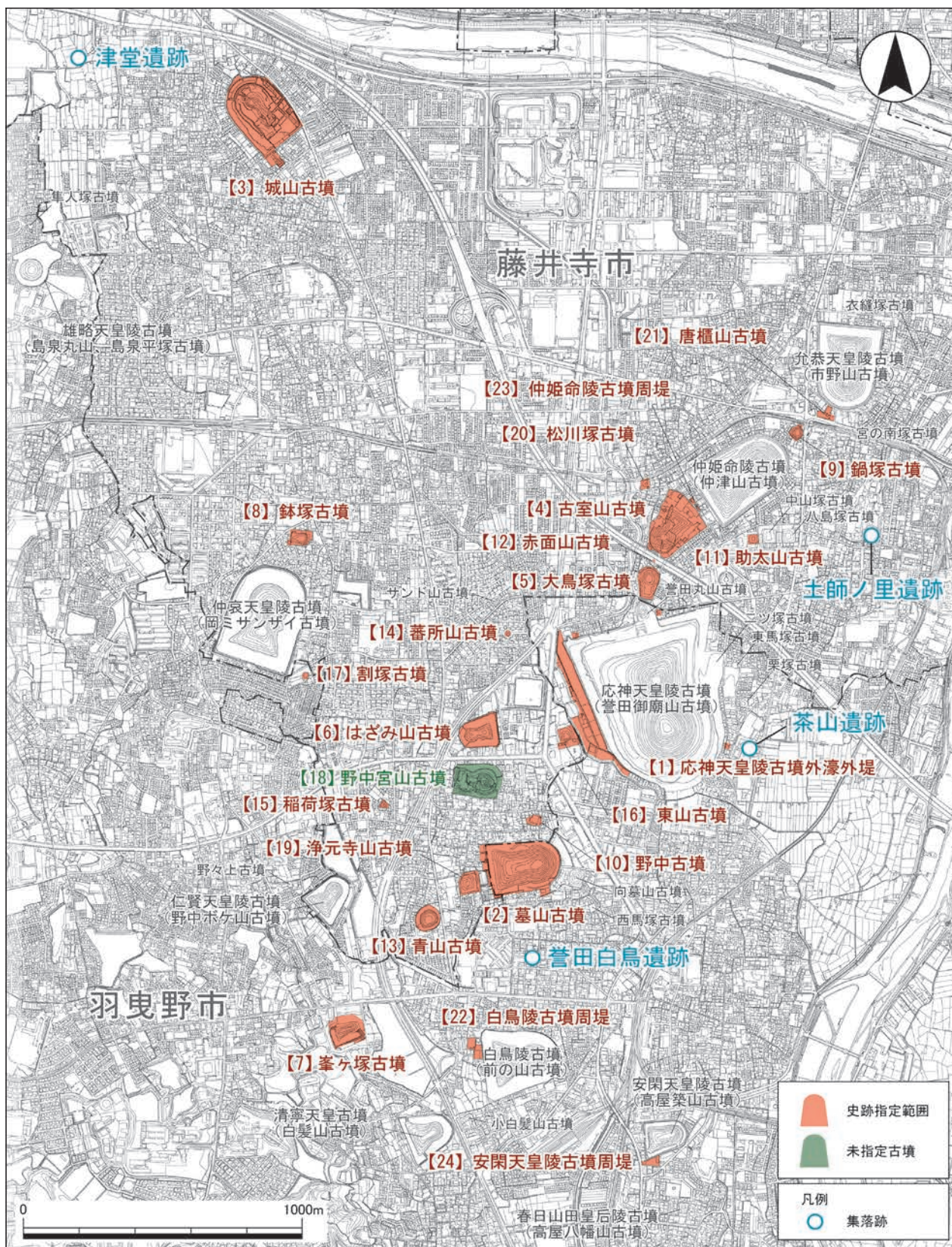


図 7-3 集落跡分布図

(3) 地域の歴史遺産

3世紀後半から6世紀後半にかけて日本列島内には前方後円墳を中心に様々な規模と形の古墳が築かれた。このうち、本古墳群はいわゆる古墳時代中期に形成されたが、周辺にはその前後の時期にも多くの古墳が築かれている。

前期には、大和川と石川流域の玉手山古墳群や松岳山古墳群（柏原市）、羽曳野市域では庭島塚古墳や壺井丸山古墳等が現存しており、「石川中流域の前期古墳」として国の史跡指定を目指し確認調査を継続して実施している。

一方、後期から終末期にかけて寺山から鉢伏山山麓に広がる飛鳥千塚古墳群（羽曳野市・太子町）等が造営された。これら前後の時期の古墳群と連携することで、本古墳群の存在意義や評価が高められ、その重要性がクローズアップされることから連携方法を検討する。

また、本古墳群のエリア内には、古墳時代以外の貴重な歴史遺産も多数存在している。道明寺や道明寺天満宮など古墳造営に関わった土師氏の後裔氏族所縁の寺社、あるいはその祭祀が古墳とかかわりの深い菅田八幡宮などと、連続性のある歴史遺産の活用に取り組むことで、来訪者が古墳とともに、地域の歴史遺産や歴史的景観への興味や関心を向けられるようにする。

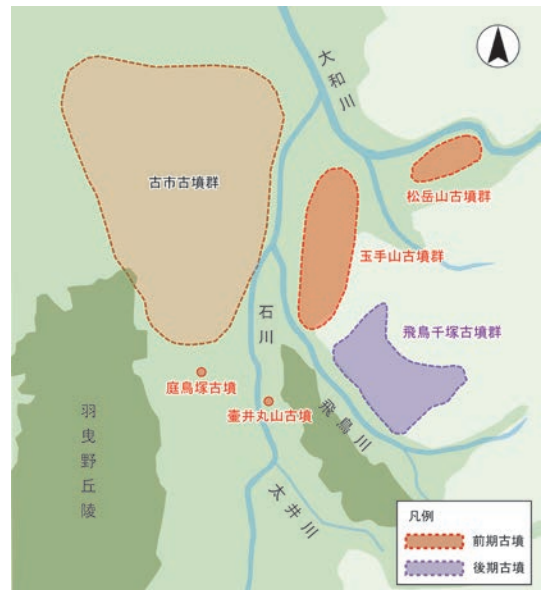


図 7-4 古市古墳群周辺の歴史遺産分布図（その 1）

表 7-3 歴史資産の概要

番号	名 称	所在地	概 要
1	史跡 ^{こう} 国府遺跡	藤井寺市惣社 2 丁目	旧石器時代から中世にいたる集落遺跡。縄文時代から弥生時代にかけての人骨が 90 体確認されている。国指定史跡となっている。
2	葛井寺 ^{ふじいでら}	藤井寺市藤井寺 1 丁目	7 世紀後半に建立された葛井氏の氏寺。西国三十三箇所観音霊場の第五番札所で、本尊の乾漆千手観音坐像は国宝、四脚門は重要文化財に指定されている。
3	土師寺跡 ^{はじでら}	藤井寺市道明寺 1 丁目	土師氏の氏寺として建立され、道明寺の起源となる。道明寺天満宮の南側参道付近に、現在も塔心礎が残っている。
4	拝志廃寺 ^{はやしはいじ}	藤井寺市林 3 丁目	大津道に接して建立されたと考えられる古代寺院。大伴氏の林連の氏寺であったと推測される。現在の伴林氏神社の境内地には、塔心礎が残る。また、隣接地の発掘調査で梵鐘を鋳造した跡が発見されている。
5	衣縫廃寺 ^{いぬいはいじ}	藤井寺市惣社 2 丁目	飛鳥時代に創建された古代寺院。現在も塔心礎が残っている。国府遺跡として国指定史跡となっている。
6	道明寺天満宮 ^{どうみょうじ}	藤井寺市道明寺 1 丁目	土師氏の氏神として建立され、菅原道真を祭神に加えて天満宮として成立した。道真ゆかりの国宝伝菅公遺品などが所蔵されている。
7	道明寺 ^{どうみょうじ}	藤井寺市道明寺 1 丁目	土師寺を起源とし、明治時代の神仏分離令により現在の境内に移った。本尊の国宝十一面観音立像などが所蔵されている。
8	辛國神社 ^{からくに}	藤井寺市藤井寺 1 丁目	物部氏を祀ったことに始まる式内社。室町時代に春日の神を合祀し、明治時代には長野神社を合祀した。
9	修羅出土地点 ^{しゅら}	藤井寺市道明寺 6 丁目	昭和 53（1978）年に修羅が出土したのは、三ツ塚古墳でも八島塚古墳と中山塚古墳の間の周濠部分にあたる。修羅とは、重量物を運搬する木ソリのことで、発掘調査では大小 2 基が見つかった。また、付属品と考えられるテコ棒 1 本も同時に出土した。

番号	名 称	所在地	概 要
10	善光寺	藤井寺市小山1丁目	7世紀初頭に本田善光がもたらした一光三尊如来像を本尊とし、降聖法師が寺院を建立したのが始まりと伝わる。善光がもう一体の仏像を持ち帰ったのが信濃善光寺で、それより先に建立されたことから「日本最初の善光寺」と伝えられる。
11	黒田神社	藤井寺市北條町	「延喜式」記載の式内社。田畑が黒々と肥えることを願ったことが社名の由来で、「稲霊」を祀ると言われている。祭神の天御中主神は神徳が高いとされ、大阪府内でも祭祀する神社は非常に少ない。
12	たじひみち 丹比道	羽曳野市古市他	河内平野を東西に走行する直線古道。『日本書紀』の壬申の乱の記述にも見られ、羽曳野市の応神天皇陵古墳の後円部南側を東の起点とする説もあり、堺市の方違神社付近で大津道と合流する。後身の竹内街道と重複する。
13	おおつ みち 大津道	藤井寺市小山他	丹比道と同じく河内平野を東西に走行する直線古道。後身と考えられる長尾街道は、堺市の大小路を起点として、現在の葛城市長尾に至った。
14	ずいりょうえん 翠鳥園遺跡	羽曳野市翠鳥園	約2.8万年前の旧石器製作跡。二上山で産出するサヌカイトを用いた石器製作の工程が復元されている。
15	にわとりつか 庭鳥塚古墳	羽曳野市東阪田	墳丘長約60mの4世紀後半に築造された前方後方墳。後方部で確認された埋葬施設は、組み合わせ式の木棺で、三角縁神獣鏡や鉄刀、鉄剣、玉類が副葬されていた。大阪府指定史跡となっている。
16	あすかせんづか 飛鳥千塚古墳群	羽曳野市駒ヶ谷他	羽曳野市東部の寺山や鉢伏山から派生する尾根などに築造された古墳時代後期の群集墳。現在130基ほどの古墳が残る。ほとんどが直径10m、高さ5m程の円墳で、横穴式石室に木棺や家形石棺が納められていた。
17	史跡観音塚古墳	羽曳野市飛鳥	河内飛鳥一帯を見渡す丘の上に築かれた終末期古墳。精巧な切り石を用いた横穴式石槨を有し、羨道・前室・石槨の3つの部分からなる埋葬施設で構成され、石槨及び前室の天井は屋根形を呈している。7世紀前半の築造。国指定史跡となっている。
18	さいりん じ 西琳寺	羽曳野市古市2丁目	現在の西琳寺境内に創建された飛鳥時代の古代寺院。法起寺式の伽藍配置で、河内文氏の氏寺として造営されたと考えられている。
19	やちゅう じ 野中寺	羽曳野市野々上5丁目	聖徳太子の命で蘇我馬子が建立したと伝えられ、「中の太子」と呼ばれている。旧伽藍跡は国指定史跡、金銅弥勒菩薩半跏像と木造地藏菩薩立像は国重要文化財となっている。
20	こん だ 誉田八幡宮	羽曳野市誉田3丁目	主神は誉田別命で、帯中彦命、住吉大神。武家の崇敬が厚く、建久年間（1190～99年）源頼朝が社殿を造営し、社領などを寄進。国宝の塵地螺鈿金銅装神輿や金銅透彫鞍金具などが所蔵されている。例祭日9月15日の夜には神輿が応神天皇陵古墳へ渡御する。
21	おおつ 大津神社	羽曳野市高鷺8丁目	津氏の祖先神を祀ったと考えられる式内社。現在の祭神は、素戔鳴命、奇稻田姫命の夫婦神と天日鷺命、大山咋命、菅原道真公。
22	しらとり 白鳥神社	羽曳野市古市1丁目	現在は日本武尊と素戔鳴命を祀る。白鳥神社縁起によると、もとは軽里西方の伊岐谷に創建された伊岐宮が本来の宮であったと伝えられる。その後、戦いに追われ峯ヶ塚古墳墳頂に小さな祠として祀られ、江戸時代初めの寛永末期に現在の地に遷座したと伝えられている。
23	たか やじょう 高屋城跡	羽曳野市古市5～7丁目	畠山氏の居城。安閑天皇陵古墳を本丸とし、戦国時代には畠山氏、安見氏、三好氏による争奪戦の末、天正3（1575）年に織田信長によって落城した。
24	玉手山古墳群	柏原市	石川の右岸の丘陵上に位置し、13基以上の前方後円墳を中心に数基の円墳で構成。前方後円墳では後円部には竪穴式石槨を構築し、複数の埋葬を設ける場合は粘土槨を採用している。築造時期は、最古の9号墳が3世紀後半に築かれ、4世紀中葉まで連続的に築造されたと考えられている。
25	まつおかやま 史跡松岳山古墳	柏原市	大和川左岸に占地し、全長100m以上の前方後円墳である松岳山古墳を中心に9基の古墳で構成される。松岳山古墳以外は30m以下の円墳が方墳である。埋葬施設は松岳山古墳と茶臼塚古墳が竪穴式石槨で、築造時期は松岳山古墳が4世紀中頃、他の古墳はこの前後と考えられている。国指定史跡となっている。
26	東高野街道	藤井寺市～羽曳野市	古くより生駒山系の西側の麓で大阪平野を南北に通る街道として機能し、中世には高野街道の1つとして大いに賑わった。

番号	名 称	所在地	概 要
27	壺井丸山古墳	羽曳野市壺井	石川中流域の右岸に位置する前期古墳の1つで、墳丘長は約 73 mと推定される。後円部墳頂は前方部より約 4.6 m高く、直径約 14 mの平坦面を有するが、埋葬施設や古墳に伴う遺物等は不明である。
28	浮ヶ澤古墳	富田林市	令和3（2021）年度に新規発見された古墳で、墳丘は既に削平されているが、周溝の形状などから墳長 20 m前後の前方後円墳と復元される。見つかった埴輪や須恵器から5世紀末頃に築かれたと考えられる。家・盾・靱・人物や動物形など多くの埴輪が出土している。
29	貴志南カイト古墳	富田林市	令和5（2023）年度に新規発見された。発掘調査の結果、一辺約 30 mの方墳で、葺石が施されていた。直径約 30 cmの大型円筒埴輪の他、馬や蓋等の形象埴輪が出土した。これらから古墳は5世紀前半に築かれたと考えられる。

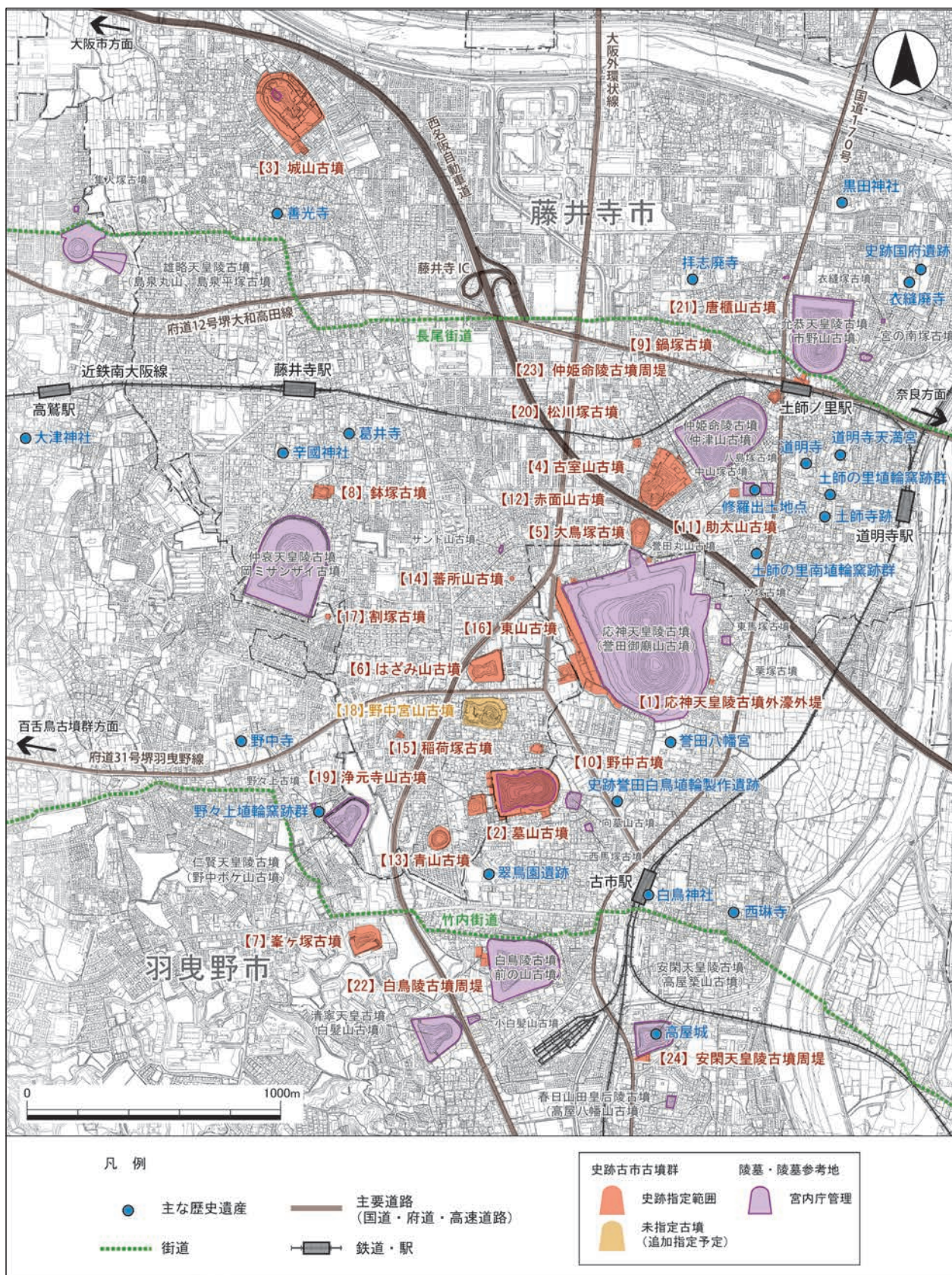


図 7-5 古市古墳群周辺の歴史遺産分布図 (その2)

(4) 大阪府立近つ飛鳥博物館との連携

古墳時代をテーマとする「大阪府立近つ飛鳥博物館（南河内郡河南町）」との連携は不可欠である。近つ飛鳥博物館は世界遺産百舌鳥・古市古墳群のガイダンス施設の1つとして位置付けられており、古墳に関わる解説のみならず、本古墳群出土の資料についても特別展や常設展で多数展示されている。講座やシンポジウム、イベントなども展示と連携して積極的に実施することで、本古墳群をはじめ古墳への興味や理解が深められる。整備や活用の効果が高められるように連携を引き続き深める。

(5) 広域における文化財との連携

南河内郡や大阪府下など、すでに整備された文化財と連携し、その先例のプラス面を取り入れることで、本古墳群における効果の高い整備が図れるものと考えられる。

また、共通したテーマでの講演会やシンポジウムの開催、スタンプラリーやフィールドワークなどのイベントの実施、出土遺物の貸借による特別展示などを開催し、来訪者の確保や増加を図り、活用に関する相乗効果が得られるよう取り組むものとする。

表 7-4 広域における文化財の概要

番号	地域	名 称	所在地	概 要
1	南河内	かめいし お亀石古墳	富田林市	東西幅 21 m と推定される方墳。7 世紀前半頃の築造で、埋葬施設は家形石棺の側面に開口部を設けた横口式石槨である。石槨の周囲には新堂廃寺所用のものと同じ種類の平瓦が積み、被葬者と寺との密接な関係が想定される。
2		かなやま 金山古墳	南河内郡河南町	墳丘長 85.8 m の双円墳。6 世紀末から 7 世紀初頭に築造された。北丘には横穴式石室があり、2 基の家形石棺が納められていた。ガラス玉、耳輪、鉄刀、土器の破片が出土した。
3		いちすか 一須賀古墳群	南河内郡太子町、 南河内郡河南町	太子町葉室から河南町一須賀・東山の丘陵上にある群集墳。6 世紀中頃から 7 世紀前半の築造で、総数は 200 余基と言われる。大半は直径 10 ～ 20 m 程度の円墳で、船載品と考えられる副葬品も出土している。
4	府下	さくらづか 桜塚古墳群	豊中市	豊中台地の中央に立地する古墳群。前方後円墳 3 基、円墳 2 基が残存するが、かつては 44 基で構成されていた。主体部は粘土槨で、豊富な副葬品から 4 世紀後半から 6 世紀初めに築かれたと考えられる。
5		つげやま 闘鶏山古墳	高槻市	丘陵の狭い尾根上に築かれた全長 86.4 m、前期の前方後円墳。二段築成で、全面に葺石を施すが埴輪は認められない。後円部には 2 基の竪穴式石室が確認されているが、いずれも未盗掘である。
6		あぶやま 阿武山古墳	高槻市、茨木市	阿武山の中央、標高約 210 m の尾根上にある終末期の古墳。墓室には夾紵棺が納められていた。また、棺内には錦をまとった熟年男性の遺骸やガラス玉を編んで作った玉枕、冠帽などが入っていた。
7		いましろづか 今城塚古墳 附 新池埴輪製作遺跡	高槻市	6 世紀前半に築造された墳丘長約 190 m の前方後円墳。墳丘は後世の地震などにより変形している。北側内堤に設けられた埴輪祭祀区では、200 体を超える人物や動物、家などの形象埴輪が配列されていた。新池埴輪製作遺跡は、5 世紀中頃から 6 世紀中頃の操業で、埴輪工房と埴輪窯、工人集落などが確認されている。製作された埴輪は、今城塚古墳をはじめとした周辺の古墳に供給された。
8		きんやくらづか 禁野車塚古墳	枚方市	3 世紀末から 4 世紀初めに築造された墳丘 120 m の前方後円墳。天野川に臨む低位段丘にあり、墳形は箸墓古墳とよく似た特徴を有している。
9		まきのくさづか 牧野車塚古墳	枚方市	全長 107.5 m の前方後円墳。墳丘は二段築成で、周囲には幅約 10 m の周濠を巡らせる。5 世紀前半頃の築造と考えられ、北河内の首長墓とみられる。
10		いしのほうでん 石宝殿古墳	寝屋川市	生駒山地から派生する丘陵の南斜面にある、7 世紀中頃に築造された古墳。墳丘は流失し、横口式石槨が露出している。石槨は、底石の上に、埋葬部分をくり抜いた蓋石を重ねている。

番号	地域	名 称	所在地	概 要
11	府 下	しおんじやま 心合寺山古墳	八尾市	全長 160 mを有する前方後円墳。墳丘は三段築成で、生駒山地の麓の斜面に沿って築かれ、周濠を巡らせる。古墳は出土した円筒埴輪等の特徴から5世紀初めに築かれたと考えられる。
12		てつかやま 帝塚山古墳	大阪市住吉区	全長 88 m、高さ 9 mの規模の前方後円墳。円筒埴輪が出土しており、4世紀末から5世紀初頭の築造と考えられている。
13		たかいだやま 高井田山古墳	柏原市	直径約 22 mの円墳で、楕円形の墓坑上に構築された横穴式石室を設け、近畿地方では最古級の型式とされる。銅製の火熨斗をはじめ多くの副葬品が出土している。5世紀後半の築造と考えられる。
14		まつおかやま 松岳山古墳	柏原市	全長 130 mの前方後円墳。後円部は三段、前方部は二段築成で、墳丘の裾部には扁平な板石を葺いた施設が巡る。円筒埴輪列の他、鱗付楕円形埴輪や朝顔形埴輪なども出土しており、4世紀後半の築造と考えられる。
15		いすみこがねづか 和泉黄金塚古墳	和泉市	4世紀に築造された墳丘長 95 mの前方後円墳。後円部で、木棺を粘土で覆った3基の埋葬施設が並んで確認された。中央の施設からは、「景初三年」の銘のある画文帯神獣鏡が出土した。
16		まゆやま 摩湯山古墳	岸和田市	丘陵の先端に築かれた墳丘長 200 mの前方後円墳。くびれ部には造出しを設ける。墳丘には川原石が葺かれ、過去の調査では家形埴輪や蓋形埴輪が出土しており、4世紀後半の築造と考えられる。
17		さいりょう 西陵古墳	泉南群岬町	大阪湾に面する淡輪古墳群の1つで、墳丘長 210 mの前方後円墳。墳丘西側に造出しを設け、周囲には周濠を巡らせる。出土した埴輪などから5世紀前半の築造と考えられる。

2. 百舌鳥古墳群との連携計画

本古墳群は、百舌鳥古墳群とともに共通の価値、保存の考えのもと令和元（2019）年7月に「世界遺産百舌鳥・古市古墳群」として登録され、登録以前より関係性が密となっている。

百舌鳥古墳群は、本古墳群から約10 km西の堺市に所在し、日本最大の墳丘長486 mを誇る仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめ、4世紀後半から6世紀前半に築造された100基以上の古墳からなる古墳群である。平成26（2014）年3月に古墳群全体を史跡として群指定されている。

それぞれの古墳群として個別の課題はあるものの、本計画については堺市と議論を深め共通の理解のもとで策定したものであり、統一的な整備を実施することで陵墓等を含む両古墳群の一体性や連続性を明確化するように取り組むものとしている。

これまでも、各古墳の案内板や解説板、誘導標など統一したデザインを用いたことで、一体性が保たれ、来訪者が連続して見学することができるようになっている。

また、ガイドブックやルートマップなど各古墳群で完結することなく、両者を記載したものを作製することで、互いに古墳群の相互理解を深めるようにしている。

こうした連携は行政だけではなく、整備後の活用の一翼を担うボランティアや市民団体においてもより積極的に連携が行われるよう配慮する必要がある。

世界遺産登録を目指した過程から共通したイベントや事業などを実施したことで、それぞれの古墳の活用を図っている。また、課題である両古墳の移動手段などについても連携して対応することで、両古墳の往来を促進し、利便性を高めて移動の時間短縮を図り、古墳見学や3市での滞在時間を十分確保して各古墳や古墳群への理解を深められるよう努める。



G7 大阪・堺貿易大臣会合開催記念
古墳サミット

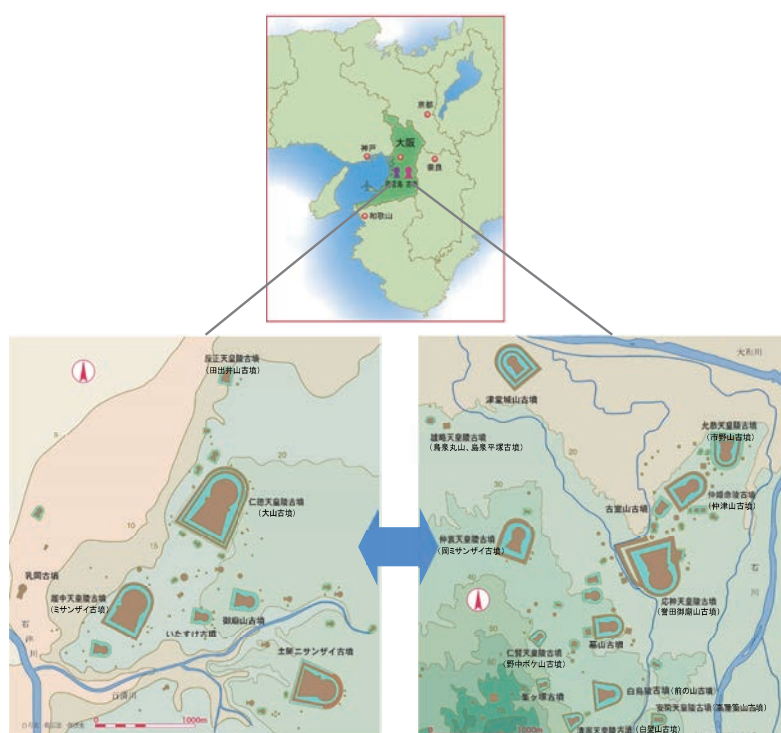


図 7-6 百舌鳥古墳群（左）と古市古墳群（右）の位置

3. 他部局との連携方針

史跡古市古墳群の整備を推進していく過程では、世界文化遺産に登録されたことを契機として国内外からの来訪者の増加が見込まれる。それに伴い、まちづくりなどにも大きな波及効果があると推測されることから、有益な整備・活用を計画的かつ継続的に実施していくために、上位計画である総合計画や都市マスタープランなど統一した計画の中で、各々の役割分担を認識した庁内体制を構築し、文化財担当部署が主となり、各担当部署と横断的な連携を図る必要がある。

また、各担当部署との綿密な連携体制を構築し、史跡や周辺の整備に活用することが可能な文化庁以外の補助金や交付金の情報を収集し、史跡や史跡周辺の整備を進めていく。

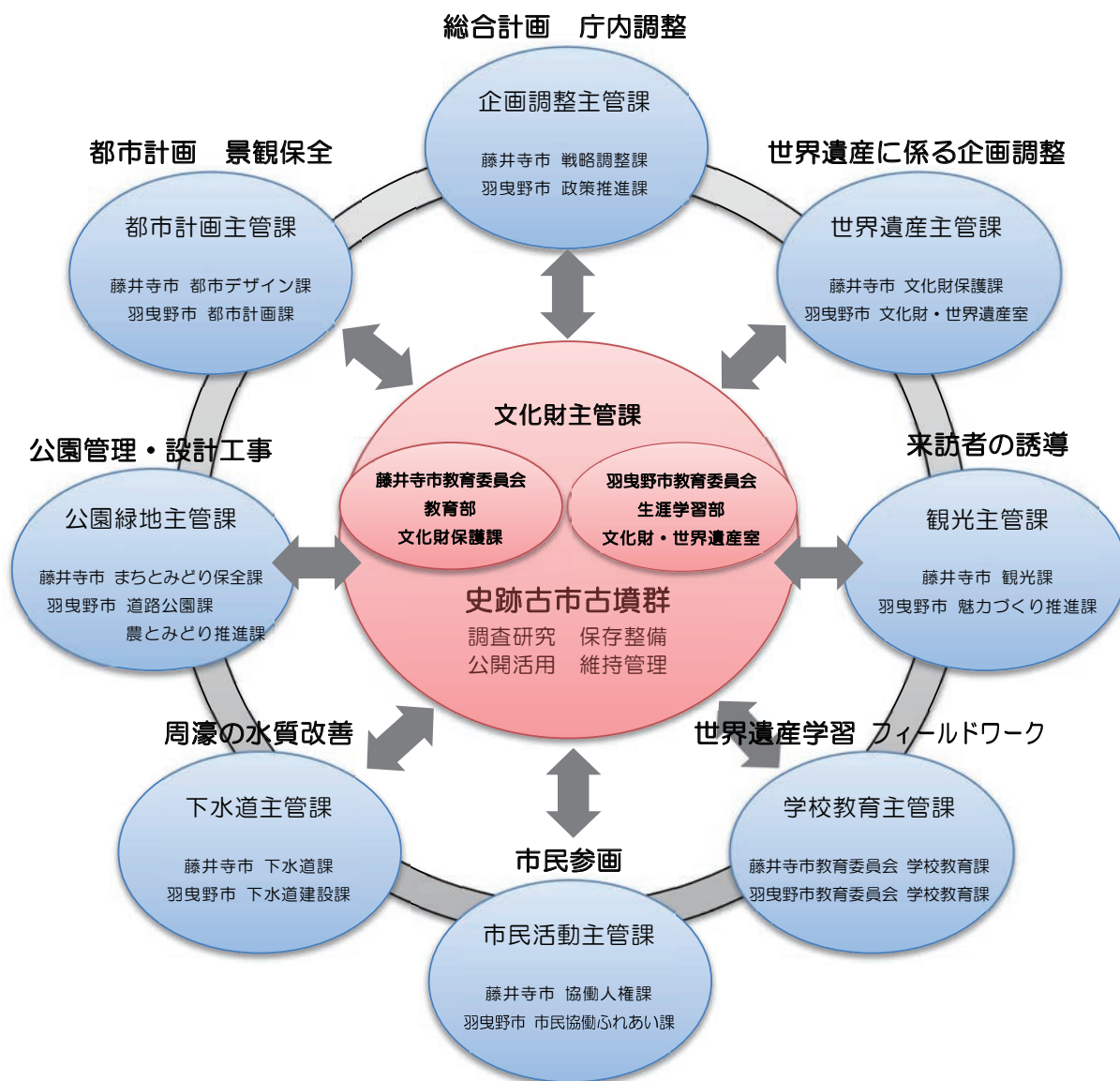


図 7-7 藤井寺市、羽曳野市庁内連携図 (令和7年3月末現在)

4. 市民とボランティア等との連携方針

本古墳群の整備を円滑に推進するためには、市民をはじめ、多くの人々の理解と協力を得る必要がある。地域住民やボランティア等の市民団体が多面的に古墳と関わりを持つことのできる機会を設け地域への声掛けを行うことで、史跡に対する興味が深まり地域プライドとなることを目指す。

現在、本古墳群で活動する団体は観光系やまちづくりに関わる団体など4団体がある（P.63表2-35参照）。

団体独自の見学会、勉強会、講演会の開催、自治体などが開催する各種イベントへの参加、自治体との共催事業など様々な事業を連携しつつ展開している。

また、両市内小学校を対象とした古墳等を巡るフィールドワークなどの説明を観光ボランティアが担っている。

今後、保存管理や整備などの面でも連携・協働を深め、市民自ら一歩踏み込んだ形で本古墳群に関わることを目指す。

第8章 事業計画

1. 年次計画

整備基本計画（第1次）の内容と、その実施状況を踏まえ、計画全体を見直した。

緊急性や優先順位を検討した上で年次計画を定める。公有化や墳丘等の遺存状況、調査成果など復元整備の資料が蓄積されているなどの条件、さらに整備することにより史跡の本質的価値の理解などに効果的な古墳など総合的な判断で整備事業の優先順位を検討する。

第1期、第2期、第3期以降に区分し、以下のとおり年次計画を策定する。

第1期は整備基本計画（第1次）に基づき整備等を実施した期間で、墳丘損壊部分等の緊急整備と、整備対象古墳の整備に向けてのデータを得るための確認調査を実施したものである。

今回策定の本計画の計画期間となる第2期では、これまで検討を積み重ねてきた整備対象古墳について、計画的な確認調査の成果などを基に、実施設計（あるいは基本設計）において整備の詳細を検討する。また、整備や事業着手に向けて諸条件を整えられる古墳を対象としている。

第3期については、保存のための整備としては、個々の保存状況を観察しながら、損傷度やその進行具合、そこから窺える緊急性などを考慮し、整備対象古墳を選定する。活用のための整備としては、公有化などの条件整備、復元などを行う場合の調査資料の蓄積やその見通し、整備による効果を考慮しつつ、対象候補を選定していく。

時 期	第1期	第2期	第3期以降～
事業工程	史跡古市古墳群整備基本計画 (第1次) (平成30年度～令和6年度) 史跡古市古墳群整備基本計画 (第2次) (令和7年度～令和16年度) 史跡古市古墳群整備基本計画 (第3次) (令和17年度～) 点検・見直し	本計画対象期間 史跡古市古墳群整備基本計画 (第2次) (令和7年度～令和16年度)	史跡古市古墳群整備基本計画 (第3次) (令和17年度～)
保存のための整備 対象古墳	【2】墓山古墳 (樹木伐採) 【3】城山古墳 (墳丘修復) 【4】古室山古墳 (樹木伐採) 【5】大鳥塚古墳 (樹木伐採) 【7】峯ヶ塚古墳 (洗掘防止対策 ・樹木伐採) 【8】鉢塚古墳 (樹木伐採) 【15】稲荷塚古墳 (樹木伐採)	【8】鉢塚古墳 (墳丘保護) ※古墳の状態を観察し、緊急性を考慮しながら整備対象古墳を検討する。	※古墳の保存状況を観察し、第3期以降の保存のための整備対象古墳を検討する。 〈整備対象の候補となる古墳〉 【4】古室山古墳 【6】はざみ山古墳 【11】助太山古墳 【13】青山古墳 【14】蕃所山古墳 【15】稲荷塚古墳 【17】割塚古墳 【18】野中宮山古墳 【20】割塚古墳

時 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期以降～
活用のための整備 対象古墳	【3】城山古墳 【7】峯ヶ塚古墳 （調査） 【21】唐櫃山古墳 （調査）	【3】城山古墳 （周遊路整備） 【7】峯ヶ塚古墳 （墳丘復元） 【21】唐櫃山古墳 （墳丘復元）	〈第 3 期以降で整備の候補と なる古墳〉 【1】応神天皇陵古墳 外堀外堤 【2】墓山古墳 【3】城山古墳 【4】古室山古墳 【6】はざみ山古墳 【9】鍋塚古墳 【10】野中古墳 【12】赤面山古墳 【16】東山古墳 【17】割塚古墳 【19】浄元寺山古墳 【22】白鳥陵古墳周堤 【23】仲姫命陵古墳 【24】安閑天皇陵古墳周堤
↑ 整備基本計画（第 1 次）策定 ↑ 整備基本計画（第 2 次）策定 ↑ 整備基本計画（第 3 次）策定			

図 8-1 本計画の対象期間と将来的な計画期間

2. 事業手法

第1期整備事業（平成30（2018）年度～令和6（2024）年度）の財源としては、国庫補助を得ながら各市の財源を活用した。史跡指定地の整備事業に関しては、事業期間全体を通じて、基本的に文化庁の「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」による補助のもと、発掘調査や設計の検討、整備工事を実施した。

第2期以降の整備事業に際しても、各市の財源に加えて、文化庁や他省庁、大阪府などの補助や支援、民間の助成金についての情報収集に努めるとともに、クラウドファンディングなどの活用も積極的に検討する。

さらに、整備事業期間中に整備基金の設置を検討し、財源の確保に努めるとともに、市民や来訪者に積極的な公開・活用を促すものとする。

調査・整備に関しては、特に調査に際して市民の参画を得て計画段階から市民の意見を募るなど、市民協働の機会を増やすことにより、自治体のみならず市民とともに史跡を守り活用する機運を醸成できるような方策を検討する。発掘調査の成果は随時、現地説明会を開催し公表するとともに、整備事業についても情報や進捗を公開することに努め、両市のホームページやSNSなどを活用し、積極的に公表していく。

3. 事業推進体制

現在は、文化財保護行政を担う藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課と羽曳野市教育委員会事務局生涯学習部文化財・世界遺産室が、史跡古市古墳群に関する整備事業全般を担当し、設計・工事担当部署に依頼して整備事業を推進している。

第2期整備事業以降についても、両市の緊密な連携や協力体制を維持しつつ、庁内関係部署と連携を図り、整備事業がより円滑に推進できる体制を構築する。

具体的な整備内容は、定期的に整備検討委員会に諮り、文化庁や大阪府教育庁の指導助言などを踏まえた上で、藤井寺市と羽曳野市が共同で推進する。さらに、世界遺産の構成資産の整備及び構成資産への影響については、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会議、文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室の指導助言を得た上で、遺産影響評価の実施など必要な手続きを取る。

各古墳の整備工事については、各市の単独の事業として位置付けされるが、整備の一体性や効率などに十分配慮し、適宜調整を図ることで着実な整備の実現を目指す。

本古墳群が市民や来訪者に広く親しまれるように、動線の確保とその整備を実施し、適切な案内板や説明板などの充実に向けて取り組み、史跡の積極的な活用を図る。そのためには、市民をはじめ、市民団体や学校、宮内庁、百舌鳥古墳群が所在する堺市との連携が不可欠である。

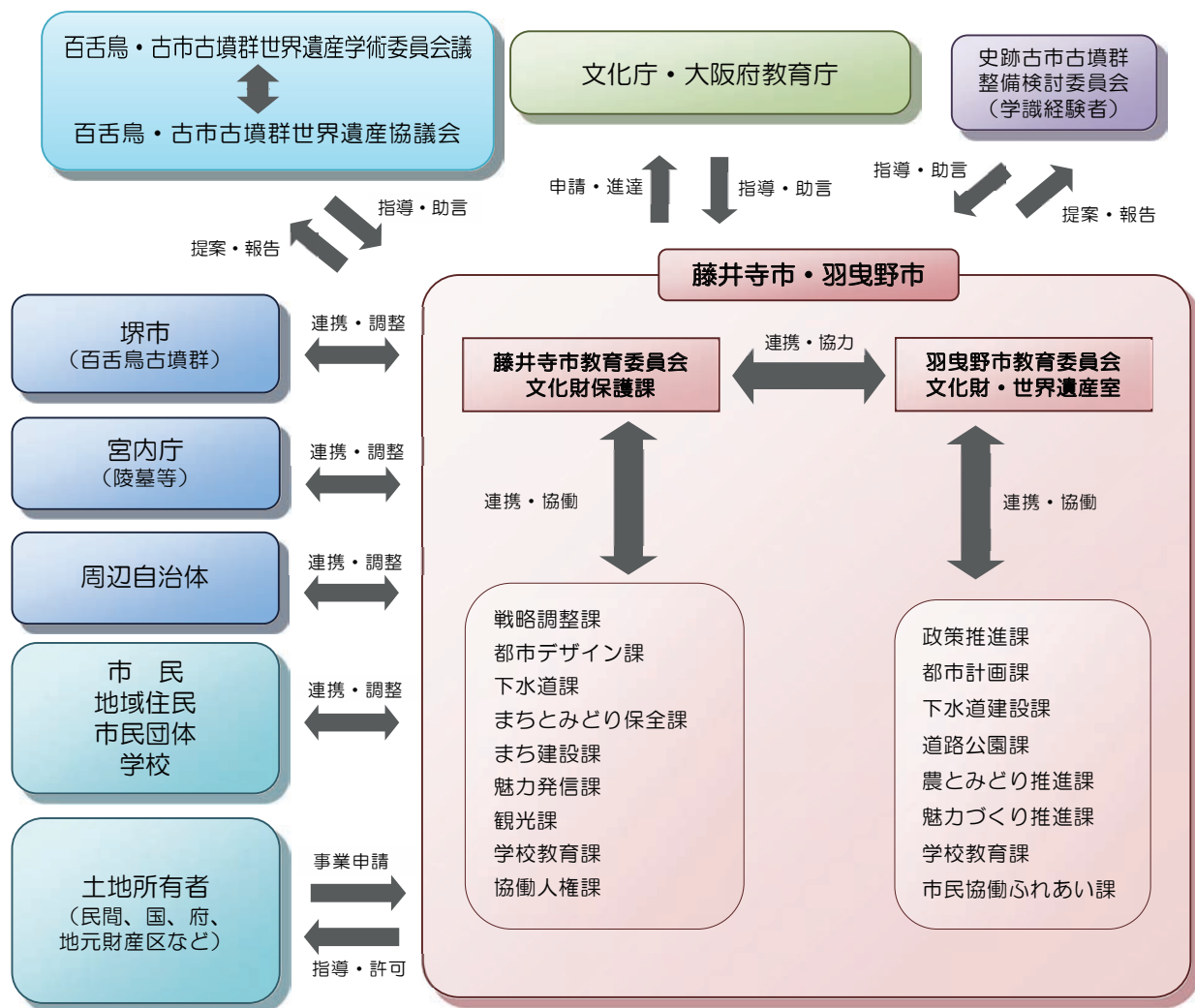


図 8-2 事業推進体制概念図

史跡古市古墳群整備基本計画 (第2次)

発 行 日 令和7年3月

編集・発行 藤井寺市教育委員会
〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1-1-1
羽曳野市教育委員会
〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4-1-1